

水俣市議会会議録

令和6年6月第2回定例会 (6月14日開会)
(7月4日閉会)

水俣市議会

令和6年6月第2回定例会（6月14日招集）会期日程表

（会期 6月14日から7月4日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月14日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 先議案件に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	15日	土		休 会	市の休日
3	16日	日			市の休日
4	17日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
5	18日	火			議案調査
6	19日	水			議案調査
7	20日	木			議案調査
8	21日	金			議案調査
9	22日	土			市の休日
10	23日	日			市の休日
11	24日	月			議案調査
12	25日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（真野頼隆君、森川武治君、平岡朱君、 藤本壽子君） （質疑通告正午まで）
13	26日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（小路貴紀君、淵上美緒君、吉野誠君）
14	27日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（杉迫一樹君、高岡朱美君、牧下恭之君） 議案質疑 委員会付託
15	28日	金	————	委員会	委員会
16	29日	土		休 会	市の休日
17	30日	日			市の休日
18	7月1日	月	————	委員会	委員会（予備）
19	2日	火		休 会	議事整理日
20	3日	水			議事整理日
21	4日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

令和6年6月第2回水俣市議会定例会会議録目次

令和6年6月14日（金） —— 1 日目 ——

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表	2
開 会	3
全国市議会議長会表彰状の伝達	3
○真野頼隆君の挨拶	3
教育長の挨拶	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 会議録署名議員の指名について	5
日程第2 会期の決定について	5
議案上程	6
日程第3 議第44号 専決処分の報告及び承認について	
専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	6
日程第4 議第45号 専決処分の報告及び承認について	
専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	6
日程第5 議第46号 専決処分の報告及び承認について	
専第4号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	7
日程第6 議第47号 専決処分の報告及び承認について	
専第5号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第14号）	7
日程第7 議第48号 専決処分の報告及び承認について	
専第6号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	7
日程第8 議第49号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第9 議第50号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども ・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正す	

る条例の制定について	1 - 7
日程第10 議第51号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	7
日程第11 議第52号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	7
日程第12 議第53号 令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	7
日程第13 議第54号 令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	7
日程第14 議第55号 令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	7
日程第15 議第56号 令和6年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	7
日程第16 議第57号 令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	7
市長の提案理由説明	7
先議案件に対する質疑	11
委員会付託	11
休憩・開議	11
日程第7 議第48号専決処分の報告及び承認について及び日程第10 議第51号令和6年度水俣市一般会計補正予算（第2号）の2件に関する委員会の審査報告	11
○総務産業委員長の報告	12
○厚生文教委員長の報告	13
委員会審査報告書	13
委員長報告に対する質疑	14
討 論	14
採 決	14
休憩・開議	15
議第58号 人権擁護委員候補者の推薦について（日程追加）	15
議第59号 人権擁護委員候補者の推薦について（日程追加）	15
市長の提案理由説明	15
質 疑	16
討 論	16
採 決	16
日程第17 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	17
日程第18 陳情の取下げについて	18
散 会	18

令和6年6月25日（火） — 2日目 —

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○真野頼隆君の質問	3
1 水俣創生について	3
2 包括連携協定について	3
3 水俣高校支援について	4
市長の答弁	4
総務企画部市長公室長の答弁	4
○真野頼隆君の再質問	5
総務企画部市長公室長の答弁	6
教育長の答弁	6
○真野頼隆君の再々質問	7
市長の答弁	8
総務企画部長の答弁	8
総務企画部地域振興課長の答弁	8
○真野頼隆君の再質問	9
総務企画部長の答弁	10
○真野頼隆君の再々質問	10
総務企画部長の答弁	11
総務企画部地域振興課長の答弁	11
○真野頼隆君の再質問	12
総務企画部長の答弁	12
○真野頼隆君の再々質問	13
休憩・開議	13
○森川武治君の質問	13
1 TSMC進出に伴う水俣市の取組について	15

2 スポーツを通した「活力生まれる水俣推進事業」の取組について……………	2-15
副市長の答弁……………	15
○森川武治君の再質問……………	17
副市長の答弁……………	17
○森川武治君の再々質問……………	18
産業建設部スポーツ推進課長の答弁……………	19
○森川武治君の再質問……………	20
産業建設部長の答弁……………	21
○森川武治君の再々質問……………	22
産業建設部長の答弁……………	22
休憩・開議……………	22
○平岡朱君の質問……………	23
1 水俣病問題について……………	23
2 学校給食費の無償化について……………	23
市長の答弁……………	23
福祉環境部長の答弁……………	24
○平岡朱君の再質問……………	25
市長の答弁……………	27
福祉環境部長の答弁……………	27
○平岡朱君の再々質問……………	28
市長の答弁……………	29
教育長の答弁……………	29
○平岡朱君の再質問……………	30
教育長の答弁……………	31
市長の答弁……………	31
○平岡朱君の再々質問……………	31
教育長の答弁……………	32
休憩・開議……………	32
○藤本壽子君の質問……………	32
1 国、県の水俣病被害者への責任を元にした救済について……………	33
2 水俣市の移住定住促進事業の現状と今後の取組について……………	33
3 山間地の維持管理活性化のための自伐型林業の推進について……………	33

福祉環境部環境課長の答弁	2 - 34
市長の答弁	35
○藤本壽子君の再質問	35
市長の答弁	36
○藤本壽子君の再々質問	37
福祉環境部長の答弁	38
総務企画部地域振興課長の答弁	38
総務企画部長の答弁	39
○藤本壽子君の再質問	40
総務企画部長の答弁	41
○藤本壽子君の再々質問	42
総務企画部地域振興課長の答弁	42
総務企画部長の答弁	43
産業建設部農林水産課長の答弁	43
○藤本壽子君の再質問	44
産業建設部農林水産課長の答弁	45
○藤本壽子君の再々質問	46
産業建設部長の答弁	47
散 会	47

令和6年6月26日（水） — 3日目 —

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	3
○小路貴紀君の質問	3
1 スタンフォード大学との連携によるグローバル人材育成事業について	3
2 市内仕出し業者と連携したスポーツ弁当の開発及び提供について	3

市長の答弁	3 - 4
○小路貴紀君の再質問	4
市長の答弁	5
○小路貴紀君の再々質問	6
教育長の答弁	8
市長の答弁	9
産業建設部スポーツ推進課長の答弁	10
○小路貴紀君の再質問	10
産業建設部長の答弁	12
○小路貴紀君の再々質問	12
休憩・開議	13
○淵上美緒君の質問	13
1 空き家対策について	14
2 旭町踏切付近の道路の現状について	14
3 小規模特認校（久木野小学校）について	14
4 新型コロナウイルス感染症対策について	14
総務企画部地域振興課長の答弁	14
○淵上美緒君の再質問	15
総務企画部長の答弁	16
○淵上美緒君の再々質問	16
総務企画部長の答弁	17
産業建設部都市計画課長の答弁	17
○淵上美緒君の再質問	18
産業建設部長の答弁	19
○淵上美緒君の再々質問	19
教育委員会事務局教育課長の答弁	19
○淵上美緒君の再質問	20
教育長の答弁	20
○淵上美緒君の再々質問	21
福祉環境部いきいき健康課長の答弁	21
○淵上美緒君の再質問	22
福祉環境部長の答弁	23

○淵上美緒君の再々質問	3-24
福祉環境部長の答弁	25
休憩・開議	25
○吉野誠君の質問	25
1 水俣市の人口推移と対策について	26
(1) 人口動態の問題点について	
(2) 令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポートについて	
2 水俣市の児童福祉の状況について	26
(1) 学童クラブについて	
(2) 保育所等の障害児保育について	
3 水俣市における子供の教育について	26
(1) 子供の教育に関する連携策について	
(2) 不登校児童生徒対策について	
総務企画部市長公室長の答弁	27
○吉野誠君の再質問	28
総務企画部長の答弁	28
○吉野誠君の再々質問	29
福祉環境部こども子育て課長の答弁	29
福祉環境部長の答弁	30
○吉野誠君の再質問	30
福祉環境部こども子育て課長の答弁	32
福祉環境部長の答弁	32
○吉野誠君の再々質問	32
教育長の答弁	34
○吉野誠君の再質問	35
教育長の答弁	37
○吉野誠君の再々質問	37
散 会	38

令和6年6月27日（木） —— 4日目 ——

出欠席議員	4-1
-------	-----

事務局職員出席者	4 - 1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○杉迫一樹君の質問	3
1 パラスポーツ振興について	3
2 インクルーシブ教育の現状と推進について	4
産業建設部スポーツ推進課長の答弁	4
○杉迫一樹君の再質問	5
産業建設部長の答弁	7
○杉迫一樹君の再々質問	8
産業建設部長の答弁	9
教育委員会事務局教育課長の答弁	9
○杉迫一樹君の再質問	11
教育長の答弁	14
○杉迫一樹君の再々質問	16
教育長の答弁	17
休憩・開議	18
○高岡朱美君の質問	18
1 定住促進策について	19
2 おれんじ鉄道水俣駅のテナントの利活用について	19
3 地方自治法の一部改正について	19
福祉環境部市民課長の答弁	20
総合医療センター事務部総務課長の答弁	20
産業建設部経済振興課長の答弁	21
○高岡朱美君の再質問	21
総務企画部長の答弁	24
総務企画部地域振興課長の答弁	25
○高岡朱美君の再質問	25
総務企画部長の答弁	26

○高岡朱美君の再々質問	4-26
総務企画部総務課長の答弁	27
総務企画部長の答弁	27
○高岡朱美君の再質問	27
総務企画部長の答弁	28
○高岡朱美君の再々質問	28
市長の答弁	30
休憩・開議	30
○牧下恭之君の質問	30
1 人口減少・少子化対策について	31
2 学校給食費無償化について	31
3 軟骨伝導イヤホン導入について	32
総務企画部市長公室長の答弁	33
福祉環境部長の答弁	33
総務企画部長の答弁	34
○牧下恭之君の再質問	34
産業建設部長の答弁	35
教育長の答弁	35
○牧下恭之君の再質問	36
教育長の答弁	36
福祉環境部市民課長の答弁	37
○牧下恭之君の再質問	37
福祉環境部長の答弁	38
○牧下恭之君の再々質問	38
休憩・開議	38
質 疑	38
日程第2 議第44号 専決処分の報告及び承認について	
専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	38
日程第3 議第45号 専決処分の報告及び承認について	
専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	39
日程第4 議第46号 専決処分の報告及び承認について	

専第4号	水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	4-39
日程第5	議第47号 専決処分の報告及び承認について	
	専第5号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第14号）	39
日程第6	議第49号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	39
日程第7	議第50号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども ・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例の制定について	39
日程第8	議第52号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	40
日程第9	議第53号 令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	40
日程第10	議第54号 令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	40
日程第11	議第55号 令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	40
日程第12	議第56号 令和6年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	41
日程第13	議第57号 令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	41
委員会付託		41
散 会		41

令和6年7月4日（木） — 5日目 —

出欠席議員	5-1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
休憩・開議	3
発言取消しを求める動議（日程追加）	3
○真野頼隆君の動議説明	4
質 疑	5
発言申出の同意	5
○平岡朱君の発言	5
討 論	6

○高岡朱美君の反対討論	5－6
○桑原一知君の賛成討論	7
○松本和幸君の賛成討論	7
○小路貴紀君の賛成討論	8
○藤本壽子君の反対討論	10
休憩・開議	10
○藤本壽子君の反対討論	11
採 決	11
日程第1 議第44号専決処分の報告及び承認についてから日程第13 陳第1号現行健康保険証について当面の間の存続を求める陳情についてまで13件に関する委員会の審査報告	11
○総務産業委員長の報告	12
○厚生文教委員長の報告	15
委員会審査報告書	18
委員長報告に対する質疑	19
討 論	19
○高岡朱美君の賛成討論（陳第1号）	19
○木戸理江君の反対討論（陳第1号）	21
○藤本壽子君の賛成討論（陳第1号）	22
採 決	22
日程第14 委員会の閉会中の継続調査について	23
閉会中継続調査申出書	24
閉 会	25

令和6年6月14日

令和6年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明並びに
先議案件（令和6年度補正予算等）の表決

令和6年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和6年6月14日水俣市長第2回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和6年6月14日午前10時0分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和6年7月4日午前11時29分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

令和6年6月14日（金曜日）

午前10時0分 開会

午後2時57分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	淵 上 美 緒 君
吉 野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木 戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡 本 広 志 君）	主 幹（橋 本 晃 君）
主 任（宮 崎 聖 子 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 12人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（原 弘 樹 君）	福祉環境部長（堤 茂 君）
産業建設部長（田 中 真 也 君）	総務企画部次長（岡 本 夫美代 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	上下水道局長（永 田 久美子 君）
総合医療センター事務部総務課長（竹 下 昭 博 君）	総務企画部市長公室長（白 本 亮 君）
総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）	総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）

○議事日程 第1号

令和6年6月14日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第44号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

第4 議第45号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第14号）

第7 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第1号） (総務産業)

第8 議第49号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第50号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第51号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第2号） (各委)

第11 議第52号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

第12 議第53号 令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第13 議第54号 令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第14 議第55号 令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

第15 議第56号 令和6年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

第16 議第57号 令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第17 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

第18 陳情の取下げについて

令和6年6月第2回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	紹介議員	付託委員会
------	-----	-------------------	------	-------

陳第1号	現行健康保険証について当面の間の存続を求める陳情について	熊本市中央区九品寺1丁目17番9号 熊本県退職者連合 会長 米岡 新一 外1人		厚生文教
------	------------------------------	---	--	------

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

議第58号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第59号 人権擁護委員候補者の推薦について

開会

午前10時0分 開会

○議長（岩村龍男君） ただいまから令和6年第2回水俣市議会定例会を開会します。

全国市議会議長会表彰状の伝達

○議長（岩村龍男君） 会議に入ります前に、去る5月22日に、開催された全国市議会議長会第100回定期総会において、真野頼隆議員が議員25年勤続の表彰を受けられました。

これから表彰状を伝達します。

被表彰者の真野議員は、演壇の前までおいで願います。

（議長が表彰状を朗読し、真野議員に表彰状を伝達する。）

○議長（岩村龍男君） 被表彰者の真野頼隆議員から発言を求められておりますので、この際、発言を許します。

真野頼隆議員。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 ただいま、勤続25年という表彰を受けました。本当に何ていうか身に余る光栄だと思っております。

まず、今日のこの喜びは、家族の支え、そして市民、それと、これまでの議員各位並びにこれまでの市職員の御支援の賜物であると深く感謝申し上げます。

私が議員になりました平成7年、水俣市の人口は約3万3,000人。現在が約2万2,000人と、1万1,000人ほど減っております。この四半世紀ってというか約30年ぐらいになるんですけども、議員トータルするとですね。それと、議員の数も最初24名だったのが、現在は16名と、3分の1減っております。これだけやっぱり水俣市もだんだん人口もですね、やっぱり減少してきているのかなあと。

今回、また一般質問でも取り上げますけども、やっぱり消滅可能性自治体ということで、また水俣市もそういうふうに新聞報道でも発表されていますけれども、これからやっぱり水俣市をど

うやっていくのかと、やっぱり高岡市長、非常にこれから難しいですね、かじ取りを迫られているのではないかなと思っております。いろいろですね、課題はまだ山積しておりますけども、今日は私だけではなくて本来ならば、牧下議員もですね、同じ25年で表彰を受けられるはずだったんですけども、辞退されたもんですから、牧下議員の思いも込めてですね、これからやっぱりこの水俣市にまだ残されたいろんな課題ありますけども、やっぱり子育て支援ということで、何とか高岡市長のですね、残りの任期中に、給食費の無償化を含めて、やっぱり子育て支援を強化をしていただきたいということをですね、切にお願いしまして、私の今日の受章の御挨拶に代えさせていただきます。

本当にありがとうございました。(拍手)

○議長（岩村龍男君） 以上で、全国市議会議長会の表彰の伝達を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、小島教育長から発言を求められておりますので、発言を許します。

小島教育長。

(教育長 小島泰治君登壇)

○教育長（小島泰治君） 議長のお許しを頂きましたので、一言御挨拶を申し上げます。

さきの3月議会におきまして、教育長の選任に対する同意を頂き、4月2日をもちまして、3期目の就任をいたしました。これまで6年間教育の重要性を認識し、議員の皆様方をはじめ、多くの方々の御指導を頂きながら、水俣市の教育行政に携わってまいりました。

この間、学校には空調設備の設置や1人1台タブレット端末の導入など、教育環境の充実を図っていただき大変ありがたく思っております。

今なお、教育に係る課題は山積しておりますが、その責任の重大さを認識し、新たな決意を持って課題解決のために、全力で取り組んでまいり所存です。

とりわけ、学校教育におきまして、リーダーシップを発揮しながら、児童生徒の学力向上に努めてまいりますので、今後とも、議員の皆様方の御指導と御協力をお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長（岩村龍男君） これから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、厚生文教常任委員会に付託します。

次に、本日、市長から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分の報告1件、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費の報告1件、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づく事故繰越の報告1件、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算の繰越しの報告2件、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく、水俣市土地開発公社及び株式会社みなまたの経営状況の報告各1件、以上7件の報告が提出されました。

議席に配付しておきましたので、御確認をお願いします。

次に、監査委員から、令和5年度定期監査（後期12月、令和6年2月実施分）、令和6年度定期監査（前期4月実施分）の結果報告、令和5年12月分から令和6年2月分の一般会計、特別会計等及び令和5年4月分から12月分の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えてありますから、御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、原総務企画部長、堤福祉環境部長、田中産業建設部長、岡本総務企画部次長、白本市長公室長、梅下総務課長、柿本地域振興課長、小島教育長、竹下総合医療センター事務部総務課長、永田上下水道局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岩村龍男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、森川武治議員、小路貴紀議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（岩村龍男君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

令和6年6月第2回定例会（6月14日招集）会期日程表

（会期 6月14日から7月4日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月14日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 令和6年度一般会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決

2	15日	土			市の休日
3	16日	日			市の休日
4	17日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
5	18日	火			議案調査
6	19日	水			議案調査
7	20日	木		休 会	議案調査
8	21日	金			議案調査
9	22日	土			市の休日
10	23日	日			市の休日
11	24日	月			議案調査
12	25日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	26日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	27日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	28日	金	————	委員会	委員会
16	29日	土			市の休日
17	30日	日		休 会	市の休日
18	7月1日	月	————	委員会	委員会（予備）
19	2日	火			議事整理日
20	3日	水		休 会	議事整理日
21	4日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（岩村龍男君） お諮りします。

定例会の会期は、本日から7月4日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

日程第3 議第44号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第45号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第14号）

日程第7 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議第49号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第50号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第51号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

日程第11 議第52号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

日程第12 議第53号 令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議第54号 令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議第55号 令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議第56号 令和6年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第16 議第57号 令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（岩村龍男君） 日程第3、議第44号専決処分の報告及び承認についてから、日程第16、議第57号令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号まで、14件を一括して議題とします。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本市議会定例会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第44号専決処分の報告及び承認について、専第2号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったもの

であります。

改正の内容といたしましては、個人住民税の定額減税実施に伴う特別税額控除に係る規定の新設、固定資産税における償却資産の課税標準特例の追加等であります。

次に、議第45号専決処分の報告及び承認について、専第3号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の算定における後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ及び軽減判定所得の見直しであります。

次に、議第46号専決処分の報告及び承認について、専第4号水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正による自己負担額の引下げを4月から適用することに伴い、本案のように専決処分を行ったものであります。

次に、議第47号専決処分の報告及び承認について、専第5号令和5年度水俣市一般会計補正予算第14号について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等により予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ389万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ167億1,952万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、事業費の確定に伴い、予算額の調整を行ったほか、第2款総務費に、住民基本台帳事務経費を計上いたしております。

なお、財源としましては、第14款国庫支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、住民基本台帳事務経費の追加及び水俣病資料館整備事業外2件の変更を計上いたしております。

また、地方債の補正として、公営住宅建設事業外5件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第48号専決処分の報告及び承認について、専第6号令和6年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、令和6年能登半島地震の被災市町村に対する人的支援等のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ525万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それ

ぞれ164億1,925万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に、災害支援関係経費、第9款教育費に、体育施設管理運営費を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第18款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第49号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市営住宅の収入基準について、裁量階層世帯に係る子育て世帯の対象範囲を拡大し、居住の安定を図る必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第50号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第51号令和6年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億2,303万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ166億4,228万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に、「世界へつながる水俣」推進事業として、グローバル人材育成事業、第3款民生費に、低所得者への価格高騰緊急支援給付事業、定額減税に係る調整給付事業、第4款衛生費に、省エネ家電製品買換え促進補助金を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第18款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第52号令和6年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,066万7,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ167億6,295万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の減額のほか、第3款民生費に、放課後児童健全育成事業、第4款衛生費に、予防接種事業、第5款農林水産業費に、物価高騰対策事業補助金、第9款教育費に、物価高騰対策水俣市学校給食会計補助金などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為の補正として、公用車購入費及び水俣病資料館収蔵庫増設工事請負費

の変更を計上いたしております。

また、地方債の補正として、公営住宅建設事業外 2 件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第53号令和 6 年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ133万4,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ35億5,105万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第 1 款総務費に、人事異動による人件費の減額を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第 6 款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第54号令和 6 年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ82万1,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ 5 億3,151万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第 1 款総務費に、人事異動による人件費の減額を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第 3 款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第55号令和 6 年度水俣市介護保険特別会計補正予算第 1 号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ539万1,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ36億9,278万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第 1 款総務費において、人事異動に伴う人件費の減額を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第 7 款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第56号令和 6 年度水俣市水道事業会計補正予算第 1 号について申し上げます。

今回の補正は、令和 6 年度水俣市水道事業会計予算第 3 条に定める、収益的収入の額を1,430万1,000円増額して、補正後の収益的収入の額を 4 億5,457万7,000円に、収益的支出の額を1,273万7,000円増額して、補正後の収益的支出の額を 4 億1,601万9,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、収益的収入には退職給付負担金の増額、収益的支出には職員の人事異動に伴う人件費の増額を行っております。

次に、議第57号令和 6 年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第 1 号について申し上げます。

今回の補正は、令和 6 年度水俣市公共下水道事業会計予算第 3 条に定める、収益的収入の額を280万6,000円増額して、 8 億4,589万3,000円に、収益的支出の額を280万6,000円増額して、 8 億

4,589万3,000円とし、令和6年度水俣市公共下水道事業会計予算第4条に定める、資本的収入の額を56万5,000円増額して、1億5,928万4,000円に、資本的支出の額を56万5,000円増額して、4億2,896万7,000円とするものです。

補正の内容といたしましては、収益的収入において、職員の人事異動に伴う他会計補助金の増額を行っております。また、収益的支出において、職員の人事異動に伴う人件費の増額を行っております。

このほか、資本的収入において、職員の人事異動に伴う他会計補助金の増額を行っております。また、資本的支出において、職員の人事異動に伴う人件費の増額を行っております。

以上、本市議会に提案いたしました議第44号から議第57号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第48号専決処分の報告及び承認について、及び議第51号令和6年度水俣市一般会計補正予算第2号の2件については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第48号専決処分の報告及び承認について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

○議長（岩村龍男君） 次に、議第51号令和6年度水俣市一般会計補正予算第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第48号及び議第51号の議案2件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時22分 休憩

午後2時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案2件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長、真野頼隆議員。

(総務産業委員長 真野頼隆君登壇)

○総務産業委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第48号専決処分の報告及び承認について、専第6号令和6年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、令和6年能登半島地震の被災市町村に対する人的支援等のため、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ525万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ164億1,925万4,000円とするものである。

補正の内容としては、第2款総務費に、災害支援関係経費、第9款教育費に、体育施設管理運営費を計上している。

財源としては、第18款繰入金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、令和6年能登半島地震の被災市町村に対する人的支援について、当初3月終了予定だったものが、5月まで延長となったとのことだが、5月で終了できる見込みかただしたのに対し、主に建物等の被災状況の判定作業を行っているが、被災認定に対する不服や再審査の業務量が多く、期間が延長となっている。6月以降は、石川県の近隣市町村からの応援で賄うと聞いているとの答弁がありました。

あわせて、市から延べ8名派遣したとのことだが、被災認定の経験がある職員を派遣しているのかただしたのに対し、主に税務課固定資産税係や、産業建設部の建築関連の係の経験がある職員を派遣しているとの答弁がありました。

また、旧第三中学校体育館雨漏り修繕工事について、当該施設は避難所に指定されているが、避難に支障はないかただしたのに対し、現地を確認し、現在崩落の可能性のある天井は全て剥がし、その下は立入りできないようにしている。玄関の一部であるので、避難に支障はないと考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

最後に、議第51号令和6年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、第2款総務費に、「世界へつながる水俣」推進事業として、グローバル人材育成事業を計上している。

財源としては、第14款国庫支出金、第18款繰入金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、スタンフォード大学とのグローバル人材育成事業について、事業は全て英語で行うのかただしたのに対し、全て英語で行うとの答弁がありました。

また、スタンフォード大学と事業を行うことになった経緯をただしたのに対し、原総務企画部長がスタンフォード大学に派遣されていた際に知り合った大学の教授が当事業を担当しており、本市でも同様の事業ができないかと教授と協議を重ねた結果、今回の事業化に至ったとの答弁がありました。

また、成績優秀者が表彰式のために渡米する際の旅費は個人の負担かただしたのに対し、公費で負担したいと考えているとの答弁がありました。

また、別に料金を払って、一般の人がこの事業に参加することはできるのかとただしたのに対し、あくまで大学側が高校生に対して提供するコースであるため、一般の人は参加できないとの答弁がありました。

また、事業の継続性の見込みについてただしたのに対し、大学側もできれば複数年度で行ってほしいと考えており、他自治体でも複数年度行っているため、本市としても補助金等を活用して、来年度以降も継続したいと考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、厚生文教委員長、牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告いたします。

議第51号令和6年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、第3款民生費に、低所得者への価格高騰緊急支援給付事業、定額減税に係る調整給付事業、第4款衛生費に、省エネ家電製品買換え促進補助金を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、省エネ家電製品買換え促進補助金の制度の内容は、前回までと変更はないかただしたのに対し、前回までと変更はなく、エアコンと冷蔵庫の2品目の省エネ家電製品への買換えに対し補助金を交付するものである。補助額は、補助対象経費の2分の1で、最大5万円を助成するものであり、エアコン100台分、冷蔵庫100台分であるとの答弁がありました。特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和6年6月14日

総務産業常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	承 認	全員賛成
議第51号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第2号）中付託分	原案可決	全員賛成

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和6年6月14日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第51号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第2号）中付託分	原案可決	全員賛成

○議長（岩村龍男君） 以上で、委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第48号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の審査報告のとおり承認しました。

○議長（岩村龍男君） 次に、議第51号令和6年度水俣市一般会計補正予算第2号を採決します。

本件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

この際しばらく休憩します。

午後2時39分 休憩

午後2時50分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長から人事案2件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

お諮りします。

ただいま市長から、議第58号人権擁護委員候補者の推薦について、及び議第59号人権擁護委員候補者の推薦についての2件が提出されました。

この際、本2件を日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって、議第58号人権擁護委員候補者の推薦について、及び議第59号人権擁護委員候補者の推薦についての2件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議第58号 人権擁護委員候補者の推薦について（日程追加）

議第59号 人権擁護委員候補者の推薦について（日程追加）

○議長（岩村龍男君） それでは、議第58号人権擁護委員候補者の推薦について、及び議第59号人権擁護委員候補者の推薦についての2件を一括して議題とします。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第58号及び議第59号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、本田真一委員、小形美千代委員の任期が令和6年9月30日をもって満了となりますが、引き続き両氏を推薦いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

両氏につきましては、人格、識見ともに優れた方で、人権相談や人権啓発などに熱意を持って積極的に取り組まれており、人権擁護委員として誠に適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第58号及び議第59号について、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま提案理由の説明がありました本2件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本2件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本2件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第58号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案の候補者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案の候補者を適任と認めることに決定しました。

次に、議第59号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案の候補者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案の候補者を適任と認めることに決定しました。

日程第17 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長(岩村龍男君) 次に、日程第17、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員会委員の選挙から行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることとし、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に、井上信二君、吉村明賢君、佐伯宗雄君、遠山正行君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました4人の方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることとし、議長において指名することに決定しま

した。

補充員に、松山勝征君、市来敏明君、緒方康洋君、池田龍己君、以上の方を指名します。
お諮りします。

ただいま議長において指名しました4人の方を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4の方が補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

ただいまの選挙によって、選挙管理委員会委員及び補充員の当選人が決定しましたが、当選人の告知については、議長において措置しますので、御了承願います。

日程第18 陳情の取下げについて

○議長(岩村龍男君) 次に、日程第18、陳情の取下げについてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっております令和5年陳第1号の取下げについては、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって、令和5年陳第1号の取下げについては、これを承認することに決定しました。

○議長(岩村龍男君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明15日から24日までは、議案調査のため休会であります。

次の本会議は、25日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、25日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は17日正午まで、議案質疑の通告は25日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時57分 散会

令和6年6月25日

令和6年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

令和6年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月25日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後3時13分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	淵 上 美 緒 君
吉 野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木 戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡 本 広 志 君）	主 幹（橋 本 晃 君）
主 任（宮 崎 聖 子 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 16人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（原 弘 樹 君）	福祉環境部長（堤 茂 君）
産業建設部長（田 中 真 也 君）	総務企画部次長（岡 本 夫美代 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	上下水道局長（永 田 久美子 君）
総合医療センター事務部総務課長（竹 下 昭 博 君）	総務企画部市長公室長（白 本 亮 君）
総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）	総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）
福祉環境部環境課長（岩 田 幸 哉 君）	産業建設部スポーツ推進課長（中 村 俊 彦 君）
産業建設部農林水産課長（山 村 良 一 君）	教育委員会事務局教育課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第2号

令和6年6月25日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1 真 野 頼 隆 君 | 1 水俣創生について |
| | 2 包括連携協定について |
| | 3 水俣高校支援について |
| 2 森 川 武 治 君 | 1 T S M C進出に伴う水俣市の取組について |
| | 2 スポーツを通じた「活力生まれる水俣推進事業」の取組について |
| 3 平 岡 朱 君 | 1 水俣病問題について |
| | 2 学校給食費の無償化について |
| 4 藤 本 壽 子 君 | 1 国、県の水俣病被害者への責任を元にした救済について |
| | 2 水俣市の移住定住促進事業の現状と今後の取組について |
| | 3 山間地の維持管理活性化のための自伐型林業の推進について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

監査委員から、令和6年3月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えてありますので、御閲覧願います。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、岩田環境課長、山村農林水産課長、中村スポーツ推進課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願

います。

初めに、真野頼隆議員に許します。

(真野頼隆君登壇)

○真野頼隆君 皆さんおはようございます。真志会の真野頼隆です。

今年は、年明けから例年になく雨の日が多いように感じます。九州南部も、梅雨に入り、毎日 うっとうしい天気が続いており、先週早くも高齢者等避難が出ましたが、大きな災害が、発生しないことを願っています。

7月に入ると中学校ではテストがありますが、塾生が社会科の歴史のことを聞いてきました。試験範囲が第一次世界大戦から第二次世界大戦の後までです。何が原因で戦争が起き、その後どうなったかを説明すると、生徒が、「世界の人々は平和を願いつつ、第一次世界大戦後に国際連盟、第二次世界大戦後に国際連合をつくったものの、その後、東西冷戦時代となり、今でもG7対BRICSと2つに分かれていますよね。」といった言葉が私の心にぐさりと刺さりました。なぜ、人類は争うのか、価値観の違いか、世界観の違いなのか、それとも権勢欲のためなのか。私たち日本は、G7側にあり、民主主義による成熟社会を形成していると思います。

成熟社会にある国々は、どこも人口減少に陥っています。

そんな折、消滅可能性自治体のことが10年ぶりに再び話題となりました。それと包括連携協定の締結と、水俣高校に半導体情報科の設置の話題は、これからの水俣創生に向けて、大事なことだと考え、今回取り上げた次第です。

それでは、通告に従い順次質問いたしますので、執行部の明快なる答弁、よろしくお願いいたします。

1、水俣創生について。

①、2024年4月24日、民間組織「人口戦略会議」が公表した報告書によると、全国で744自治体、熊本県で18市町村が「消滅可能性自治体」とされた。その中に、今回も水俣市が含まれているが、このことを市長はどう捉えているか。

②、水俣市の将来推計人口は、どうなるのか。また、そのうちの20歳から39歳までの女性はどうなるのか。

③、先日、2023年の合計特殊出生率が発表されたが、水俣市のこれまでの推移はどうか。

2、包括連携協定について。

①、令和6年3月18日に水俣市、国保水俣市立総合医療センター、水俣高校と熊本保健科学大学の間で結ばれた包括連携協定とはどのようなものか。

②、熊本保健科学大学は、これまでいろいろなところと包括連携協定を結んでいると聞くが、今回の水俣のようなケースはあるか。また、その成果をどのように聞いているか。

3、水俣高校支援について。

①、これまで市として水俣高校にどのような支援をしているのか。

②、水俣高校に半導体情報科が令和7年度から新設されると新聞発表があったが、水俣市としてはこのことをどう捉えているか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 初めに、水俣創生について順次お答えします。

まず、2024年4月24日、民間組織「人口戦略会議」が公表した報告書によると、全国で744自治体、熊本県で18市町村が「消滅可能性自治体」とされた。その中に今回も水俣市が含まれているが、このことを市長はどう捉えるか、との御質問にお答えします。

今回の人口戦略会議の報告内容によると、2020年から2050年までの30年間で、20歳から39歳の若年女性人口が、50%以上減少する自治体が消滅可能性自治体とされており、本市もこの中に含まれています。

この報告は、2014年に一度行われており、本市の若年女性人口の減少率は、62%でしたが、今回の結果では、51.3%となっており、前回の結果より、10%ポイント以上改善しているとの報告もされています。

これらの数字のみをもって、本市の人口減少について、全てを判断することは難しいところではありますが、本市の人口が年々減少している事実には変わりありませんので、一つの提言として真摯に受け止め、若年層世代を中心とした人口減少対策に取り組む必要があると認識しています。

○議長（岩村龍男君） 白本市長公室長。

（総務企画部市長公室長 白本亮君登壇）

○総務企画部市長公室長（白本 亮君） 次に、水俣市の将来推計人口はどうなるのか。また、そのうちの20歳から39歳までの女性はどうなるのか、との御質問にお答えします。

まず、水俣市の将来推計人口ですが、国立社会保障・人口問題研究所が2023年に推計した、2050年までの数値について申し上げます。

2030年が1万9,372人、2040年が1万5,812人、2050年が1万2,700人。2020年の国勢調査の実績値2万3,557人に対し、2050年では1万857人減少するとなっています。

次に、20歳から39歳までの女性についてですが、2030年が1,093人、2040年が1,023人、2050年が804人、2020年の国勢調査の実績値1,651人に対し、2050年では847人減少するとなっています。

次に、先日、2023年の合計特殊出生率が発表されたが、水俣市のこれまでの推移はどうか、との御質問にお答えします。

なお、市区町村における合計特殊出生率については、厚生労働省において、国勢調査の年を中心とした5年間の日本人のデータを基として作成されております。また、和暦で公表されていることから、和暦での答弁とさせていただきます。

では、合計特殊出生率の過去3回の推移について申し上げます。平成20年から平成24年が1.83、平成25年から平成29年が1.73、平成30年から令和4年が1.59となっています。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 それでは2回目の質問に入ります。

市長の認識は、10年前に比べて若年女性人口の減少率は、10%ポイント以上改善しているものの、人口が減少している事実は変わらないので、このことを真摯に受け止め、若年層世代を中心とした人口減少対策に取り組む必要があるとのことでした。

私は、消滅可能性自治体の対象となったからといって、自治体が消滅するとは思いませんが、水俣市が、全盛期には5万人を超えていた人口が、令和6年4月末現在、2万1,892人と、半数以下になり、さらに2050年には1万2,700人になると予想されていることに寂しさを覚えます。何とか人口減に、歯止めがかからないものかと危惧しております。かといって、人口減少問題は水俣だけの問題ではなく、日本全体の問題であると考えます。

ここで、今回消滅可能性自治体から脱却した、宮城県大衡村のケースを紹介しますと、宮城県の中部に位置する、人口5,500人の大衡村は、10年前に消滅の可能性がある、指摘されたことをきっかけに、子育て支援策を強化しました。出産時や入学時の祝い金やおむつや粉ミルクなどの購入に使えるクーポン券の配布を始めたほか、子育てなどの悩みにボランティアが対応する、「むらっこ」を立ち上げました。また、村に定住する意思がある若い世代の転入者が、住宅を購入する際、最大150万円を補助する制度を設けるなどした結果、子育て世代の転入が増加したといえます。

さらに、将来の人口推計が改善した大きな理由が企業誘致の成功だそうです。村には、多くの企業が工場を建設、新たな半導体工場の建設も予定されているそうです。

高岡市長もこれまで、18歳までの医療費無償化、給食費の補助など、子育て支援を強化されていることは承知しておりますが、そのほかに、消滅可能性自治体を脱却するための長期プランはあるか質問します。

また、20歳から39歳までの女性の人口は、合計特殊出生率の推移、それと近年の出生者数を見れば、10年、20年、30年後の児童生徒数も、かなり減ってくるのが予想されます。私は、小学校は、地域に根差したものであってほしいと思いますが、中学校は、部活動、団体生活など、あ

る一定数での切磋琢磨が望ましいと考えます。

そこで、人口減少が進む中、将来の学校再編成をどう考えているのか質問します。以上２点です。

○議長（岩村龍男君） 白本市長公室長。

○総務企画部市長公室長（白本 亮君） 真野議員２回目の御質問にお答えします。

２つございましたが、まず、消滅可能性自治体を脱却するための長期プランはあるのか、について、私のほうからお答えします。

出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけることなどを目的として、地方創生に取り組むため、国は、平成26年度に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しております。

本市では、この趣旨などを踏まえ、平成27年度に、本市の人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生水俣市人口ビジョン」及び地域の実情に応じた５か年の施策の方向性を提示する「第１期水俣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しております。

また、令和元年度には、第１期総合戦略の計画期間終了に伴い、地方創生に継続して取り組むために、人口ビジョンの改定及び第２期総合戦略の策定を行っています。なお、第２期総合戦略の計画期間が本年度末までとなっておりますので、本年度中に、人口ビジョンの改定及び第３期総合戦略の策定を行うこととしております。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 真野議員の２回目の御質問のうち、２つ目の質問にお答えいたします。

人口減少が進む中、将来の学校再編成をどう考えているのか、との御質問でした。

水俣市では、平成19年10月、子供たちの教育環境を整え、きめ細やかな指導により、「確かな学力」を身につけることなどを目的として、「水俣市小中学校再編成実施計画」を策定し、小中学校の再編成を行いました。

小学校に関しては、市街地の校区見直しのほか、深川小学校及び石坂川小学校が閉校となり、市内７小学校へ再編成されました。

中学校に関しても、市街地の校区見直しのほか、第三中学校、湯出中学校及び久木野中学校が閉校となり、市内４中学校へ再編成されました。

ただし、水俣市小中学校再編成実施計画においては、「再編成をした後、児童生徒数の著しい減少等があった場合には、再検討するもの」としておりますので、議員御指摘のとおり、昨今の人口減少や少子化の状況及び児童生徒数の推移をしっかりと見極め、児童生徒にとって、充実した教育環境を整えるために、再編成の必要性について、慎重に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 それでは、3回目の質問をしたいと思います。

水俣市はもちろん、全国の全ての自治体が今回の消滅可能性自治体の公表に危機感を抱き、いろんな施策を講じていますが、成熟社会での価値観の変化などにより、人口が減少しているのではないかと思います。

それを、如実にあらわしている報道を、先日、目にしました。私たちの世代は、戦後の貧しい時代を乗り越え、高度経済成長期の中でよりよい生活を求め、一生懸命働いてきましたが、現在は、仕事とプライベートのどちらを優先するかとアンケートをとったところ、僅かではありますが、プライベートを優先する人のほうが上回っていました。現在の若者は、家族との時間だったり、自分のための時間を大切にしているんだと思います。

それと、最初の答弁でもありましたように、20歳から39歳までの女性の人口も、2020年の1,651人に対し、2050年には半減の804人です。

また、民間の産婦人科がなくなり、残るは総合医療センターだけ、しかし、総合医療センターも現在の医師が辞められたら先はどうなるのか。水俣で子供が産めなくなる可能性もあります。

そういった中ではありますが、例えば、熊本にT S M Cが進出してきているこの機会に、これからの花形産業である半導体関連の企業が誘致できれば、若者の人口が増え、まちに活気が戻ってくると考えます。また、来年度から水俣高校に半導体情報科ができるのも追い風になると思います。

そこで、企業誘致により、若者の雇用の確保を図り、人口増につなげるべきと考えるがいかがか質問します。

また、定住促進の一例として、鹿児島県長島町の奨学金制度を紹介しますと、前回の指摘を受け、その2年後に町を出ていく若者を呼び戻そうと、独自の奨学金制度を創設、町外の高校や大学などを卒業した後に、10年以内に町に戻って定住すれば、元金や利息の返済を、町が肩代わりするもので、その名も「ぶり奨学金」。町は、国内有数の養殖ブリの産地として知られ、外の世界を回遊した後に、Uターンしてほしいという思いから名づけられたそうです。地元の信用金庫でローンを申し込むと、高校在学中は、一月3万円、大学や大学院、専門学校の在学中は、一月5万円が保護者に貸し出されます。財源は、当初は一般財源で賄っていたが、現在はふるさと納税の寄附金を充てているとのこと。町によると、制度開始から昨年度までの8年間で、376人が受給し、このうち現在22歳以上に限ると、受給した119人のうち、61人が町で暮らしていて、Uターン率は51%余りだということです。

そこで、子育て世代の定住化に向けて、例えば、10年以内に水俣市にUターンした方の、奨学金返還の元金や利息を全額免除できるような仕組みを検討できないか質問します。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 真野議員 3 回目の御質問にお答えいたします。

まず、1 点目の企業誘致によって、若者の確保を図って人口増につなげたらどうか、という御質問でございます。

本市としましては、雇用の増加や多様な就労が期待される企業の誘致は、人口増につながる重要な施策の一つだと考えており、水俣市誘致企業立地促進補助金などの支援策を設けて、企業誘致を進めているところです。

今後も T S M C の進出の状況等を踏まえつつ、好機を逃すことのないように広く情報収集に努めながら、適宜立地を検討する企業の支援に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 真野議員 3 回目の御質問のうち 2 つ目の御質問にお答えします。

子育て世代の定住化に向けて、例えば、10 年以内に水俣市に U ターンした方の奨学金返還の元金や利息を全額免除できるような仕組みを検討できないか、との御質問にお答えします。

本市でも、無利子貸付型奨学金である「水俣市奨学金」や、給付型奨学金である「松本眞一同朋奨学金」があります。

加えて、総合医療センターでは、奨学金貸付期間と同期間に、総合医療センターに勤務することと、奨学金の返還を免除する「水俣市病院事業看護学生奨学金」があります。

また、市内に定住し、市内の企業に就職または新規創業する若年層の奨学金返還の一部を支援する「水俣市若者人材確保奨学金返還支援補助金」もございます。

議員御提案の仕組みについては、若年層及び子育て世代にとってはニーズも高いものと考えられます。国や他自治体の動向を注視しつつ、支援の在り方を考えてまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、包括連携協定について、答弁を求めます。

柿本地域振興課長。

（総務企画部地域振興課長 柿本英行君登壇）

○総務企画部地域振興課長（柿本英行君） 次に、包括連携協定について、順次お答えします。

まず、令和 6 年 3 月 18 日に、水俣市、国保水俣市立総合医療センター、水俣高校と熊本保健科学大学との間で結ばれた包括連携協定とはどのようなものか、との御質問にお答えします。

包括連携協定の目的としては、本市の抱える地域課題である医療分野等の人材不足を解消するために、4 者が密接な連携のもと、行政・教育・学術等の分野における相互の協力により、地域の保健、医療、福祉の向上及び人材育成等に寄与することとしております。

当連携協定による取組の中で、水俣市としては、水俣高校でのキャリア教育の支援や、インターンシップでの受入れを行うことで、保健師等への興味を持ってもらいたいと考えております。

し、中高生と熊本保健科学大学との連携支援を行っていきたいと考えています。

総合医療センターとしては、出前講義やインターンシップにより、水俣高校生に総合医療センターのことを知ってもらい、興味を持ってもらえる機会をつくっていきたいと考えております。また、当センターで実施している看護学生奨学金貸付制度の活用により、熊本保健科学大学へ進学する水俣高校生の支援も行いたいと考えております。

熊本保健科学大学としては、大学での研修の受入れ、水俣高校への出前講義等の実施や「総合的探究の時間」に係る探究活動への助言、水俣市内の医療機関の就職情報の提供、総合医療センターの看護学生奨学金貸付制度の周知等を行う予定であります。

以上のような取組を行うことで、地元で医療分野等を目指す人材が増え、将来この地域の医療分野等の人材として戻ってもらえることを期待しているところです。

次に、熊本保健科学大学は、これまでいろいろなところと包括連携協定を結んでいると聞きますが、今回の水俣のようなケースはあるか、また、その成果はどのように聞いているか、との御質問にお答えします。

熊本保健科学大学にお聞きしましたところ、本大学では、これまでの協定は2者もしくは3者によるものが多く、水俣のような、市と病院と高校と大学という4者による協定は、本大学では初めてであり、全国的にも珍しいとのことでした。

大学としても、地方創生や地域貢献の面でも、地方の医療従事者を増やす取組は、やりがいがあり、本大学に入学した学生を、地元に戻す取組は、今後のモデルケースになる可能性を秘めていると言われております。

また、これまで、様々な分野で連携協定を結ばれており、例えば、病院との協定では、学生の実習先、就職先として協定先の病院が選ばれているという成果があります。

また他大学との協定では、特別編入制度の実績や大学教員の教育能力の向上につながっています。

また、スポーツ分野での協定では、選手のフィットネスチェックやフィジカルチェックに取り組んでいます。

また、県内の自治体との協定では、企業と連携した合宿飯の開発など、スポーツ合宿支援等活発な展開や、高校と連携した、健康寿命延伸のためのシニア住民の健康チェックなど、様々な分野での成果が上がっていると聞いております。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 2回目の質問に入ります。

今回、水俣市、総合医療センター、水俣高校、熊本保健科学大学の4者による包括連携協定は熊本大にとっては初めてであり、全国的にも珍しいとのことでした。また、地域の医療分野等の

人材不足を4者の連携のもと、解消していくことを目的に締結されたものと認識いたします。

答弁を聞いていると、4者全部にメリットがあると思われますが、その中でも水俣高校へのメリットが際立っていると感じました。やはり、これからの人材育成を考えればそうかなと思いますし、また、皆さんの水俣高校への御支援に対し深く感謝いたします。

また、この包括連携協定は、持続可能な社会の維持のためにも、絶対必要だと思いますが、今後、具体的にどのように進んでいくのか質問をします。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 真野議員の2回目の御質問にお答えします。

この包括連携協定は、今後具体的にどのように進んでいくのか、との御質問にお答えいたします。

本年3月に包括連携協定を結んだことで、熊本保健科学大学への来年度学校推薦型選抜指定校枠を、これまで1枠だったものが、5枠に大幅に拡充いただけることになり、既に成果が出ております。

今後につきましては、まず、7月5日に、水俣高校において「医療系各職種についての講話」を全校生徒を対象に実施し、医療現場で働く方々の実際の声を聞くことで進路選択の幅を広げ、医療系人材の確保につなげていく予定としております。

9月頃には、自らの進路実現への足がかりとしてもらうために、熊本保健科学大学での体験会を予定しております。

その他、熊本保健科学大学からは、水俣高校2学年の「総合的な探究の時間」への助言・指導、総合医療センターや水俣市でのインターンシップの受入れを予定しております。

来年2月頃には、今年度事業の取組の報告を行い、3月には、水俣高校で校内成果発表会での成果発表などを予定しております。

来年度以降の取組については、毎年秋頃に今年度の改善等を確認しながら、次年度の取組内容を協議しながら進めてまいります。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 3回目の質問に入ります。

本年3月に熊本大との包括連携協定を結んだことで、早速、水俣高校の学校推薦の指定校枠が1枠から5枠になったということで、水俣高校生にとっても、医療系の進路が広がり、大変ありがたいことだと思います。

熊本大は、これまで様々な分野で協定を結ばれていますが、この包括連携協定は、医療分野だけでなく、保健、福祉分野に関しても、連携して取り組むとなっていますが、今後どのように取り組んでいくのか質問します。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 真野議員の3回目の御質問にお答えいたします。

この包括連携協定は、医療分野だけではなく、保健、福祉分野に関しても、今後どのように取り組んでいくのか、との御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、この包括連携協定は、医療分野のみならず、保健・福祉分野での人材の確保を目指しており、医療系人材のほか介護人材等も不足しておりますので、さらに、4者で連携を図りながら、医療系人材以外の人材の育成にも取り組んでまいります。

○議長（岩村龍男君） 次に、水俣高校支援について、答弁を求めます。

柿本地域振興課長。

（総務企画部地域振興課長 柿本英行君登壇）

○総務企画部地域振興課長（柿本英行君） 次に、水俣高校支援について、順次、お答えします。

まず、これまで市として水俣高校にどのような支援をしているのか、との御質問にお答えします。

本市では、水俣高校総合支援補助金を予算計上しており、令和元年度から大学入試対策として、小論文や英語、数学の特別講義の講師派遣に対する経費の助成、令和2年度からの肥薩おれんじ鉄道の利用生徒への定期券代の助成、令和5年度から実用英語技能検定及びG T E C検定の合格者への検定料助成を行っております。

これまでの実績につきましては、大学入学試験対策の特別講義については、生徒と教員合わせて延べ約240人が受講、肥薩おれんじ鉄道の利用生徒の通学定期券代は延べ167人、実用英語技能検定及びG T E C検定については、合格者延べ20人に対して助成を行っております。今年度、新たに熊本保健科学大学との連携事業に係る費用を計上しており、大学からの出前講義講師派遣等に対して助成を行います。

また、令和元年度からは、本市在住の高等学校等への通学生に対して、交通用具の助成を行っており、これまで12人に原付バイク購入費の助成を行っております。

さらに、ベトナムの日越大学や慶應義塾大学などの大学との交流を行う「高大連携未来塾」や水俣・芦北地域の事業所への就職につながるよう、高校生が仕事内容ややりがいを知る機会となる「しごと発見塾」において、市もサポートするなど、様々な支援を行っているところです。

次に、水俣高校に半導体情報科が令和7年度から新設されると新聞発表があったが、水俣市としてはこのことをどう捉えているか、との御質問にお答えします。

御存じのとおり、台湾のT S M Cが熊本県に進出したことに伴い、半導体人材育成が急務です。誘致企業である株式会社アスカインデックスが半導体実技総合大学校を開設し、半導体人材育成の研修を受け入れております。本市では、この強みを最大限に生かし、他の自治体に先駆け

て半導体人材育成の取組を進めたことにより、昨年、熊本県から半導体人材育成拠点として位置づけられました。

また、水俣高校は、昨年度から県内高校では初の半導体研修を開始しており、さらに、昨年11月、株式会社アスカインデックスと水俣高校、水俣市が「半導体関連人材の育成を通じた水俣市の活性化及び水俣高校の魅力向上に関する連携協定」を締結しております。水俣高校に全国初の半導体情報科が設置されることにより、水俣高校への入学者増につながり、本市の地域活性化に寄与するものと考えております。

また、半導体技能に関する実践的な学びが強化され、社会的な課題である半導体関連人材育成・確保に大きく寄与するとともに、地域経済、ひいては日本経済の活性化に大きく貢献する人材が育成されるものと期待しております。

市としても、県教育委員会と連携しながら、水俣高校に対する支援を、引き続き行ってまいりたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 2回目の質問に入ります。

まずもって、水俣の唯一の高校となった水俣高校に対し、市が、物心両面にわたり、手厚い御支援を頂いていることに、重ねて感謝申し上げます。水俣高校も新校になって、はや10年余になります。少子化の波とほかの高校への流出により、毎年定数割れの状況にあります。

そんな中、先頃、令和7年度から水俣高校に半導体情報科が設置されるという新聞発表がありました。私はこのニュースを知ったとき、何か、ビビッとくるものを感じました。もしかすると、この新しい学科の設置は、水俣高校の生徒募集の目玉になるかもしれない。それと、熊本大との包括連携協定による医療分野への活動を加え、より多くの選択肢を持つことで、魅力ある学校になるのではと期待しております。

現在、株式会社アスカインデックスと水俣高校、水俣市が連携協定を結んで、昨年度から株式会社アスカインデックスでの水俣高校生の半導体研修も行われていますが、来年度の設置に向けて、今後、連携協定を結んでいる3者及び県教育委員会とは、どのような協議を行っていくのか、質問します。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 真野議員の2回目の御質問にお答えいたします。

来年度の設置に向けて、今後、連携協定を結んでいる3者及び県教育委員会とはどのような協議を行っていくのか、との御質問にお答えいたします。

昨年11月に連携協定を締結して以降、連携協定に係る関係者会議を、定期的に開催しております。

会議の中で、7月に実施予定の体験入学の内容や、教育課程のカリキュラム、地元中学生や保護者をはじめ、広く情報発信を行うための周知方法や、小中高での連続した学びの支援など、本市として、どのような支援ができるかを含め、協議を行っていくこととしております。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 水俣高校に半導体情報科の設置は、市内はもちろん、市外からも広く生徒を集められると思います。そうすると新たな支援が必要になるかと思われますが、そのときはよろしくお願いします。

今回、一般質問した水俣創生、包括連携協定、水俣高校支援は、水俣で生まれ育った子供が、基礎を水俣で学び、さらに上の学校を目指す人には道を開き、いろいろな分野で活躍してもらいたいという思いから行いました。

私たち議員もその手助けができれば光栄と思いつつ、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 以上で、真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、10時25分まで休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時25分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、森川武治議員に許します。

（森川武治君登壇）

○森川武治君 皆さんおはようございます。

自民新未来の森川です。

私が議員になり、1年が過ぎましたが、これまで消防点検、恋龍祭での総おどり、競り舟大会や市民駅伝等のイベントに加え、これまで経験したことのなかった、小中学校の卒業式や入学式なども参加する機会を頂き、日々、新たな気づきや学びを頂いているところです。

その中でも、特に印象に残ったのが、水俣第二中学校の卒業式と、水俣第二小学校の入学式でした。二中の卒業式では、生徒が自分のお世話になった先生なのか、迷惑をかけた先生なのか分かりませんが、個別に感謝の言葉を述べるという場面を目にしまして、子供たちの純粋さとすばらしさを感じました。また、二小の入学式では、2年生になったばかりの子供が、お兄さん、お姉さん役として、新1年生を一人一人迎える姿を見て、子供たちが1年でこんなにも成長するものかと感動を覚えました。

このような姿を見ると、水俣市の将来を創造する立場の議員として、この子供たちが、生き生きと暮らしていける水俣市を将来残せるよう、精いっぱいのことをしなくちゃいけないという気

持ちを新たにすることができました。

一方、新型コロナウイルスの拡大に伴う行動制限が解除された現在、私を含め、多くの皆さんが総会や会合等の多くの講習会や研修会に参加されていることと思います。SDGs、DXに関わる内容だったり、そのほか必ずと言っていいほど話されている講習会があります。

ところで、皆さん、現在放送中のNHKの連続テレビ小説、「虎に翼」を御覧になっている方も多いと思いますが、この作品は、日本初の女性弁護士となり、後に裁判官、裁判長になった女性の物語であります。この番組の影響により、最近、富山県黒部市の宇奈月温泉神社が、法律に関わる方にとっては、聖地になっているということを知りました。特に、去年、2023年には宇奈月温泉が開湯100周年を迎えた記念でつくられましたお守り、「権利ノ濫用除お守り」が人気を博していると聞いております。その理由を調べたところ、1917年、宇奈月温泉で、ある会社が、源泉から温泉を引くに当たって、引湯管、木の管なんですけども、を通してあったのですが、その際、とある私有地を2坪ほど経由していたとのことです。その土地の地権者は、2坪ほどの土地に引湯管を通すのであれば、周辺の土地3,000坪の土地の購入を条件として迫ったとのことです。引湯管を通す会社は、地権者の条件を断ったことは言うまでもありませんが、これを不服として、地権者が裁判を起こしたのですが、最高裁判所は、地権者の言い分を正義に反するもの、いわゆる「権利の濫用」という言葉で却下したとのことです。これがいわゆる「宇奈月温泉事件」と言われるもので、権利の濫用という言葉が用いられた日本初の判例として、以降、重要な事件となりました。さて、それではなぜ、宇奈月温泉神社のお守りが人気かといいますと、もともとは権利の濫用という言葉が使われた重要な判例であることから、法律に関わる方々に人気だったとのことです。最近では、一般の方にもこの言葉が認知され、いわゆるセクハラやパワハラなどの様々なハラスメントを感じ、権利の濫用という言葉に重ねて、それらの厄除けのお守りとして人気が出ているとのことであります。そうです。もう一つの話は、パワハラ、セクハラのハラスメントの講習会が多くなっているということです。この話を聞き、市民の代表であり、手本となるべき議員である私も、権利の濫用と受け取られないよう、様々なハラスメント言動について十分な認識を持って、活動しなければならないと感じたところです。

さて、これから本題に入ってまいります。

皆さん御承知のとおり、TSMCの操業開始が間近に迫っておりますが、先日6月17日に「熊本県南経済連携協議会」が発足しました。この協議会は、TSMCに伴う県の南北格差の解消を目的に、八代市・人吉市・水俣市の県南地域の商工会議所が中心となり、県・市をアドバイザーに迎え、スケールメリットを生かした域内の経済・観光振興を図るために発足されました。このことは、6月18日付の新聞やニュースでも大きく取り上げられました。

また、6月21日の6月県議会における水俣市区選出の吉永議員の一般質問において、現在、計

画期間中である第七次水俣・芦北地域振興計画の次期計画である、第八次水俣・芦北地域振興計画の策定について質問されました。この質問を受け、木村知事からは、次期計画を策定するという答弁を頂き、6月22日の新聞でも大きく取り上げられております。

これはひとえに、高岡市長をはじめとした水俣・芦北一市二町の熱意ある取組と、要望活動のたまものであると感じております。今後も県、市が一丸となって、水俣・芦北地域振興を図っていかれるものと、大いに期待しております。

また、南九州西回り自動車道の当地域の開通が目前に迫っており、交通インフラの利便性の向上により、本市の流入人口が増加されると期待しております。一方で、この効果を最大化し、水俣が十分なメリットを享受するためには、目の前の様々な課題をクリアしていく必要があると考えております。これらの状況を踏まえ、私が議員として掲げている本市の経済振興の観点から、通告に従い、質問させていただきます。

大項目1、TSMC進出に伴う水俣市の取組について。

①、半導体人材育成拠点として位置づけられている水俣市として、人材育成に対するどのような支援を行うのか。

②、インバウンド誘客のため、具体的にどのような取組を行うのか。

③、飲食や宿泊事業者の不足感など、インバウンドへの受入れ準備をどのように行うか。

大項目2、スポーツを通した「活力生まれる水俣推進事業」の取組について。

①、スポーツコミッションのこれまでの取組の成果はどのようなか。

②、スポーツコミッションの今後の具体的な取組はどのようなか。

③、スポーツ大会や合宿等の受入れに係る課題は何か。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 初めに、TSMC進出に伴う水俣市の取組について、順次、お答えします。

まず、半導体人材育成拠点として位置づけられている水俣市として、人材育成に対するどのような支援を行うのか、との御質問にお答えします。

人材育成の支援につきましては、市内で半導体人材育成研修を実施する株式会社アスカインデックス等から意見をお聞きし、その内容をもとに、熊本県と支援内容について協議を重ね、2つの支援を実施する予定です。

1つ目は、本市において、半導体人材育成研修に参加する受講生のうち、宿泊を伴う者を対象

に、宿泊費用の一部を補助する制度です。

2つ目は、学生等に半導体人材育成研修事業を無償で実施する事業者を対象に、研修に係る教材費及び交通費等の一部を補助する制度です。

この2つの補助制度は、熊本県と連携して実施し、県と市で補助金額の2分の1ずつを負担する予定です。既に、市の負担分につきましては、本年度の当初予算において議決いただいているところですが、熊本県におかれましては、6月県議会に議案上程されていると伺っております。

次に、インバウンド誘客のために、具体的にどのような取組を行うのか、との御質問にお答えします。

インバウンド誘客のためには、本市の強みを生かし、ターゲットに合わせた観光資源の選定が重要になります。そのため、本年度は、インバウンド向けに商品造成と情報発信、販売までの一貫した取組を行います。

具体的には、TSMC関係者に加え、台湾からの観光客をターゲットとした新たな旅行商品を造成するとともに、その商品についてモニターツアーによる検証を行い、新たな旅行商品として販売する体制を構築します。

あわせて、これらの方々に認知してもらうために、インフルエンサーを招聘したプロモーション等を行い、台湾市場への効果的な販路開拓につなげたいと考えております。

なお、今回の旅行商品の一部は、台湾の方が好む「海でつながる魅力的なもの」とすべく、本市だけでなく、天草市と連携した商品とする予定です。

次に、飲食や宿泊事業者数の不足感などインバウンドへの受入れ準備をどのように行うのか、との御質問にお答えします。

本市における、インバウンドの受入れ準備としましては、創業支援や空き店舗活用への補助制度を既に創設しておりますので、これらの制度を広く利用していただきたいと考えております。

創業支援に関する補助制度につきましては、商工会議所の支援を受けて、創業に必要な知識を習得した創業者に対して、創業準備資金の2分の1の補助で上限50万円、さらに家賃の2分の1の補助で上限72万円の補助金を交付いたします。

また、令和6年度に新たに創設した空き店舗活用に関する補助制度につきましては、空き店舗を活用して事業を始める事業者や個人に対し、店舗改装費等の2分の1の補助で上限50万円、さらに家賃の2分の1の補助で上限36万円の補助金を交付いたします。

本市におきましては、これらの補助制度の利用を促進することで、飲食店及び宿泊事業者の増加を図り、インバウンドの受入れに備えるとともに、中心市街地の活性化につながるよう取り組んでまいります。

また、台湾では、全人口に占める野菜中心のベジタリアンや、植物性食品のみ口にするヴィー

ガンの割合が高いことから、旅行者にも同じ割合の方々がおられることが想定されます。

このような方々が、旅行中に食事等のライフスタイルを維持することに課題を抱えているという実態を踏まえ、市内の飲食店や宿泊事業者を対象に、ヴィーガン料理の勉強会及び体験会を行います。

例えば、通常使用する調味料等を変更するといった配慮を行うことで、ヴィーガン料理として提供するという無理のない範囲のメニュー追加等により、受入体制の強化を促進してまいります。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 御答弁ありがとうございました。

T S M C の操業に伴う本市の半導体人材育成拠点の推進の取組や、インバウンドへの対応についての答弁を頂き、ありがとうございました。

本市が、現在どのように取り組んでいるかについて理解できました。

私は、経済界で長く活動をした人間であり、やはりこれらの取組が地域経済の活性化につながることを期待しています。研修生の流入や、来年度から水俣高校の半導体学科創設による高校生の流入、さらにはインバウンドによる観光客の流入など、地域経済の活性化の絶好の機会と考えており、このことについて、さらに質問いたします。

①、半導体研修による本市への経済効果を高めるため、何を考えているか。

②、令和7年度から、水俣高校に半導体情報学科が初めて設置されることになったが、この学科には、市外からも入学を希望する生徒が出てくると考えられるが、市として支援を行う考えはないか。

③、本市のインバウンドの強みをどう捉えているか、また、「渚の交番」についてどのように考えているか。

④、温泉地における休廃業している宿泊施設の活用について、どのように考えているか、以上、質問いたします。

○議長（岩村龍男君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 森川議員の2回目の御質問にお答えします。4点ございました。

まず1点目の半導体研修による本市への経済効果を高めるための考えはないか、とのお尋ねでした。

既に、株式会社アスカインデックスには、研修のために来所される受講生に対して、市内の温泉旅館を宿泊施設として活用してもらうように案内していただくなど、本市への経済効果を考慮していただいているところです。

今後も、株式会社アスカインデックスに御協力いただきながら、受講生へ観光施設や市内飲食

店を紹介するなど、経済効果を高める取組を推進してまいりたいと考えております。

2点目が、令和7年度から水俣高校に設置される半導体情報学科には、市外からも入学を希望する生徒が出てくると考えられるが、市として支援を行う考えはないか、との御質問でした。

半導体情報学科が設置されることに伴い、水俣高校を選び、市外から通学する生徒に対しての支援についても大変重要になってくると認識しております。

引き続き、県教育委員会や水俣高校と協議を行いながら、必要な支援策について考えてまいりたいと考えております。

3点目が、本市のインバウンドの強みをどう捉えているか。また、「渚の交番」についてどのように考えているか、とのお尋ねでした。

本市には、J R九州や肥薩おれんじ鉄道、南九州西回り自動車道といった交通インフラが整備されているため、移動手段が選択できるという大きな強みがあると考えております。

また、海の湯の児温泉と山の湯の鶴温泉という性質の異なる温泉地に加え、周辺に豊かな自然がコンパクトにまとまっていることも、インバウンド向けの魅力的な強みと言えます。

なお、来月中旬には湯の児海水浴場において地元のNPO団体が計画している「渚の交番・H I M E T A T S U」が営業を開始いたします。これまで本市が進めていたマリンアクティビティーの拠点となるだけでなく、海の魅力を体感できるプログラム等が計画されていると伺っております。

市としましても、美しい水俣の海は、インバウンド向けに訴求力のあるコンテンツになると考えておりますので、この渚の交番の取組の発信等について支援をしてまいります。

4点目の、温泉地で休業している宿泊施設の活用についてどう考えているのか、との御質問にお答えします。

温泉地において、休業している宿泊施設の再建に向けた動きにつきましては、具体的には、現在、湯の児温泉において、台湾系企業が、旧山海館を活用した宿泊施設の整備に向けて関係者と協議をしていると伺っております。

休業中の宿泊施設の再開は、本市が進める着地型観光の新たな観光資源ともなり得るものであり、観光消費額の向上のためにも、その取組を大変心強く感じております。答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 御答弁ありがとうございました。

湯の児の玄関口である、旧山海館の新たな動きを伺うことができ、心強く感じます。

一方で、それ以外の宿泊施設についても、休業状態が見受けられます。インバウンドに限らず、スポーツ誘致や半導体人材育成関連の動きを踏まえ、そのような遊休施設の宿泊施設面での活用は急務と考えますので、引き続き、官民連携した取組を進めていただきたいという要

望をもって、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、スポーツを通した「活力生まれる水俣推進事業」の取組について、答弁を求めます。

（産業建設部スポーツ推進課長 中村俊彦君登壇）

○産業建設部スポーツ推進課長（中村俊彦君） 次に、スポーツを通した「活力生まれる水俣推進事業」の取組について、順次、お答えします。

まず、スポーツコミッションのこれまでの取組の成果はどのようなか、との御質問にお答えします。

スポーツコミッションみなまたは、令和3年12月に設立以降、スポーツによる交流人口の増加や、市内への宿泊者の増加による経済の活性化を目的として、大会や合宿等の誘致の取組を行ってまいりました。

これまで誘致した主な新規の大会として、令和4年度は、ソフトテニス九州学生秋季リーグ、令和5年度は、日本男子ソフトボールリーグ第3節やアルティメットU-23地区選抜対抗戦大会、本年度は、去る6月1日、2日に水俣オープンディスクゴルフ大会が開催されました。このディスクゴルフ大会には、台湾、中国といった海外の選手や全国から実力者が集まり、会場となったエコパーク水俣を広く活用し、独自につくられた珍しいコースに選手の皆様から高い評価を頂いたところであり、来年度以降も開催してほしいといったありがたい声も頂いたところであります。

今後も10月に実業団男子ソフトボール日本リーグ第4節のほか、ソフトテニスやソフトボールなどの大規模な大会も計画されております。

また合宿についても、エコパーク水俣で、令和4年度に実業団ソフトボールチームHondaによる強化合宿が行われ、今年5月には、空調設備を整備した総合体育館において、九州内15校による高校男子バレーボールの強化合宿が行われるなど、1年を通じて、県内外から高校生や小中学生も含め、たくさんの方々に頻繁にこの水俣にお越しいただいております。

その結果、令和4年度と比較して、令和5年度のスポーツ関連の延べ宿泊者数は倍増しており、加えて、昼食などの弁当の購入のほか、市内の飲食店等の利用につながるなど、市内の経済活性化にも大きく寄与しているものと考えております。

今後も引き続き、スポーツを通した市内経済への波及に努めてまいります。

次に、スポーツコミッションの今年度の具体的な取組はどのようなか、との御質問にお答えします。

令和6年度は、市内のスポーツ施設のさらなる利用拡大や、それに伴う市内への宿泊促進を図るため、営業活動やPR活動を強化してまいります。

具体的な取組としましては、過去に宿泊補助制度を利用いただいた団体や、合宿等で市内のスポーツ施設を利用いただく団体に対し、当年度の利用促進に向けた営業を行うことで、継続した利用や、新規の利用拡大を図ってまいります。

また、新規の大会や合宿等の誘致につなげるために、先月には、県スポーツ協会や、高等学校体育連盟への営業を行ったところであり、今後は、それぞれの団体の各種目の関係者への営業を行ってまいります。

さらに、全国規模の大会の主催者から、大きな評価を頂いているエコパーク水俣や空調設備を整備した総合体育館等をはじめとした市内の充実したスポーツ施設、温泉旅館などのPR動画の作成に着手したところですので、今後、市のホームページや、今年度開設したSNSを活用し、周知の拡大を行ってまいります。

次に、スポーツ大会や合宿等の受入に係る課題は何か、との御質問にお答えします。

スポーツ大会への参加や合宿等でお越しの際に、宿泊施設の相談があった折には、スポーツコミッションにおいて、宿泊施設の紹介を行っております。

その際、宿泊料金等の条件面に関しては、先ほど申し上げました宿泊補助制度の紹介や、合宿向けに料金設定している宿泊プランの紹介などを行い、できる限り市内の宿泊につなげるよう努めておりますが、観光シーズンなどの繁忙期や、スポーツ大会、合宿等の日程が重なる場合には、どうしても宿泊施設のキャパシティーが不足し、市外の宿泊施設を利用されるといったケースがあることが課題であると考えております。

○森川武治君 御答弁ありがとうございました。

先日のオープンディスクゴルフ大会が行われた際、私は、岩手県一関から車で水俣に来られている方とお話をしましたが、このように遠方からも、陸路で水俣を訪問できるようになったのは、高速道路とつながっている南九州西回り自動車道の大きなメリットであると感じました。これまで以上に、水俣に来やすくなるものと考えております。自動車道の整備が進み、人が来やすくなれば、スポーツ大会や大きな大会をさらに誘致しやすくなることから、いよいよ受入体制の充実や設備が必要になってくると思います。

そこで、2つ目の質問として、受入環境の整備についてお尋ねいたします。

①、市内スポーツ団体による規模の大きな大会の開催や、市外からの大会・合宿を誘致するためには、必要な備品等の整備による受入体制の充実も必要と考える。市としてはどのように考えているか。

②、スポーツ大会や合宿等の誘致のため、エコパーク水俣に「大型屋根つき施設」の整備について、令和5年6月27日に熊本県知事に要望したと聞いているが、現在の進捗状況はどのような状況になっているか。

③、経済への波及のため、宿泊施設の充実は不可欠です。今後、民間企業による参入の可能性もあるが、市として、支援できる制度があるか。以上、お尋ねいたします。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 森川議員 2 回目の御質問に、順次、お答えをいたします。

初めに、大きなスポーツ大会や合宿誘致に必要となる備品整備など、受入体制の充実が必要と思うが、どのように考えているか、との御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、規模の大きな大会を開催するためには、備品の不足や老朽化などにより、既存のもので対応できない場合も考えられることから、昨年度、市スポーツ協会の加盟団体に、大会合宿などの誘致に向けた備品等の調査を行い、今年度予算におきまして、バレーボール、バスケットボール、卓球の 3 種目の備品整備を行うための予算を計上しております。

また、大会や合宿の誘致には、種目協会との連携が重要であると考えておりますので、各種目における大会等の誘致の可能性についてのヒアリングを引き続き実施することで、受入体制の充実につなげてまいりたいと考えております。

次に、エコパーク水俣への「大型屋根つき施設」の整備について熊本県知事に要望したと聞いたが、現在の進捗状況はどうか、との御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、エコパーク水俣にお越しいただいた選手たちの雨天時練習場や、大会開催時の選手の拠点、天候を気にせずイベントを開催できる広場や、休憩所などとして活用できる大型屋根つき施設の整備について、昨年 6 月 27 日に、市長から県知事へ直接、要望書を提出しております。

昨年 11 月には、雨天により大会を中止されたり、合宿での活動が制限された事例のほか、大会や合宿での利用が多い種目などについて、熊本県の担当部署と意見交換を行うとともに、大型屋根つき施設の先進地視察を行ったところです。

今後も、引き続き、施設整備に向けて検討を進めてまいります。

次に、今後、宿泊施設の充実等について、民間企業の事業参入の可能性もあると思うが、市として支援制度はあるか、との御質問にお答えをいたします。

本市における企業支援の制度として、新たな産業の創出や雇用機会の拡大を図るため、施設などを新設・増設する地場企業に対し、一定の雇用があった場合に支援を行う「水俣市地場企業新産業・雇用創出促進補助金」や、誘致企業の立地促進を図ることを目的として、一定の投資、雇用があった事業者に対し支援を行う「水俣市誘致企業立地促進補助金」などがありますので、今後、事業参入の可能性がある場合は、このような制度を活用いただければと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 森川議員。

○森川武治君 御答弁ありがとうございました。

先日の県議会における吉永議員の質問に対し、大型屋根つき施設については、県の土木部長から、6月議会において概略設計の予算案を提出し、来年度の事業化に向けて、具体的な施設計画の検討を始めるとの答弁があっております。このような整備がされることにより、スポーツ大会や合宿の誘致を行うことは、交流人口の増加につながり、市内の経済活性化に寄与するものと考えておりますので、水俣市におかれましても、引き続き、各種スポーツ団体との連携を図っていただきたいと思います。

また、同様に、市内宿泊者の増加は、市内の経済活性化につながりますので、宿泊施設の増加には、国・県の補助金等をうまく活用してもらいたいと思います。

それでは、最後の質問になります。

今年4月に女子サッカーチームが発足し、今年9月、エコパーク水俣で熊本県リーグの開幕戦が行われたが、市としてどのような協力ができるのかということをお尋ねして、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 森川議員3回目の、今年発足した女子サッカーチームへ、市としてどのような協力ができるのか、との御質問にお答えをいたします。

今年4月に新たに発足した女子サッカーチーム「水俣ユニオン フットボール ウィメン」がいよいよ本格始動したところであり、6月9日にエコパーク水俣で行われた県リーグ初戦では、約200人が声援を送り、盛り上がりを見せておりました。

この水俣に住んでいただき、働きながら、プロチームを目指して頑張る選手、関係者の皆様が頑張る姿は、本市のスポーツ振興、ひいては地域の活性化にも寄与するものであると考えております。

本市としましては、広報みなまたや市ホームページ、SNS等を活用した情報発信を行うなど、側面的な支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 以上で、森川武治議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前10時59分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平岡朱議員に許します。

（平岡朱君登壇）

○平岡 朱君 皆さんこんにちは。日本共産党の平岡朱です。

一昨日の6月23日は、沖縄戦から79年となる沖縄慰霊の日でした。沖縄を二度と戦場にさせない、核兵器の廃絶、戦争の放棄、恒久平和の確立に向けて、共に絶え間ない努力を続けていこう。戦争は絶対に駄目。二度と繰り返してはならぬ悲劇を胸に刻み、次の世代へ、平和のバトンをつなごうとする力強い言葉がたくさん語られていました。今なお続く沖縄の大きな負担を、決して沖縄の問題とせず、私たちが暮らす日本の問題として、沖縄に真の平和を取り戻すために、共に声を上げ、行動しようと改めて決意した次第です。

過去の過ちに向き合い、その過ちを二度と繰り返さぬよう、心に刻み、教訓を生かし、行動していく決意を新たにする慰霊式は、毎年5月1日、水俣市でも開催されます。あろうことか、水俣病犠牲者慰霊式後の、懇談の場で起きたのが、被害者の声を遮断するという出来事でした。

今回は、この問題にも触れながら、以下、質問に入りたいと思います。

大項目1、水俣病問題について。

①、5月1日、水俣病犠牲者慰霊式後の水俣病被害者団体と伊藤環境大臣との懇談の場で、マイクが切れ、被害者の発言が遮断されたことが、全国的にも大きな問題になっているが、当日同席していた市長は、どのように感じているか。

②、昨年9月27日大阪地裁で、今年3月22日熊本地裁、4月18日には新潟地裁で、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟の判決が出された。いずれの裁判も、水俣病の症状のある人が救済されないまま、裁判に頼るしかない実態があることを明らかにした。実際には、不知火海沿岸一帯に、今は県外に暮らしている方でも、当時暴露を受けた人たちも含めて、このような方々がいまだにたくさんいる可能性があると思うが、市としてどう思うか。

③、不知火海沿岸住民の健康調査について、現在、国が脳磁計とMRIを用いた手法を開発中としているが、具体的にどのような手法で、1日何名の検査が可能か。また、この調査研究にかかった費用はいくらか。

④、市長は、映画MINAMATAを観たか。

大項目2、学校給食費の無償化について。

①、小中学校の学校給食費について、自治体の約3割が無償化しているとの報道があった。本市でも、学校給食費の完全無償化の取組を進めるべきと思うがいかがか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 初めに、水俣病問題について、①と④については私から、②と③について

は、福祉環境部長から、順次、お答えします。

まず、5月1日、水俣病犠牲者慰霊式後の水俣病被害者団体と伊藤環境大臣との懇談の場で、マイクが切られ、被害者の発言が遮断されたことが全国的にも大きな問題となっているが、当日同席していた市長は、どのように感じているか、との御質問にお答えします。

懇談会については、時間的な制約があったと思いますが、もう少し丁寧な対応を行うべきではなかったかと考えております。

次に、市長は、映画M I N A M A T Aを観たか、との御質問にお答えします。

今現在、観ておりません。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

（福祉環境部長 堤茂君登壇）

○福祉環境部長（堤 茂君） 次に、昨年9月27日大阪地裁で、今年3月22日熊本地裁、4月18日には新潟地裁で、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟の判決が出された。いずれの裁判も、水俣病の症状のある人が救済されないまま、裁判に頼るしかない実態があることを明らかにした。実際には、不知火海沿岸一帯に、今は県外に暮らしている方でも、当時暴露を受けた人たちも含めて、このような方々がいまだにたくさんいる可能性があると思うが、市としてどう思うか、との御質問にお答えいたします。

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法において、あとう限りの方の救済を掲げており、その趣旨にのっとり、一日も早く、あとう限りの方が救済されることが必要であると認識しております。

次に、不知火海沿岸住民の健康調査について、現在、国が脳磁計とMR Iを用いた手法を開発中としているが、具体的にどのような手法で、1日何名の検査が可能か。また、この調査研究にかかった費用はいくらか、との御質問にお答えします。

環境省に確認しましたところ、脳磁計とMR Iを用いた手法については、脳の活動をリアルタイムに把握できる機器である脳磁計を使って、水俣病の主要病変である大脳の感覚野の機能異常、感覚障害を評価する手法及びMR Iを使って、水俣病の主要病変である小脳の萎縮や神経線維の減少、運動失調を評価する手法とのことでした。

続いて、調査可能な人数ですが、国立水俣病総合研究センターにおける脳磁計とMR Iを用いた手法の開発に係る調査研究においては、令和4年9月議会での答弁では、1日2人とのことでしたが、設備等や対象者ごとの条件にもよるが脳磁計とMR Iで1人当たりおよそ2時間程度で検査が可能とのことでした。

最後に、調査研究にかかった費用は、メチル水銀の影響を客観的に明らかにする手法の開発に関し、令和6年度においては、9,071万5,000円の研究費を計上しており、平成21年度から令和5

年度までの総額は、18億1,511万8,000円とのことでした。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 まず、5月1日の環境省によるマイク切り問題についてです。私は、テレビでこのときの様子を見ましたが、本当に言葉を失いました。水俣病の発生を反省し、こうしたことを二度と起こさないようにする仕組みをつくることが、環境省の原点であったはずですが。その環境省が、水俣病被害者から直接話を聞く場において、一方的にマイクを切るという行為は、被害の実態を聞こうともしない、知ろうともしない態度の表れではなかったかと思えてなりません。

今、市長が答弁されたように、私ももっと丁寧な対応が必要だったと思っていますし、あまりにひどい対応だったと思います。

その後、環境大臣は水俣を訪れ、対応について謝罪し、伊藤環境大臣自身も水俣病は環境省の原点と語っています。この問題について全国的な報道が続いたことで、公式確認から68年がたった今も、水俣病問題は、まだ終わっていなかったんだと注目されるきっかけにもなりました。立憲民主党や共産党の国会議員は、水俣を訪れ、現地での視察も行いながら、被害者団体や支援者らと懇談の場を設けました。さらに今後、環境省も再度水俣を訪れ、被害者と懇談の場を設けるとの報道もあります。

そこで、この問題を受けて、まずは1点お聞きします。

市長自身、これまで被害者団体から、じっくり話を聞かれたことがあるか。あるとすれば、それはいつ頃だったか、お尋ねします。

続いて、水俣病裁判の件です。

昨年から今年にかけて、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟の大阪地裁、熊本地裁、新潟地裁での判決が続きました。それぞれ判決内容に違いはあったものの、3地裁に共通していたのは、いまだに救済されない被害者が存在していることを、裁判所が認めたということにもかかわらず、今ある国の制度では救済されていないことを明らかにした点です。

先ほど、一日も早く、あとう限りの方が救済されることが必要との答弁がありましたが、本当にそのとおりだと思います。実際にこれらの裁判は、提訴から10年もたっており、提訴後、260名以上の原告が亡くなられています。この260名の中にも、まともな制度があったなら、水俣病と認められ、安心して医療を受け、無念な思いをせずに、旅立つことができた人もいたでしょう。残った原告の方もそうですが、水俣病の認定患者、被害者、家族等、そして支援者の方も含め、それぞれ年も重ね、被害の実態や現状を直接訴える時間は、そう多くは残されていません。原告の方々が、症状に耐えながら待ち続けた裁判の結果も出ました。また、さきに申し上げた環境大臣や国会議員との懇談の場も設けられました。

そこで、2点目の質問です。

今回の判決や被害者団体と環境大臣らとの懇談を受けて、被害を受けた水俣市の市長として、今のこの局面で、被害者団体との懇談の予定があるかお聞きします。

続いて、健康調査についてです。

6月の初めに、私は共産党の国会議員らと共に、海の上から、国が、被害地域と、そうでない地域を線引きした場所を見てきました。海はつながっていて、見えない線の上を魚や漁船は、自由に行ったり来たりしていました。

大阪、熊本、新潟、それぞれの判決も、いまだ救済されていない水俣病被害者が多数いることを示しました。そしてその中には水俣病特措法による、いわゆる対象地域外に居住していた方も含まれていました。これが何を意味するかといえば、

科学的根拠がなかったということです。

水俣病は、世界に類を見ない公害病と言われているのに、半世紀以上が過ぎても、いまだ被害の全容が分かっていません。その理由は明らかです。全容を明らかにするための調査そのものがされていないからです。自分が調査の対象にならなければ、情報を知らない人がいても全く不思議ではありませんし、情報を知っていたとしても、様々な理由で救済策に手を挙げられなかった方もいます。また、この地域の特徴として、自らの自覚症状に気づいていない方も多数おられるかと思います。あとう限りの人が救済されるためには、まずは、不知火海全域の健康調査を行うことが大前提です。

そこで、3点目の質問です。

健康調査を行うべき国に対し、早急に健康調査を実施するよう、水俣市からも強く要請すべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、関連して、水俣病特別措置法が定める健康調査は、施行から15年を迎えても、なお実現していません。国が進めているという手法の開発についてお尋ねしました。環境省に確認していただいて、脳磁計とMRIを使って、1人当たりおよそ2時間で検査ができるであろうということでした。答弁の中にもありましたが、私が2年前に質問したときには、1日2名の検査が可能というお答えでしたが、今回は1日何名ということではなく、1人当たりおよそ2時間という回答でした。

そこで、4点目に、仮にこの手法が確立できたとして、健康調査が終わるまでに一体何年かかると思われるか。また、この方法が果たして現実的だと思われるか、お聞きします。

そして5点目に、この開発にかかった費用ですが、今年度の予算まで含めると、これまでに約19億円の税金が費やされているとのことですが、その内訳は、どのようになっているのかお尋ねします。

そして映画MINAMATAについてですが、このことは、これまでも市長に何度もお聞き

してきました。そういう経緯もあり、市民の方からよく、市長はもう映画は観らしたっだろうか
と尋ねられます。市民の関心事でもありましたので、今回再度お聞きしました。まだ観られてい
ないとのことでしたが、映画のタイトルにもなっている水俣の市長として、ぜひ御覧になってい
ただければと思います。

以上、質問としては5点お聞きします。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えします。

まず1点目の、私はこれまでに被害者との懇談を行ったことがあるか。また、懇談を行ったこ
とがあるのであれば、いつか、ということの御質問でございます。

被害者団体との懇談につきましては、これまでも行っております。前回は、昨年1月19日に水
俣病被害者・支援者連絡会に属する団体の方と懇談を行っております。

2点目の、今回の判決や環境大臣との懇談を受けて、私が被害者団体と懇談をする予定がある
か、という御質問でございます。

今も答弁をいたしましたけれども、これまでも、被害者団体との懇談を行ってきており、今後
も必要に応じて対応したいと考えております。

3点目の、特措法において、健康調査については、積極的に速やかに行うこととされておると
いうことで、健康調査を行うべき国に対して、市としても、健康調査を行うように要望すべきと
考えるが、私の意見はどうか、考えはどうか、という御質問でございます。

市としましても、引き続き環境省に対して、健康調査の実施を要望していきたいと考えており
ます。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 議員2回目の質問のうち、4点目、5点目についてお答えいたしま
す。

まず4点目ですが、仮に、この健康調査の手法が確立できたとして、調査が終わるまでに一体
何年かかると思うか。また、この手法が現実的と思うか、との御質問を頂きました。

仮に、この手法が確立できたとしても、健康調査に要する期間は、実施体制によって大きく変
わるものですので、国において実施体制が明らかにされていない以上、市として、年数や現実性
について、見解を申し上げることは適當ではないと考えております。

続きまして、国の手法開発に費やされている費用の内訳は、どうなっているのか、との御質問
を頂きました。

環境省に確認しましたところ、令和6年度の研究費の主な内訳は、検査に供するMRI・脳磁
計のリース・保守・運用等に関するもので、約6,060万円。そのほかの経費は、検査協力者への

旅費・謝金や解析等の作業に要する雑役務費等と伺っております。

また、平成21年度から令和5年度までの研究費の主な内訳は、検査に供するMRI・脳磁計のリース・保守・運用等に関するもので約16億円、そのほかは、同じく検査協力者への旅費・謝金や解析等の作業に要する雑役務費等とのことでした。答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 まず、健康調査についてです。

国の手法開発ですが、健康調査が終わるまでに、どれくらいかかるか、また現実性についても実施体制等が国によって明らかにされていない以上、見解は言えない、ということでした。今、研究中の方法について、1人当たりおよそ2時間という答弁だったわけですが、これを1日当たり何人検査できるのかと考えた場合には、準備できる機材の台数にもよる、検査に当たる人の数にもよる。また、最初、対象者ごとの条件という表現でしたが、要するにそれぞれ症状も違うし、その機械でどんなふうに反応が出るか分からないし、1人2時間というのはあくまでも目安であって、1人当たりどれくらい時間がかかるかは分からない。だから、1日何名という答えは難しいということかと思えます。

仮にですが、機材が2台確保できて、それに対応する人も確保できたとして、1人約2時間、これを午前1人、午後1人として、午前、午後で合わせて2人検査できたとします。また機材が2台あるとして、1日に4名の検査が可能になるとします。これも仮にですが、月曜から金曜までフル稼働させたとして、1週間で20名、1か月で約80名、1年間で約960名です。何千、何万もの住民の健康調査をまだ確立さえされていない、このような方法で実施しようとするならば、その間にも、これまで苦しめられ、自分の体の不調の原因すら分からないという方たちの命が尽きてしまいます。現に、これまでどれだけの方が亡くなられたでしょうか。

過去に、熊本県や民間病院が健康調査を実施しています。いたずらに時間をかけずとも、ぜひ実効性のある健康調査を、一刻も早く実施してもらうよう働きかけていただきたいと思います。

最後に、水俣病被害者との懇談については、必要に応じて対応されるとのことでしたが、例えば、胎児性の水俣病患者さんですが、ここ数年で亡くなられた方もおられますし、体調や日々の状態が悪化されている方もおられます。

また、65歳を迎えた患者さんが、これまでの制度が使えなくなり、自己負担が発生するというようなケースも出てきています。ある胎児性患者さんは、訪問入浴を自費で利用せざるを得ない状況で、1回の利用で1万3,000円もの負担を強いられています。水俣病の被害によって、これまでも普通に暮らせる人生を奪われてきた患者さんが、1人ではお風呂に入ることができない、そんな方が、入浴のために、多額の利用料を支払わなければならないという、このような現状があることを、市長は把握されているでしょうか。まず、このことを把握されているかどうかだけ

確認をさせてください。

こういう現状を御存じかどうか、この確認をまず1点目にさせていただきたいと思います。

そして、以前にもお伝えしましたが、水俣にお住まいの患者さんは、常々、水俣の市長さんに現状を知ってほしい、話を聞いてほしいと望んでおられます。懇談という場の設定に限らず、ぜひ、市長自ら、積極的に水俣で懸命に生きている患者さん、被害者の生活の実態や被害の実態を見に行っていたらと思います。

そこで最後に、改めてお聞きします。

水俣病の被害者、支援者の方々と直接会って、じっくりと話を聞く、そんな場を積極的に設けてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2点お聞きし、水俣病問題についての質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えします。

まず、1点目の詳細について把握をしているのか、ということですが、詳細について、細かいところまでは把握しておりません。

2点目についての、被害者や支援の方との話を聞く機会を設けたらどうか、という御質問でございます。

先ほど2回目の答弁でもお答えしましたが、これまでも被害者の団体との懇談を行っておりますので、今後も必要に応じて対応したいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、学校給食費の無償化について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、学校給食費の無償化についてお答えします。

小中学校の学校給食について、自治体の約3割が無償化しているとの報道があった。本市でも学校給食費の完全無償化の取組を進めるべきと思うがいかにか、との御質問にお答えします。

今回の報道は、令和6年6月12日に文部科学省が公表した、学校給食の無償化に関する実態調査の結果を報じたもので、給食を無償提供する自治体が、令和5年9月時点で3割に上ったとありました。ただし、無償化した自治体の1割以上が、国の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の裏づけがない令和6年度以降は、無償化の予定がないとされています。

本市においては、令和元年度から月1,000円の給食費補助を行い、令和4年度からは、国の地方創生臨時交付金を活用し、食材費高騰分を補填しており、県内14市の中では、無償化を行っている宇城市及び荒尾市を除くと、保護者の給食費負担は一番少なくなっています。

このような状況を踏まえ、将来の給食費無償化を見据え、引き続き保護者の負担軽減に努めて

まいりますが、完全無償化を実施するためには、財源確保や食材費高騰への対応等の課題解決を図っていく必要があります。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 6月13日付の熊日新聞で、公立小中学校での給食を無償提供する自治体が、昨年9月時点で3割に上ったことが大きく報道されました。この2日後の熊日新聞の社説でも、給食無償化について取り上げられていました。報道にもあったように、2017年度の調査では、完全無償化は、76自治体でしたが、2023年度の調査では547自治体と、この7年で約7倍に増えています。その中で、確かに、無償化した自治体の約1割以上が、財源としていた交付金の裏づけがないということで、今年度以降、無償化実施の予定がないとの報道もありましたが、少なくとも、近隣自治体である津奈木町、芦北町は、今年度も無償化の意向を示しておられます。

私、以前にも給食費の無償化について取り上げました。その際、また、今回も財源の問題を挙げられました。

そこでまず、給食費を無償化にした場合に、必要となる金額をお尋ねしたいと思います。

1点目に、小中学生の給食費を全て無償化にした場合、必要となる年間の金額は幾らでしょうか。

2点目に、小中学生の給食費を、在籍する第2子以降を対象に無償化にした場合、必要となる年間の金額は幾らでしょうか。

また、3点目に、同じく在籍する第3子以降を対象に無償化にした場合必要となる年間の金額は幾らでしょうか。金額については、この3点お聞きします。

また、昨年の6月議会で、水俣市議会にも学校給食費に関する請願が出されました。この請願は、国に給食費無償化を求める意見書の提出を求めることと、水俣市における、給食費の増額を求めるという内容でしたが、何と反対多数で不採択となってしまいました。残念ながら、水俣市議会では不採択となりましたが、全国的に見ると、国に対し、学校給食の無償化や財政支援を求める同様の意見書は、この2年間で200を超える地方議会から提出されているとの報道がありました。また、水俣市議会でも、請願には反対された方も、今回、給食費無償化を望んでおられることが分かり、うれしい変化も感じているところです。

このように、1つでも、2つでも、無償化を望む自治体が増え、その声を広げていくことで、国における無償化の取組を後押しすることにつながるはずです。前回、この学校給食費に関する質問の際、国に対して、給食費の無償化を求めるべきではないかと問うたところ、水俣市は、現段階では、国に対し、給食費の無償化を求める考えはないと、きっぱり言い切られましたが、先ほど御紹介したように、今どんどんと国に対して意見書が上がっています。憲法では、義務教育は無償としており、学校給食法は、義務教育における食育推進のために、その普及、充実が図ら

れることを目的に定められています。であれば、本来、学校給食に関わる全てを、自治体間の格差を生まないよう、国が行うべきです。

そこで、4点目に、給食費無償化の実現を後押しするためにも、国に対して強く無償化を求めていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

2回目の質問は、以上4点です。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 平岡議員の2回目の御質問にお答えします。

4点ございましたけども、私からは、1点目から3点目までお答えをいたします。

まず1点目ですけども、市内の小中学校の児童生徒全体の給食を無償化した場合、年間の金額、費用は幾らか、との御質問でした。

現在の給食費で試算いたしますと、市内小中学校の給食を無償化した場合、年間の費用は約7,700万円になります。

2つ目ですけども、市内小中学校の第2子以降の給食を無償化した場合、年間の費用は幾らになるか、との御質問でした。

現在の給食費で試算をいたしますと、現在の給食費補助約1,400万円に加え、新たに約2,100万円が必要となり、合わせて約3,500万円が必要となります。

3点目ですけども、市内小中学校の第3子以降の給食を無償化した場合の、年間の費用は幾らか、との御質問でした。

現在の給食費で試算いたしますと、現在の給食費補助約1,400万円に加え、新たに約400万円が必要となり、合わせて約1,800万円が必要となります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 公立学校の給食費無償化は、国が実施をすべきだと思うが要望する気はないのか、という御質問でございます。

給食費の無償化につきましては、現在、国において、小中学校の給食の実施状況の違いや、法制面等も含めて課題の整理を丁寧に行って、具体的な方策を検討するとなっております。

本市におきましても、熊本県市長会を通じて、国へ要望できるように伝えていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 最初の答弁にもありましたが、水俣市も給食費については、1,000円の補助を実施しており、もちろん補助がないよりは、助かっているという声もたくさんあります。1,000円の補助もありがたいです。ですが、1,000円の補助があったとしても、小学生では1人1か月当たり3,200円、中学生では1人1か月当たり3,900円で、なかなか大きな負担です。子供が2人、3

人と複数名、小学校、中学校に在籍している場合には、当然ながらその負担も2倍、3倍となります。義務教育といえども、給食費以外にも、学年費や各会費など、年間を通して様々な費用がかかります。年度初めには特に出費が多く、この4月、5月と家計が苦しかったという御家庭が少なくないと思います。だからこそ、無償化を求める保護者の声は多くあります。

ちなみにお隣の出水市ですが、給食費に関しては、18歳を起点として第1子、第2子は1,000円の補助、そして第3子以降は無料だそうです。出水市の場合、在籍している児童生徒の第3子以降ということではなく、18歳を起点にした第3子以降ということで、対象がより幅広く、助かっているという御家庭が多いとのことでした。

そこで、やはり水俣市も、多子世帯への子育て支援という観点で実現できそうな取組として、ぜひとも前向きに考えていただきたいのが、第3子以降を対象にした無償化です。先ほどの答弁で、小中学校に在籍している児童生徒の第3子以降を対象に無償化にした場合、新たに必要な金額は年間で約400万円ということでした。子育てしやすい水俣を前進させるためにも、ぜひ、せめてこの第3子以降の給食費を無償化にすべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1点お聞きし、少しずつでも水俣市で学校給食費の無償化に向けた、その取組が進んでいくことを切に願ひまして、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 平岡議員の3回目の御質問にお答えします。

第3子以降だけでもですね、給食を無償化すべきと思うがいかにか、との御質問でした。

子育て世帯の負担軽減には、様々な方法があると考えられますので、どのようにしたら財源を確保できるかを含め、今後の在り方を考えてまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、平岡朱議員の質問は終わりました。

この際、14時20分まで休憩します。

午後2時5分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 こんにちは。I's水俣の藤本壽子です。

雨が降り続く季節になり、大雨による災害が心配されます。市民の皆さんには、早めの避難をお願いしたいと思います。

さて国会では、政治資金規正法が成立したものの、国民の多くは、世論と乖離しているとの意

見です。また、党首討論でも、様々な意見が出されました。現在の日本の政治の閉塞感、戦後から飛躍できないでいる現状の一つに、ジェンダーギャップがあるのではないのでしょうか。人口の半分を占める女性の、政治、経済においての地位が、世界で118位である。昨年、経団連の十倉会長は、「選択的夫婦別姓制度に、女性の働き方などをサポートするため、1丁目1番地でやるべきだ」と導入に明確に賛意を示した。十倉氏は、法制審議会が、1996年に民法の改正案を答申しているにもかかわらず、なぜ、たなざらしになっているのかと、提言を政府に提出しています。国は、家庭が崩壊するという主張です。この法案を認めてきませんでした。同一姓なら家庭が崩壊しなかったかという、現実はそうではありません。女性に不利益なことは、社会にとっても不利益だという観点で、政治を大きく前に進めるべきであります。国民にとって、希望のある政治への転換を願って質問に入ります。

大項目1、国、県の水俣病被害者への責任を元にした救済について。

①、2004年10月15日、チッソ水俣病関西訴訟の最高裁判決では、国及び県の水俣病の「責任」をどのように認めたのか。

②、関西訴訟判決では、水俣病の認定基準についてどのような見解を示したのか。

③、2009年施行の「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」は、どのような背景でできたのか。

④、本年5月1日の水俣病犠牲者慰霊式後の水俣病被害者団体との懇談会で、環境省によるマイク打ち切りという事態が起こったが、これについて水俣市長としての見解はどのようなものであるか。

⑤、この懇談会では、水俣病被害者団体からどのような要望があったのか。

大項目2です。水俣市の移住定住促進事業の現状と、今後の取組についてお尋ねします。

①、移住定住事業を促進するため、地域おこし協力隊による「移住定住コーディネーター」を置くということだが、任用に向けた進捗状況はどのようなか。

②、移住定住お試しハウスの利用状況と管理はどのようにになっているか。

③、移住定住策については、空き家の多くなっている市内各地域からも意見を聞くことはできないか。

④、移住定住を促進するため、保育園、認定こども園の保育料を完全無償化、小中学校の給食費を無償にできないか。

大項目の3番です。山間地の維持管理活性化のための自伐型林業の推進についてお尋ねします。

①、現在、水俣市の森林伐採については、業者や個人の所有者に対し、どのような指導をしているのか。

②、水俣市には森林の管理に困っている持ち主がどれくらいいると思われるか。

③、自伐型林業では、森林の多面的機能を維持、増進できると言われるがどのようなことか。

④、林業での就業創出が見込まれるということだが、雇用が期待できるのか。

最後に、5月26日、「芦北町自伐型林業のすすめ」ということでフォーラムがあったが、出席したのか。

以上、本壇からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

岩田環境課長。

（福祉環境部環境課長 岩田幸哉君登壇）

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 初めに、国、県の水俣病被害者への責任を元にした救済について、①から③までと⑤については私から、④については市長から順次お答えします。

まず、2004年10月15日、チッソ水俣病関西訴訟の最高裁判決では、国及び県の水俣病の責任をどのように認めたのか、との御質問にお答えします。

関西訴訟において最高裁判決では、国及び県には、公共用水域の水質の保全に関する法律、及び工場排水等の規制に関する法律のいわゆる水質二法、また、熊本県漁業調整規則の規制権限を行使せず、昭和35年1月以降、水俣病の発生拡大を防止しなかったことにつき、賠償責任があること。ただし、国、県が規制権限を行使するべきであったとする昭和34年12月末以前に転出した者については、国、県の賠償責任は認められないこと。一審原告らが附帯上告で主張した、食品衛生法、行政指導等に基づく国、県の賠償責任は認められないこと。などが判示されました。

次に、関西訴訟判決では、水俣病の認定基準について、どのような見解を示したのか、との御質問にお答えします。

関西訴訟において、最高裁判決では、大阪高等裁判所での控訴審判決において、水俣湾周辺地域において、メチル水銀により汚染された魚介類を多量に摂取していたことの証明を前提として、舌先の二点識別覚に異常のある者及び指先の二点識別覚に異常があつて、頸椎狭窄などの影響がないと認められる者など、3類型のいずれかに該当する者は、メチル水銀に起因する障害が生じている患者と認定して差し支えない旨が判示されました。

次に、2009年施行の「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」は、どのような背景でできたのか、との御質問にお答えします。

いわゆる特措法については、関西訴訟の判決を機に多くの救済を求めておられる方の解決のために、公害健康被害の補償等に関する法律の判断条件を満たさないものの、救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図ることにより、地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていける社会を実現するために

施行されたものと認識しております。

次に、この懇談会では、水俣病被害者団体からどのような要望があったのか、との御質問にお答えします。

それぞれの団体から様々な御要望がありましたが、患者の皆様の高齢化に伴う支援の必要性のお話や、健康調査の早期実施などについて御要望がありました。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、本年5月1日の水俣病犠牲者慰霊式後の水俣病被害者団体と環境大臣との懇談会で、環境省によるマイク打ち切りという事態が起こったが、これについて水俣市長としての見解はどのようなものであるか、との御質問にお答えします。

懇談会については、時間的な制約があったと思いますが、もう少し丁寧な対応を行うべきではなかったかと考えております。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁を頂きました。2回目の質問をいたします。

チッソ水俣病関西訴訟は、この間の水俣病被害者の救済を求める裁判の中で、国、県の責任を明確にしたものでした。不知火海沿岸から関西に移り住んだ水俣病患者45人のうち、37人に賠償を勝ち取り、1995年のいわゆる水俣病の政治解決からも、10年の月日がたっていました。

この判決は、私ごとではございますが、感慨深いものがありました。滋賀県守山市のチッソ守山工場の前に、電気と機械の叔父の会社には、水俣、出水などから多くの若者や若い夫婦が働きに来ていました。私が学生の頃、その中の人たちから、水俣病のような症状で苦しむ人がありました。その後、水俣に移住することになり、後ろ髪を引かれるような思いであったことを思い出します。

さて、1995年の政治解決に立ち会った者としては、そのときの解決が不十分なものであったこと、このことをこの判決でより一層実感することになりました。同時に、1995年の政治解決で1万1,000人の人たちが対象者となり、その後の特別措置法では、さらに多くの人が、対象者となりましたが、国、県の責任は、認めた上でのことではありましたが、その救済内容は、不十分なものであったと言えます。一時金も低額であり、地域の線引き、汚染魚を食べた年代をもとに、生年月日での線引きということもありました。その結果、水俣病被害者は、自らの症状を訴えながら裁判に向かったというのが、現在の被害者の方々の現状ではないかと思います。

また、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」、これは昭和44年、1969年に制度が始まりましたが、これによる認定業務の根幹となる認定基準についても、関西訴訟ではその範囲を広げる判断をしています。

しかしながら、現実には、公健法による被害者の救済は実現されてはいません。この間、患者団体の中には、あくまで公健法による救済を訴えておられる団体もあり、いずれにしても、死ぬまでに解決できるかという切実な中におられます。

さて、このような背景の中で5月1日、今年も水俣病犠牲者慰霊式を迎えたわけであります。そこで、改めて、市長にお聞きしたいと思います。

質問の1番です。被害者団体の懇談、要望の時間が3分間ということは、市として妥当なものとするか。

次に、被害者団体の中には、この懇談は、形骸化してきているのではないかという意見もお聞きしました。地元市長としては、具体的要望を聞いてもらうためには、今後どのような形がよいと思うか、お尋ねしたいと思います。

私は、本年5月、一日かけての患者団体との懇談に同席させていただきました。現在、訴訟を起こしていない団体の、ある女性の要望に胸が詰まりました。若い頃から、幼児性、胎児性かと思う人でしたが、母親が年をとり、介護をされており、夜も眠れない。施設に入れてもらえないかと思うが、待機者が多く、精神的にもギリギリの状況である、助けてほしいということでした。

市長にお聞きしたいのです。患者団体の要望の中で、特に被害者にとって、切実と思ったことはどのようなことか、これが質問の3番目です。

次に、特措法ができてから15年になります。水俣病に係る地域住民の健康調査ができていません。水俣病患者が不知火海一帯に拡大した大きな責任を、国、県が負っているとするなら、再び地域住民を放置しないことではないかと思います。水俣病に係る健康調査は急務だと思いますけれども、市長の意見はいかがでしょうか。

最後の質問をいたします。懇談が終わった後、知事は、環境省へのつるし上げのようだったという考えを言われ、その後訂正をされました。

環境省のタスクフォースの目的が「患者団体との懇談の場を再設定することで、被害者救済は含まれない」と説明していることに関し、知事は、「懇談を開催することだけが目的のような表現は、不適切だ」と述べられました。このことについても、市長はどのように思われるか、見解をお尋ねしたいと思います。

以上、5つ質問をいたしました。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目が、被害者団体との要望時間が3分間ということは、市として妥当なものとするか、という御質問です。

話を中断する形となった今回の状況から、より丁寧な対応が必要だったのではないかと考えて

おります。

2点目の、患者団体の中には、この懇談が形骸化していると思うという団体の意見もあるが、地元市長として、具体的要望を聞いてもらうには今後どのような形がいいか、という御質問です。

現在、水俣病犠牲者慰霊式の後に、被害者団体と環境大臣との懇談が行われているため、スケジュールがタイトなものになっていると考えます。そのために、慰霊式とは別の日程で懇談を行われる方法もあるのではないかと考えます。

3点目の、特に被害者にとって、切実な問題と思ったのはどういうことか、という御質問ですが、先ほどの答弁でもお答えをいたしました。患者の方々の高齢化について、特に切実な問題だと思っております。

4点目の、水俣病に係る健康調査は急務であると思うが、市としてはどう思うか、との御質問で、特措法において、政府は健康に係る調査研究などを積極的かつ速やかに行うものとされておりますので、国において速やかに実施していただくべきものと思っております。

最後5点目の、木村知事が、環境省が新設したタスクフォースの目的について、「患者団体との懇談の場を再設定することで、被害者救済は含まれない」と説明したことに関しまして、「懇談を開催することだけが目的のような表現は、不適切だ」と述べたということだが、私はどのような見解か、という御質問でございます。

水俣病被害者の救済及び水俣病の解決に関する特別措置法においては、あとう限りの方の救済が掲げられており、その趣旨からも、丁寧な対応が行われることを望んでおります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁を頂きました。

さきに述べました、5月の国会議員主催の患者団体の聴取においては、高齢化や物価高騰など苦しい生活を強いられる中で、医療機関に行くためのタクシー代が高い、認定、未認定にかかわらず入れる施設が欲しいなど、様々な要望をお聞きしました。安心して医療及び介護サービスが受けられる、医療費や療養費などの上乗せを検討してほしいという切実な要望があります。

そこで、改めて質問をしたいと思います。

水俣病被害者の要望を丁寧に聞き取り、県や国へは、独自の支援について要望を上げることはできないか、お尋ねします。

また、患者団体からは、健康調査の要望の中で、国、県に対し、本格調査の前に、先行調査として、水俣市民のアンケート調査はできないかという要望が上がっています。これについて、水俣市はどのように思うか、お尋ねします。

最後の質問をいたします。

先日、水俣病犠牲者慰霊式を提案、開催された吉井正澄元市長がお亡くなりになりました。大変残念なことでした。私の吉井さんの思い出はたくさんありますが、水俣病の政治決着を迎える前、未認定患者さんの記録映画を主催したことがありました。そのときは、市役所職員の方と一番前で映画を見ていただきました。「知らんことが多かったなあ」と言われました。その後、市民と水俣病患者とのもやい直しを提唱され、現在に至っているわけです。もやいとは、文字どおり、お互いと、まずは十分に語り合うことかと思います。水俣病の被害者救済が、道半ばの今だからこそ、被害者と市民は相互に理解を深め、共に未来ある水俣をつくっていく必要があると思いますが、市としてはどのように思われるでしょうか。

質問は3ついたしました。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 藤本議員3回目の質問にお答えします。3点質問を頂きました。

まず1点目、水俣病被害者の要望を丁寧に取り、県や国へは水俣市から被害者の方たちの要望を伝えることはできないか、との御質問を頂きました。

被害者の方々からの御要望については、県や国に対してお伝えしてまいりたいと考えております。

続きまして、住民健康調査について、本格調査の前に先行して、水俣市民を対象とするアンケート調査を実施してはどうかという要望が上がっているが、市としてどのように考えるか、という御質問を頂きました。

環境省に対して、市としまでも要望してまいりたいと考えております。

3点目ですが、水俣病の被害者救済においては、道半ばという現状であるが、今だからこそ、被害者と市民は相互に理解を深め、共に未来ある水俣をつくっていく必要があると思うが、市としてはどのように思うか、との御質問を頂きました。

市としまでも、様々なもやい直し事業を進めておりまして、相互理解のために、今後とも水俣病犠牲者慰霊式などの取組を、継続して進めてまいりたいと考えております。私からは以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、水俣市の移住定住促進事業の現状と今後の取組について、答弁を求めます。

柿本地域振興課長。

（総務企画部地域振興課長 柿本英行君登壇）

○総務企画部地域振興課長（柿本英行君） 次に、水俣市の移住定住促進事業の現状と今後の取組について、順次、お答えします。

まず、移住定住事業の事業を促進するため、地域おこし協力隊による「移住定住コーディネー

ター」を置くということだが、任用に向けた進捗はどのような状況か、との御質問にお答えします。

令和6年3月18日より移住定住コーディネーターの募集を開始し、4月30日の締切日までに応募があったものの、選考の結果、採用を見送り、現在二次募集を実施中です。二次募集ではPR強化の観点から、有料の民間求人サイトへの広告掲載を行っておりますが、既に、複数件応募に関する問合せを頂いているところです。なお、二次募集の期間は、7月19日までとしており、引き続き任用に向けた周知等を進めてまいります。

次に、移住定住お試しハウスの令和5年度以降の利用状況と管理はどのようなになっているか、との御質問にお答えします。

まず、令和5年度の利用状況として、利用件数8件、合計24人の方に御利用いただきました。また、令和6年度は6月17日時点で、2件、4人の方に御利用いただき、既に、7月以降の予約も複数件ある状況です。

移住定住お試しハウスの管理については、基本的に地域振興課職員が、日常的な清掃を行い、移住検討者による利用があった後は、本市から委託している水俣・津奈木シルバー人材センターの清掃員が、施設内清掃を行うこととしております。なお、利用がない時期についても、週1回程度は、地域振興課職員が室内換気等を行っております。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

（総務企画部長 原弘樹君登壇）

○総務企画部長（原 弘樹君） 次に、移住定住施策については、空き家の多くなっている市内各地域からも、意見を聞くことはできないか、との御質問にお答えします。

本市の移住定住施策については、令和4年度に実施した移住定住に関するマーケティング調査の結果や、日々の移住定住に関する相談内容、他自治体の事例等を参考にしながら事業化を行っております。現在、移住定住施策をテーマにした意見聴取は特に行っておりませんが、日頃から各地域の課題を含めた市政全般に関する意見交換は、各自治会等と行っております。

次に、移住定住を促進するため、保育園、認定こども園の保育料を完全無償化、小中学校の給食費を無償にできないか、との御質問についてお答えします。

保育園、認定こども園の保育料につきましては、令和元年10月から、3歳から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの保育料を全国的に無償化しております。

また、県の事業を活用し、第3子以降の保育料についても、一定の所得基準を設けて無償化しているところです。

なお、無償化の対象とならない場合でも、保育料を国の基準額より低く設定するなど、負担軽減に努めています。

完全無償化するためには、多くの一般財源が継続的に必要となることから、現在、すぐに完全無償化することは考えておりません。

小中学校の給食費につきましては、令和元年度から月1,000円の給食費補助を行い、令和4年度からは、国の地方創生臨時交付金を活用し食材費高騰分を補填しており、県内14市の中では、無償化を行っている宇城市及び荒尾市を除くと、保護者の給食費負担は一番少なくなっています。今後も、将来の無償化を見据えて、保護者の負担軽減に努めてまいります。無償化には多くの予算を必要といたしますので、市の財政状況を見ながら、段階的に保護者の負担軽減を進めてまいります。そのため、現在、すぐに無償化することは考えておりません。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁を頂きましたので、2回目の質問をいたします。

移住定住コーディネーターの進捗状況は分かりました。期待をしておりますので、よろしくお願いします。

さて、移住定住お試しハウスのことですが、私の居住する18区にあり、以前は管理する人もあり、建物に風を通し、周りの清掃、まきストーブのぬくもりを感じてもらい、環境に配慮した暮らしの発信など、エコハウスとしての機能が十分生かされるように取り組んでこられました。この間、私のところに苦情が届くようになりました。子供たちが、太陽光発電機などを滑り台にして遊んでいる。温水器が近くにあり、危ないので注意をしました。「あそこはいつも閉まってるようだけど、管理はどげんなつとるのかな」という声もあちこちでお聞きます。

そこで質問をします。

今回、移住定住コーディネーターが決まりましたら、この移住定住のためのエコハウスも毎日でなくてもいいので、管理することはできないか、これが質問の1番目です。

なぜなら、エコハウスはおよそ1億円という建設費用でできており、当時私はびっくりしたのですけれども、設計費用がかかっているんですね。つまり、エコハウスとしての機能を、駆使したものだということだったと思います。環境のまち水俣の理念のもとに導入したものであり、この機能を最大限に生かしながら、お試しハウスとして利用してほしいと思います。

次に、お試しハウスの大事な要素は、地域の方との交流が必要ではないかと思います。地域が移住者を温かく迎えるということが大切かと思い、2つ質問いたします。

以前も紹介をしましたが、水俣と人口規模が同じぐらいで、この12年間住みたい田舎暮らしランキングで3位以内に入っている、大分の豊後高田市の定住移住策の中に、地域でのお試しハウスで移住者が増えている。また、農家民泊、これは2泊3日ですけれども、これによって移住者が増えているということでもあります。

質問の2つ目は、地域での空き家によるお試しハウスはできないか、3つ目は、農家民泊によ

り仕事などとのマッチングを図る、そういった農家民泊を進めることはできないか。

そして最後に、学校給食のことですけれども、水俣に若い世代の移住者を増加させるための施策として、キャッチフレーズを「子育て一番のまち」とおき、施策を進めないかということを提案したいと思う。というのは、議会の有志で、子育て施策などに特化して進めてこられた兵庫県明石市に行きました。その後、大牟田の青年会議所主催の元明石市長の泉房穂さんの講演会にも参加しましたが、そのとき言われた言葉が非常に印象に残りました。「こども一番のまち」、初めはみんな相手にしなかったけれど、施策を進めていくうち、まちに活気が出てきた。これは、豊後高田市も同じで、豊後高田市のふるさと納税は「子どもたちの笑顔があふれるまちへ」、本気の子育て支援ということで、全部ふるさと納税を子育て支援に使っています。そのため、保育園や学校給食を無償にしている、それに加え、誕生祝い金最大200万円、入学祝い金、妊娠したとき5万円、妊娠後の医療14か月分無料、出産後5万円、小中高応援支援金入学時5万円と家庭の経済的負担を軽減しています。その他、学習面での市民塾など、切れ目ない支援で、移住者は増加しています。現在、この4年間で、300人以上の移住者があり、転出者を上回っています。つまり、人口の社会増が続いています。10年連続は、大分県でも、唯一だということです。

水俣市も若者に来ていただくためには、目を見張るような施策を打ち出していかないと、立ち後れてくるのではないかと思います。提案をしたいと思います。以上です。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 藤本議員から2回目の御質問を合計4問頂きましたので、順次、お答えいたします。

まず、移住定住コーディネーターに現在のお試しハウスの管理もしてもらえないか、との質問にお答えいたします。

移住定住コーディネーターの業務の一環としまして、移住定住お試しハウスの申請受付や入退去対応を行っていただくことを予定しております。

なお、移住定住コーディネーターには専門的スキルを活用し、移住定住に関する情報発信の強化や、移住関連の相談対応に注力いただく必要がございます。したがって、移住定住お試しハウスの日常的な管理等に従事させることは考えておりません。

2点目の御質問でございますが、地域の空き家を活用した移住定住お試し住宅を設ける考えはないか、との御質問にお答えいたします。

仮に、人が居住できる空き家がある場合、本市としましては、「空き家バンク」等により流通促進を図ることが重要であると考えており、現在の移住定住お試しハウスの利用状況を考慮しましても、新たに移住検討者向けのお試し住宅を整備する考えはございません。

3点目の御質問でございますが、農家民泊による移住定住の促進はできないか、との質問にお

答えいたします。

農家民泊は、「住宅宿泊事業法」いわゆる民泊新法に定める手続を行った事業者等が実施できるものであり、現時点では、本市内で農家民泊に取り組む事業者等がないことから、議員御提案の農家民泊による移住定住の促進を行う考えはございません。

最後の4問目でございますが、大分の豊後高田市では、ふるさと納税で、保育料や学校給食を無償にするなど取り組んでいるが、水俣市も子育て一番のまちとして、移住定住を促す取組をしないか、という御質問でございます。

先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、現状は保育料の完全無償化や給食費の無償化を行う予定はございませんが、ふるさと納税の寄附額を増加させるために努めてまいります。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 ありがとうございます。

市内保育園に行くと、人口減少対策にとにかく取り組んでほしい、それから産婦人科がなくなったら困るなど、様々な声を聞きます。

また、地域がですね、地域丸ごと存続ができないでいるような、そのようなところも私は感じておりまして、新しく住み着いてくれる人を、迎え入れるようなことを促す、仕事、居住空間、地域の人たちが居住者を温かく迎えられる仕組み、というのが必要じゃないかと思っています。

そこで、もう一度質問いたしたいと思うんですけれども、1番はですね、移住定住お試しハウスに宿泊した人の中で、移住定住に結びついた人はどれぐらいいるのか。これが1番目です。

そして、お試しハウスの管理のことで答弁を頂きましたが、再び質問をします。

移住定住コーディネーターには、申請受付や入退去対応だけでなく、お試しハウスが、エコハウスとしての機能を持つものであることを学習してもらい、訪問者には、それを伝えることから始めてもらい、移住定住に結びつけてもらいたいと思うがいかがでしょうか。

最後に、水俣市は環境、命で、子供たちには医療費を無料。命は何によってできるか、食であります。そのためには、学校給食は無償にして、家での食事の充実に使えるようにしてはと思います。

そこで質問をします。

大分県豊後高田市の取組を紹介したが、市の答弁の寄附額を増加させるということは、ふるさと納税の使い道の比率を上げ、教育費、子育て支援に、特に、全国的流れになっている学校給食の無償化などに使うというふうに捉えていいのでしょうか。これが3番目の質問です。

以上、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 柿本地域振興課長。

○総務企画部地域振興課長（柿本英行君） 藤本議員の3回目の御質問のうち、移住定住お試しハ

ウスに宿泊した人の中で、移住、定住につながった人はどれくらいいるか、との御質問にお答えします。

現時点までに移住定住お試しハウスを利用後に、水俣市に移住した方は2世帯5人です。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 続きまして、藤本議員3回目の御質問の2つ目と、3つ目の御質問にお答えいたします。

2つ目でございますが、移住定住コーディネーターには、申請受付や入退去対応だけではなくお試しハウスの建物の意味などについて学習してもらい、訪問客に伝える。それを、定住移住に結びつけてほしいがいかにか、との御質問でございます。

現在でも、移住定住お試しハウスへの入居時には、建物の紹介などをしております。移住定住コーディネーターにも、利用者の入居対応時に建物の説明などをしてもらう予定です。

なお、移住定住を決める際には、実際の住環境を重視すると思われまので、建物の意味を説明すること自体が、移住定住につながるとは一概に言えないものと考えております。

3つ目の御質問でございますが、市のふるさと納税額を増加させるということは、ふるさと納税の使い道の比率を上げ、特に学校給食の無償化などに使うということか、という御質問にお答えいたします。

現状、ふるさと納税により寄附いただいた財源の使い道は、寄附者が活用したい事業分野を指定してもらうこととなっております。事業分野を指定されなかった際は、様々な事業に充当しております。その場合、寄附金の充当事業については、市の現状を総合的に勘案して、使い道を決めてまいります。

○議長（岩村龍男君） 次に、山間地の維持管理活性化のための自伐型林業の推進について、答弁を求めます。

山村農林水産課長。

（産業建設部農林水産課長 山村良一君登壇）

○産業建設部農林水産課長（山村良一君） 次に、山間地の維持管理活性化のための自伐型林業の推進について、順次、お答えします。

まず、現在、水俣市の森林伐採については、業者や個人の所有者に対し、どのような指導をしているのか、との御質問にお答えします。

本市では、森林伐採を行う業者と所有者に対し、林地荒廃防止を図るための再造林や雨水処理など、配慮するようお願いしております。

次に、水俣市には、森林の管理に困っている持ち主がどれくらいいると思われるか、との御質問にお答えします。

本市では、森林環境譲与税を活用して、経営管理が行われていない森林を、市町村が仲介役となり、森林所有者と担い手をつなぐ仕組みを構築する森林経営管理制度に取り組んでおりますが、この制度の中で、本市の森林所有者の森林管理に対する意向を把握するため、令和元年度から令和5年度まで実施した約1,466ヘクタール分に対する意向調査の結果によると、「第三者による管理、あっせん及び売却を希望される方」を管理に困っている方とすれば、その割合は30.7%になります。

次に、自伐型林業は、森林の多面的機能を維持、増進できると言われるが、どのようなことか、との御質問にお答えします。

これまでの林業においては、樹齢50年程度の用材林を皆伐し、再造林する方式が一般的ですが、自伐型林業は長期にわたって間伐を進める方式で、1回当たりの施業面積や取り扱う材木の直径も小さくなる分、使用する機械も小型化でき、作業道も比較的狭く設定できます。

このようなことから、自伐型林業のほうが、土砂災害の防止、水源の涵養など森林が有する多面的機能は維持されやすいと考えます。

次に、自伐型林業での就業創出が見込まれるということだが、雇用が期待できるのか、との御質問にお答えします。

林業施業の規模が小さければ、機械の購入費が抑えられる分、新規参入へのハードルが下がることや、農業に林業を組み合わせやすくなることなどから、新たな就業形態の創出につながることはあり得ると考えます。

次に、本年5月26日、「芦北町自伐型林業のすすめ」ということでフォーラムがあったが、市職員は出席したのか、との御質問にお答えします。

今回、当日のフォーラムにつきましては、本市職員は出席しておりません。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁を頂きました。

NPO法人「自伐型林業推進協会」の代表理事、中嶋健造氏によると、2011年紀伊半島豪雨、2016年台風10号による岩手県岩泉、皆さんも覚えていると思いますが、2018年は西日本豪雨、2019年九州北部、千葉、2020年は、記憶に新しい人吉、八代、芦北などの大災害に見舞われました。山林崩壊と浸水が至るところで発生をし、人的被害も甚大だった。

この近年の背景には、「50年標準伐期」を根拠に木材自給率5割を掲げ、生産量最優先の「林業再生プラン」が動き始め、大型高性能林業機械と、大規模集約型の間伐施業と、皆伐が加速したためだと指摘しています。つまり、大量伐採が増えると災害が増え、成熟林が増えると災害が減る。大量伐採と災害は昔からセットだということです。皆伐だけでも土壌流出や、崩壊が起きやすいのに、作業道の崩壊が倍増させている。幅広作業道も崩壊を多発させている。このこと

は、近年、湯出において、中嶋さんの話を聞く講演がございましたが、その当時から、湯出の山の様子を見られ、大規模災害が起これなければよいかと心配をされておられました。

そこで質問をします。

市民からも伐採に関しての心配が上がっておりますが、森林伐採後の見回りをしていただいているでしょうか。これが質問の1番です。

次に、森林伐採後、気づいたことについては、事業者などへの注意、指導はしているか。

さらに、自伐型林業について答弁を頂きました。自伐型林業は、山林所有者にとっては、実は原点回帰のような森林経営である。つまり、100年以上にわたる多間伐施業、林齢50年ぐらいかから間伐を実施し、成育を促し、下層植生を増やす。針葉樹・広葉樹混交林として、長期間維持をするということだそうです。また、所有と経営を密着させた自立、自営の林業、兼業、家族経営もできる。小規模高密度の路網により、小規模機械搬出を実現、安全性も向上。このことにより、国土保全につながるということです。

私は、水俣の山間地によく行きますが、話を聞くと、以前、木臼野や頭石などの方々、昔の山仕事の話、何人かの女性から聞いたことがありました。しかし、現在は、山で働く人はほとんどおられず、村は衰退していくばかりではないかと胸が痛んでいます。この山村に、自伐型の林業をやってくれる若者一家が入れば、どんなにか村は活気づくことかと思います。それを、現実に進めようとしているのが近隣の市町村です。

3番目の質問をいたします。

現在、芦北町などは、NPO法人自伐型林業推進協会と協力して、自伐型林業を進めようとしているが、水俣市もその協会の話を聞く機会を持たないか。

最後に、また既に芦北管内や出水市では、若者も含め、自伐型林業の取組を始めていますが、林業家からの生の声を聞く機会を持たないか。

以上、4つ質問をいたしました。

○議長（岩村龍男君） 山村農林水産課長。

○産業建設部農林水産課長（山村良一君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。4点いただきました。

まず、1点目につきましては、市民からも伐採に関して、心配の声が上がっているが、森林伐採後の見回りを行っているか、という御質問でした。

伐採後は、市民から伐採に関するお問合せがあれば、その都度、現地確認を行っています。

2点目につきましては、森林伐採後、気づいたことについては、事業者などへの注意、指導を行っているか、という御質問でした。

現地で確認を行った際、指導すべき点があれば、その都度、適切に対応いただくよう関係事業

者に指導しています。

3点目につきましては、現在、芦北町などは、NPO法人自伐型林業推進協会と協力して、自伐型林業を進めようとしているが、水俣市でもその協会の話を聞く機会を持たないか、という御質問でした。

現在、NPO法人自伐型林業推進協会にお話を直接伺うことは考えておりませんが、芦北町の取組について、現場の状況も含めて参考にさせていただければと考えております。

4点目につきましては、既に芦北管内や出水市では、若者も含め、自伐型林業の取組を始めているが、林業家からの生の声を聞く機会を持たないか、という御質問でした。

現在、林業家と直接話をする機会を設けることは考えておりませんが、芦北町の取組を参考にさせていただければと考えております。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

前回、この質問をしたときのお答えより前進したかと思えます。

さて、その上で1つ目の質問ですが、森林伐採後、市民から問合せがあった場合、その都度現地確認に行っている。また、森林伐採後、現地で確認を行った際、指導すべき点があれば指導しているということですが、その指導の内容についてお尋ねをします。これについては、山間地の住民から、近くの山が伐採されてから、庭まで増水するようになったなどの苦情をお聞きしています。

また、新設された国からの環境譲与税についても、水俣市は、間伐などの森林の管理に使いたいということで、現在調査に入っているということで、市の職員の方々も大変だと思います。

そこで、水俣の森林の管理の、私は基本の基本になると思うのですが、自伐型林業についても、芦北町に現場の状況を含めて、参考にさせていただくということで、ぜひお願いをしたいと思います。

最後になりました。

芦北町で行われた自伐型林業フォーラムでは、その案内に「森林面積の8割を占める本町。しかし、若者の流出、少子高齢化により、森林資源活用の担い手が不足しています。さらに、近年は山林の管理不足や頻繁な豪雨などにより、土砂崩れなど災害が甚大化してきています。本町は、環境保全と生業づくりを両立させながら、持続可能で、防災・減災を実現する森づくりを目指すため、自立・自営型の小規模林業『自伐型林業』へ挑戦します」という内容の呼びかけがありました。そしてこのフォーラムでは、実際に、芦北町で自伐型林業に取り組む方々のお話もありました。フォーラムの内容につきましてはここでは割愛いたしますが、自伐型林業の研修の案内のことで、最後にお尋ねしたいと思います。具体的に機械の使い方、伐採研修、作業道開設

研修など、4回にわたる研修案内を頂きました。

そこで、最後の質問ですが、芦北町に話に行くということですが、7月から11月までであるこの研修に、どなたか参加することはできないかをお尋ねします。ちなみに講師には、内閣総理大臣賞、林野庁長官賞受賞歴を持つ方や、一流の講師陣が来られるということです。

ぜひお願いをしたいと思います。質問は以上です。

少子化高齢化で、水俣には希望がないように思いがちですが、水俣には、その面積の75%という森林があり、膨大な資源を持っています。熊本県14市の中で、一番ということです。この資源を生かすことが大切ではないでしょうか。ここに若者を入れることこそ、環境のまち水俣を維持し、土台をつくることになるかと確信しております。

今後の取組をお願いして、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 藤本議員3回目の御質問にお答えします。2点ございました。

まず、森林伐採後、現地確認を行った際、指導内容はどのようなことが多いのか、との御質問にお答えします。

市民からの問合せでは、従前の水の流れが変わり、道路へ土砂が流出しているという内容が多いことから、その原因を確認した上で、適正に水を導いて処理するよう指導しております。

次に、芦北町で開催されます自伐型林業の研修会、こちらのほうへ、市職員として参加することは考えられないか、との御質問にお答えします。

まずは、芦北町の取組などについて、情報収集に努めていきたいと考えておりますので、本市職員を研修会に参加させることは考えておりません。

○議長（岩村龍男君） 以上で、藤本壽子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明26日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は、午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時13分 散会

令和6年6月26日

令和6年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

令和6年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和6年6月26日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時18分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	淵 上 美 緒 君
吉 野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木 戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡 本 広 志 君）	主 幹（橋 本 晃 君）
主 任（宮 崎 聖 子 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 17人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（原 弘 樹 君）	福祉環境部長（堤 茂 君）
産業建設部長（田 中 真 也 君）	総務企画部次長（岡 本 夫美代 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	上下水道局長（永 田 久美子 君）
総合医療センター事務部総務課長（竹 下 昭 博 君）	総務企画部市長公室長（白 本 亮 君）
総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）	総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）
福祉環境部いきいき健康課長（草 野 徹 也 君）	福祉環境部こども子育て課長（赤 司 和 弘 君）
産業建設部スポーツ推進課長（中 村 俊 彦 君）	産業建設部都市計画課長（榮 永 哲 久 君）
教育委員会事務局教育課長（設 楽 聡 君）	

○議事日程 第3号

令和6年6月26日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 1 小路貴紀君 | 1 スタンフォード大学との連携によるグローバル人材育成事業について |
| | 2 市内仕出し業者と連携したスポーツ弁当の開発及び提供について |
| 2 淵上美緒君 | 1 空き家対策について |
| | 2 旭町踏切付近の道路の現状について |
| | 3 小規模特認校（久木野小学校）について |
| | 4 新型コロナウイルス感染症対策について |
| 3 吉野誠君 | 1 水俣市の人口推移と対策について |
| | (1) 人口動態の問題点について |
| | (2) 令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポートについて |
| | 2 水俣市の児童福祉の状況について |
| | (1) 学童クラブについて |
| | (2) 保育所等の障害児保育について |
| | 3 水俣市における子供の教育について |
| | (1) 子供の教育に関する連携策について |
| | (2) 不登校児童生徒対策について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、草野いきいき健康課長、赤司こども子育て課長、榮永都市計画課長、中村スポーツ推進課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は答弁時間を含まない、1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 おはようございます。真志会の小路貴紀です。

今回の一般質問ですが、割とあっさりとした内容と思われるかもしれませんが、私自身が課題と認識することを執行部と共有させていただき、着実に前に進む取組につなげられるべく、中身の濃い質疑にできればと思う次第です。そのために、執行部答弁へのよりどころが9割方を占める構成となっておりますので、他力本願だと悪いように思われず、御協力のほどよろしくお願いいたします。

世界に名だたるアメリカの名門大学との連携に関しては、グローバルの観点からも、「スタンフォードゥ」ときちんとしたプロナレーションで言いたいところですが、ひけらかしと思われても不本意ですし、そもそもプロナレーションがしっかりしていたところで、議事録には、片仮名でしか表記されないことにふと気づきましたので、この場ではあえて片仮名読みのスタンフォードにさせていただくことを御了承願いたいと思います。

それでは、通告に従い質問に入ります。

1、スタンフォード大学との連携によるグローバル人材育成事業について。

本件に関しては、本定例会初日の6月14日に、議第51号令和6年度水俣市一般会計補正予算第2号の中で先議に諮られ、全会一致で可決されておりますが、本事業が実現したいきさつや関係先の受け止め方、事業の継続性及び本市を取り巻く環境を見通した人材確保の課題を踏まえ、以下質問します。

①、スタンフォード大学との連携で事業を行うことになったきっかけは何か、お尋ねします。

②、本事業に対する水俣高校側の受け止め方はどうか、お尋ねします。

2、市内仕出し業者と連携したスポーツ弁当の開発及び提供について。

スポーツを通して、市外からエコパーク水俣に訪れる人が、ますます増える傾向にあります。過去に質問した経緯と、今後の取組を期待することから、以下質問します。

①、令和3年12月議会において、エコパークを中心とした地域経済への波及効果策として、スポーツ弁当の提供について提案したが、その後どうなったか、お尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 初めに、スタンフォード大学との連携によるグローバル人材育成事業について、順次、お答えします。

まず、スタンフォード大学との連携で事業を行うことになったきっかけは何か、との御質問にお答えします。

経緯からお話ししますと、原総務企画部長が、スタンフォード大学の客員研究員として在籍をしていた2019年に大学のゲイリー教授と知り合わせ、その後、2023年に本市へ出向となり、その人脈を生かして、水俣高校を支援したいと考え、本年2月、水俣高校で、生徒がスタンフォード大学の教授に向け、環境への取組に関するプレゼンテーションを行うイベントを実施いたしました。

そこで教授が本市に大きな興味を持たれ、3月に本市を訪問され、プレゼンテーションを行った生徒たちとの再会を果たしました。また、私も教授と懇談の機会があり、その際に、教授から「留学のチャンスが少ない地方の高校生に、世界と触れ合う機会を提供したい」、「特に環境問題に取り組む水俣市は、環境などを学ぶこの事業の理念に沿うものであるため、さらに交流できれば幸い」というありがたいお話を頂きました。

このことをきっかけとして、教授や高校側と協議を重ね、本事業の実施に至りました。

次に、本事業に対する水俣高校側の受け止めはどうか、との御質問にお答えします。

水俣高校側からは、「貴重な機会であるため、ぜひ実施していただきたい」と伺っております。

また、高校としても、多くの生徒に参加してもらえるよう、本市と連携しながら、生徒や保護者への説明や実施体制を整えるなど、積極的に準備を進めていただいているところです。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 国からの出向で赴任いただいている原総務企画部長の人脈とはいえ、ここ水俣に大変魅力的で、他方から羨ましがられる事業の礎を築いていただいたことに感謝申し上げます。原部長が、いつまでも水俣で仕事をしてもらえる願いは到底かなわないことと承知していますが、これまで培われた経験や人脈をもとに、今後とも、他自治体と差別化された、付加価値の高い事業の推進に係る御尽力と、職員のスキルアップにつながる御指導を賜ればと思います。

今回のスタンフォード大学との連携は、単に「よかったね」で終わるような話ではないと思っています。

スタンフォード大学の権威について、詳しいことは分からずとも、誰もがすごい大学との印象

は持っていらっしゃると思います。スタンフォード大学関連で調べてみましたが、まず、大学数の比較で見ると、日本は約790校に対して、アメリカは約3,000校の州立、私立の4年制大学があり、2年制を含めると約4,700校に上るとのデータがあります。スタンフォード大学は1891年創立、広さは全米一の敷地面積を誇り、東京ドーム700個分。全米のランキングでは、マサチューセッツ工科大学及びハーバード大学を含めたトップ3に挙げられ、合格率は、3%、4%台とも言われ、全米最難関のグループに入ります。この3校に、イギリスのオックスフォード大学及びケンブリッジ大学を入れると、世界のトップ5と言われている。

皆さんも、頭の中で世界地図を広げ、想像してみていただきたいと思います。小さい島国の日本、そして九州、熊本県の最南端に位置する水俣市と、アメリカ合衆国カリフォルニア州スタンフォードが結ばれる今回の連携事業がいかほどのものか。私たちはもっと驚愕してもいいくらいだと思います。

このすごい大学に留学されていた原部長、ここ水俣へすごい男が来たもんだと、つい口ずさみそうになりますが、そこで、まず質問いたします。

本事業において、スタンフォード大学側にどのようなことを期待しているか、お尋ねします。

本事業に関する予算は、オンライン受講料負担金として640万円が計上されており、オンライン講座へ参加する高校生は無料となっています。事業内容によれば、水俣高校に在学する30名を定員とし、秋学期の半年間で、2週間に1回程度の土曜日に、毎回90分程度のオンライン講座をマックス12回開催するとあります。仮に、640万円を30名で割れば、1人当たり約21万円。これを受講回数12回で割れば、1人当たり1回の受講料は、1万7,500円という試算にも置き換えることができます。これは半年間で実施する事業ですので、年間で延べ予算と思えば、安いくらいだと思います。水俣に居続けたままで、世界のトップ5と言われるスタンフォード大学とつながることは、640万円の費用に対して、事業の効果は計り知れないのではと期待が膨らみます。今回の予算とは別に、成績優秀者の渡米も視野に調整されていますので、こういったチャンスは、人口減少が進む地域の高校生にとってモチベーションとなり、いい意味で野心に燃えることを熱望します。

そこで、2つ目の質問をします。

この事業を実施することで、水俣高校及び生徒への期待、ひいては、本市にとってどのような波及効果が見込まれるか、お尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員2回目の御質問にお答えをいたします。

まず1点目が、この事業においてスタンフォード大学側にどのようなことを期待するか、という御質問でございます。

スタンフォード大学は、世界の大学のランキングでも常に上位に位置しており、学術面だけでなく、スポーツや文化等あらゆる分野で優秀な人材を輩出している大学でもあります。また2022年度から、気候と持続可能性をテーマにした学部、サステナビリティスクールを新設し、地球規模の気候問題と解決策を研究する分野においても、フロントランナーとなっております。

大学には、国際感覚やアメリカの一流大学の雰囲気を高校生に伝えていただき、本市の次世代の人材育成に寄与していただくことを期待しております。

他県の自治体でも同様の取組をしておりますけれども、熊本県内でのこのような取組は初めての試みであるため、特に水俣のような小さな自治体では初めてでもありますので、事業の成果が非常に楽しみであると思っております。

次に2点目の、この事業の実施をすることによりまして、水俣高校及び生徒への期待、ひいては本市にどのような波及効果が見込まれるか、という御質問でございます。

アメリカの大学の講座を受講した高校生は、英語力の向上に加え、多様な価値観を受容して物事に取り組む姿勢や、課題やディスカッション等に積極的に取り組む態度等が変わるなど、大きく成長して、世界や国内で活躍することが見込まれます。

また、水俣高校の魅力向上により、国際関係に興味がある受験者の増加につながることも期待をしているところです。

そして将来、この事業を通じて成長した人材に、本市の地域課題解決や、経済振興に寄与していただければありがたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 まさに一流大学の雰囲気を高校生が感じられること、英語をはじめ、国際感覚を養えること、小さな自治体にある水俣高校で実現できることは、魅力向上へのきっかけになります。

私は議員になって少したった、今から8年前の平成28年11月に、北海道足寄町に行政視察で訪問しました。視察目的は、北海道立足寄高校の支援策に関することでした。当時、町の人口7,000人ほど、3,000世帯、町制の自治体では日本一の広さで、歌手の松山千春さんの出身地として知られています。そのとき、高岡市長とは、先輩議員の一人として御一緒させていただきました。

平成19年に北海道教育委員会が、新たな指針を策定し、定員割れで入学者40名以下になった高校は、基本的に統廃合を進めることが示され、足寄町としては、地元高校がなくなることは、中学卒業生の進路範囲の限定化や他市町村への進学による保護者の費用負担拡大、進学による若者の人口流出など、地域活力の低下や衰退を招き、影響が計り知れないとの懸念から、町や町教育

委員会、足寄高校などと連携して、「足寄高校を存続させる会」を設立して、支援の強化を図ることになったとのことです。足寄町は、町外からの下宿者補助、入学費補助、修学旅行補助、給食費無償などの直接支援や、学力向上、部活動遠征費、海外研修派遣、公設民営塾などといった間接支援を含めて、年間約8,000万円の支援を行うことを決定しました。でも単に、財政的な支援を強調されたわけでは決してなく、地元高校がなくなれば、平日のみならず、休日を含め、朝早くから夕方遅くまで、この町から若者が消えてしまうことを想像してみてくださいという危機感に迫られた言葉が印象的でした。現在の足寄高校ホームページトップの上段には、「足寄町9つの支援」と掲載されており、本年度は64名の新入生を迎え、うち16名が野球部に入部、数年前までは単独出場もままならなかった高校が、元プロ野球選手を同校コーチとして町の任期付職員で採用して、その後監督に就任、今や地区の実力校に成長したとのことです。今なお、地元で生まれ育った多くの子供たちが、地元の高校に通う意を酌み取っている証左であり、自治体と地域全体の連携が根づいていることに改めて感銘を受けました。

そういった観点からも、事業の継続性を見据えた課題について確認したいと思います。事業の継続性という点では、大きく予算確保と人材確保の面があります。予算確保については、本定例会初日における先議の審議で、補助金などを活用して来年度以降も継続したいとの執行部答弁があったことを、総務産業委員長より報告がありましたので、受講する生徒の人材確保に関して、重点的に掘り下げたいと思います。人材確保のためには、水俣高校に進学する生徒が絶えないことであり、特に英語に関して、モチベーションが高い生徒を確保するためには、何よりも地元中学校との連携は必要不可欠です。水俣高校とスタンフォード大学とのオンライン講座の講義風景を、中学生が視聴・体感できる場が設けられれば、ストレートに好奇心を刺激することができます。しかしながら、連携の性質上、大学側の理解を得ることの難しさも重々承知しております。

そこで、まず質問します。

水俣高校を目指す地元中学生の定着を図るためにも、中高連携及びメディアを巻き込んだ取組で水俣高校の魅力向上につなげていく考えはないか、お尋ねします。

高校進学に当たっては、自ら学校を選択できる自由があります。また、中学校の担任教師や保護者のアドバイスを受けて、選択の参考にすることもあります。これらのことを当然否定するつもりはございません。少し自論が過ぎるかもしれませんが、水俣高校ではなく、市外の偏差値の高い高校へ進むことが、大学進学への近道であるかのように、中学生や保護者の感覚として根づいてしまっていないか。市外の高校に朝早くから時間を費やして通い、レベルの高い環境にもまれて成績を伸ばす生徒がいる一方、成績レベルが高い生徒同士で成績順位が埋もれてしまい、かえって勉学意欲を失って、希望する大学への進学を断念してはいないか。

水俣高校に目を向ければ、中学校での成績優秀者が水俣高校に進学し、好成績を収め続けた結

果、希望する大学への進学を果たすなど、夢を実現している実態もあります。成績優秀の中学生が水俣高校への進学を望んでも、担任教師や保護者の思いが強過ぎて、市外の進学校を薦めるようでは本末転倒ですので、そういった固定観念をなくしていく必要があると考えます。

そこですが、本事業の継続性、しかるに生徒の確保を見据える上では、市内中学校と教育委員会との連携が重要なファクターになってくると強く認識すべきだと思います。あくまでも想像の域を出ませんが、仮に中学校や教育委員会の中に、高校進学に当たっては選択の自由がある以上、水俣高校だけ特別扱いすることはできないとの考えがあるのならば、それは大きな間違いであると断定しておきたいと思います。

昨日、同じ会派の真野議員より、水俣高校関連で熊本保健科学大学との包括連携協定と、半導体情報科の新設に関して質問がありました。スタンフォード大学との連携も含めて、水俣高校が県立とはいえ、水俣市が行政支援や連携協定を結んでいる取組であることを考えれば、本市の教育行政を担う教育委員会が先頭となって、水俣高校の生徒確保のために、市内中学校と連携することは決して特別扱いではないと考えます。

本市が市外の高校を支援しているならともかく、地元唯一の水俣高校を支援している以上、水俣高校へ進学するメリットや情報を徹底して伝えることこそが、今後の本市教育行政における役割と責任の重要性がより増すものと考えます。

そこで、質問いたします。

水俣高校を目指す地元中学生の定着を図る観点でいえば、教育委員会の積極的な関与は必須であると考えます。教育委員会が先頭に立って、中学校と連携した取組を行うべきと考えますが、いかががお尋ねします。

高岡市長が就任された後の平成30年6月定例会冒頭にて、施政方針の一節で、「水俣高校は県立高校ではあるが、地元唯一の高校であり、もはや水俣市立水俣高校の同義であり、地域全体で支えていかなければならない。今後も県内外の中学生に選んでいただける魅力ある高校となるよう取り組む」と述べられております。

スタンフォード大学との連携、熊本保健科学大学との包括連携協定及び半導体情報科の新設は、まさに市長の思いが具現化されることであり、令和6年は水俣高校の変革期と言えます。

地元中学生や市外からも、夢や希望を持って、水俣高校に通いたいと思ってもらえるよう、関係各位がベクトルを合わせた強い連携で、事業の継続性に結びつけられるよう、お願いしておきます。質問は2点です。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 小路議員の3回目の御質問にお答えいたします。

2点ございましたけども、私からは最初に、2点目についてお答えをいたします。

水俣高校を目指す地元中学生の定着を図る観点で言えば、教育委員会の積極的な関与は必須であると考えられるけども、教育委員会が先頭に立って中学校と連携した取組を行うべきであると考えられるけどもいかがか、との御質問でした。

水俣高校は、現在、普通科、商業科、機械科、電気建築システム科による非常に多くの学科を学べる高校です。それらの学科に加え、今回のスタンフォード大学との連携によるグローバル人材の育成、今年３月の熊本保健科学大学との連携による医療の学び、令和７年度から開設される半導体情報科による技術の学びにより、より一層優れた人材を育成できる学校になると期待しております。

市教育委員会といたしましても、市内各中学校長に対し、水俣高校が、社会のニーズに対応し、生き抜く力を身につけることができる、非常に魅力のある学校であるということを、積極的にお伝えしていきます。以上です。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員３回目の御質問の中の、水俣高校を目指す地元中学生の定着を図るために、中高連携及びメディアを巻き込んだ取組で、水俣高校の魅力向上につなげていく考えはないか、という御質問でございました。

議員御指摘のとおり、地元中学生の定着も非常に重要だと考えております。

市内中学校に対して行われる高校説明会に際しては、水俣高校と連携しながら、中学生や保護者に向けて、受講状況や受講者の感想などをしっかり伝えるべく、市職員からも本事業についての説明を丁寧に行ってまいります。

また、オンライン講座は、水俣高校に在学する受講者以外の視聴ができませんが、本市の人口規模や唯一の県立高校という環境に鑑みまして、世界と触れ合う機会の少ない地元中学生にも興味を持ってもらえるよう、メディアに対しても、本事業の情報提供や取材依頼を積極的に働きかけてまいりたいと思っております。

この事業が新たに加わることで、水俣高校の魅力がさらに増し、学びへの興味関心を深められることが期待されます。また、この魅力を中学生や保護者の皆様方に伝え、水俣高校を目指す地元中学生が定着するように、市教育委員会や高校と協議をしながら、連携を図ってまいりたいと考えております。

また、冒頭に申し上げましたけれども、連携の経緯ということで申し上げました。今回は、財務省から出向いただいております原総務企画部長が、スタンフォード大学の研究員としていたという経緯がございました。やはりこれ一つとってもですね、やはり人脈、そして人と人とのつながりというものが、いかに大事かということを私も今回改めて実感をしたところです。この仕事をさせていただいて６年を経過しておりますが、やはり、国、県への要望等に対しても、やはりこう

いった人脈、そして人と人とのつながり、やっぱりすばらしい人材にやはり支えられて、こういった仕事ができるんだということを、私も改めて感じたところでもありますし、これからも、このいい流れをですね、しっかりと継続をしながら、議員の皆様方の御協力も頂き、そして、職員と一体となってですね、取り組んでいきたいと思っておりますので、どうか今後とも、引き続きの御支援をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、市内仕出し業者と連携したスポーツ弁当の開発及び提供について、答弁を求めます。

中村スポーツ推進課長。

（産業建設部スポーツ推進課長 中村俊彦君登壇）

○産業建設部スポーツ推進課長（中村俊彦君） 次に、市内仕出し業者と連携したスポーツ弁当の開発及び提供について、お答えします。

令和3年12月議会において、エコパークを中心とした地域経済への波及効果策として、スポーツ弁当の提供について提案したが、その後どうなったか、との御質問にお答えします。

スポーツ選手が大会や練習でしっかり体を動かすために必要なエネルギーの補給や、消化がしやすく、厳しいトレーニングに耐えるための栄養素を摂取するためのスポーツ弁当の提供は、スポーツを通じた経済活性化を目指す本市にとっても、魅力向上の一つであると考えております。

令和3年12月議会の小路議員からの御提案後に、市内の仕出し業者など、お弁当を取り扱う事業者への説明を行う機会を設けましたが、参加いただいた事業者が少なく、また、事業者からは、まずは、スポーツ大会等の際に、弁当事業者の紹介等ができる仕組みづくりを進めてほしいとの要望があったことから、現時点で、スポーツ弁当の開発に至っておりません。

しかしながら、小路議員がおっしゃるとおり、年々増加傾向にあるスポーツ大会や合宿等へのお弁当の提供は、地域経済への波及効果策として、重要な要素であることから、大会や合宿でお越しになられる団体へ事業者を紹介するチラシや、市のホームページへの掲載に向けた希望調査を行い、現在、チラシやホームページ作成を進めているところです。

希望調査においては、お弁当の金額や対応できる数量のほか、朝食用、夕食用として対応の可否についても調査しており、昼食としての利用だけでなく、食事の提供を行っていない宿泊施設における、朝食や夕食の確保に向けた手段として、活用いただけるものと考えており、市内事業者への経済波及効果につながればと考えております。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 スポーツ中における栄養素の摂取や必要なエネルギーの補給などの面で、スポーツ弁当の提供は、魅力向上の一つではあるものの、開発までには至っていない。

市内の仕出し業者にお声がけをしたが、参加事業者が少なかった。スポーツ弁当よりも、まず

は、業者が日々提供しているそれぞれの弁当を紹介できる仕組みづくりを進めてほしいとの要望があって、チラシやホームページ作成を進めているとのことでした。

エコパーク水俣には、スポーツ大会や合宿、ローズフェスタや恋龍祭などの各種イベントを通して、市内外の利用者及び入り込み客は増加傾向にあります。昨年は、10年前と比べて約3倍、53万人が訪れたとの報告があります。

熊本県による、これまでの施設整備効果のほか、ハートリンク水俣や各スポーツの諸種目別団体をはじめ、道の駅リニューアル、水俣市、そして観光物産協会、商工会議所など関係団体の尽力の成果によるところも大きいと思います。

また、スポーツコミッションみなまの設立と、これまでの運営も、相乗効果をもたらす誘因になっていると感じますし、今後は、天候に左右されない大型屋根付きの施設整備が熊本県において、本格的に検討されております。

スポーツ庁が定義するスポーツコミッションの理念に、スポーツによる地域経済の活性化が挙げられており、一過性ではなく、継続性が求められていることから、スポーツコミッションみなまによる地域経済の波及効果をさらに期待するところであります。

先ほどの答弁にありましたように、仕出し業者のニーズに寄り添った取組は進めてほしいと思いますが、なぜ私がスポーツ弁当の開発・提供にこだわるのか、補足したいと思います。仕出し業者の弁当は、具材や値段もそれぞれのため、利用者のニーズはおそらく値段が安い弁当に偏っていく傾向になるのではと推察します。一方、スポーツ弁当については、基本スポーツをする子供たち向けで考えています。まず、開発の面では、スポーツ中における栄養やエネルギーの摂取、パフォーマンスの発揮につながることを念頭に、栄養士のアドバイスをもとにした具材の選定・調理方法を統一する。提供の面では、値段を統一し、注文数に応じて業者へローテーションで発注する。このことによるメリットは、弁当のおかず当たる具材、そして値段を業者間で比較されることがなくなります。

また、統一されることで、業者同士でカバー体制がとりやすくなることです。栄養やエネルギー面、具材の選定や調理方法などの専門的なアドバイスについては、日本体育大学との連携をもとにアプローチしたり、スポーツ協会で講演いただいている実績がある栄養士に協力を仰ぐことを考えてみてはいかがでしょうか。

そこで、2点質問します。

まずは、市内の仕出し業者と会合の場を設けて、取組の共有や相互理解、課題の整理を行うことも必要と思うがどうか、お尋ねします。

2点目に、スポーツ振興に関する日本体育大学との連携をはじめ、関係者のアドバイスをもとに、スポーツ中における栄養学の観点で、本市独自の弁当の開発につなげてみてはどうか、お尋

ねします。以上です。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 小路議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、市内の仕出し業者と会合を設け、取組の共有や相互理解、課題の整理を行うことも必要と思うがどうか、との御質問にお答えします。

スポーツ大会などへのお弁当の提供は、土日が中心となること、数量が多くなること、それから大会会場などへの配達が前提であることなど、通常のお弁当の提供とは異なる対応が必要と考えられますが、先ほど、答弁させていただきましたとおり、既にスポーツ大会や合宿へのお弁当の提供を希望され、御協力いただいている事業者がおられます。

まずは、そのような事業者の方々を中心に、今後、会合の場を設け、その中で、スポーツ弁当の提供に積極的な事業者と連携し、進めていけないかと考えております。

次に、関係者のアドバイスのもと、栄養学の観点から、本市独自のお弁当開発につなげてみてはどうか、との御質問にお答えをいたします。

スポーツ弁当の開発には、効率的なエネルギーの補給や、消化のしやすさ、栄養素のバランスなどを考慮した食材やメニューの選択など、専門家による指導が不可欠であると考えておりますので、公認スポーツ栄養士などの専門家にアドバイスを頂くことを前提に、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 水俣への入り込み客に関して、南九州西回り自動車道の水俣インターチェンジ以南が開通すれば、水俣市は通過されて、空洞化を招くのではないかと、よく耳にします。確かに、そういう影響が生じるかもしれませんが、ここ数年、エコパーク水俣、特にスポーツを通して市外から訪れる関係者によれば、学生の大会や合宿で、熊本・鹿児島・宮崎から集うのに、ちょうど中心くらいで集まりやすいと、立地面で高い評価があります。監督や指導者間の盛んな交流により、九州内における私立高校の交流を目的に、テニス大会を企画・開催する話も進んでいます。もちろん、施設が充実していることと併せて、熊本市や八代市にある類似したスポーツの複合施設は、年間スケジュール上も飽和状態であり、その点、エコパーク水俣は、まだ受入れの余裕があります。今のうちから、こういったニーズを含めて、関係者に認知してもらうことができれば、南九州西回り自動車道の全線開通は、むしろ、エコパーク水俣を訪れる上で、より利便性が高まることになり、空洞化を防ぐことが見込めます。

スポーツに力を入れた取組の効果が、今後も期待できることから、スポーツ弁当の開発によって、子供や保護者、指導者などから羨ましがられ、保護者が家庭で弁当を作るときも、水俣市のスポーツ弁当が、物まねされるくらいの発信につなげてほしいと思います。私たちの日常でも、

コンビニやレトルト食品で、「〇〇シェフ監修」とか、「〇〇有名店とのコラボ」とか目にします。「日本体育大学監修のスポーツ弁当」というものができれば、スポーツ関係者から見ると、結構インパクトがあるのではないかと思います。当然、コンビニ弁当などとの差別化も図れます。

日本体育大学と新たなテーマで取り組むとなれば、費用も労力もかかるとは思います。日本体育大学と自治体との連携協定は、79団体に及びます。何も提案しない自治体よりは、積極的に提案する自治体には、大学側も共感していただけるのではないかと思います。水俣市からアイデアを提案すること自体には、費用が発生しないと思いますので、まずは、打診だけでもして、大学側の感触をつかんでほしいと思います。

スポーツ弁当の開発・提供の実現を見据えた前向きな検討がなされ、地元業者に対する新たな経済波及効果を生み出すことを熱望して、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 以上で、小路貴紀議員の質問は終わりました。

この際、10時25分まで休憩いたします。

午前10時8分 休憩

午前10時25分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、淵上美緒議員に許します。

（淵上美緒君登壇）

○淵上美緒君 皆様、おはようございます。参政党、参政会派の淵上美緒です。

今回までは、淵上美緒として壇上に立たせていただいておりますが、次回定例会からは、肥山美緒として活動させていただくことを御報告いたします。よろしくお願いいたします。

昨年の中頃は初めての一般質問で、そのときは執行部や議員の皆様に対して、どんな方々だろうと正直、怖い気持ちが高く、とても緊張したのを覚えております。ですが、これまで議員活動のアドバイスのみならず、人生の先輩としていろいろなことを教えていただき、今では、皆様がお優しいことが十分に分かり、以前と比べるとほんの少しですが、心に余裕ができた気がします。

さて、話は変わりますが、私は議員にならせていただいて、県外へ行くことがかなり増えました。そのとき、名刺を交換するのですが、お相手からよく言われるのが、「あの、有名な水俣ね」という言葉です。悪気はないとは思いますが、私としては、少なからず水俣への印象がプラスではないのかなと思ってしまいます。また、自分と同世代の子が「水俣出身」ではなく、「熊本出身」と言ったり、「水俣より都会がいい」と言ったりと、大変悲しく思います。私は、どう

してもこの現状を変えたいと思っております。「あの有名な水俣ね」ではなく、「あの美しい海で有名な水俣ね」と言われるよう、これからを担う私たち世代が、自分のふるさとの名前を隠さずに堂々と言えるよう、そして、御先祖がこれまで築いてくださった、誇りある水俣、私が好きだと思った水俣を、しっかり次世代につなげることができるよう、「和を以って貴しと為す」を座右の銘に、これからも自らの行動で示していこうと思います。

それでは、通告に従い、質問いたします。

大項目 1、空き家対策について。

- ①、令和 5 年度までの空き家対策に関する実績はどのようなものか。
- ②、令和 6 年度からの空き家対策の取組についてはどのようなものか。

大項目 2、旭町踏切付近の道路の現状について。

- ①、旭町踏切やその前後の道路は、幅員が狭く、交通量が多い場所と感じているが、水俣市は、旭町踏切付近の現状をどのように把握されているのか。
- ②、県道水俣出水線、通称平町通りは、電柱があり道路幅員も狭いため、電柱の移設等はないか。

大項目 3、小規模特認校（久木野小学校）について。

- ①、小規模特認校の役割は何か。
- ②、どのような児童が小規模特認校制度の対象となるか。

大項目 4、新型コロナウイルス感染症対策について。

- ①、水俣市新型コロナウイルス感染症対策本部の役割はどのようなものか。また、現在の動きはどうか。
- ②、全国における新型コロナワクチン接種後の副反応疑いの報告数、健康被害救済制度の認定数はどうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

柿本地域振興課長。

（総務企画部地域振興課長 柿本英行君登壇）

○総務企画部地域振興課長（柿本英行君） 初めに、空き家対策について、順次、お答えします。

まず、令和 5 年度までの空き家対策に関する実績はどのようなものか、との御質問にお答えします。

本市の空き家対策を総合的かつ計画的に取り組むために策定した「第 2 期水俣市空家等対策計画」に基づき取り組んだ施策について、令和 5 年度末時点の実績をお答えします。

まず、適切な管理が行われておらず、市民等から相談を受けた空き家の所有者に対する助言等

の実施件数は、累計251件です。

また、今後、人の居住の用に供さない空き家のうち、国が定める老朽度及び危険度の基準を満たす、いわゆる老朽空き家の除却に対する補助金の交付件数は、累計50件です。

人が住める空き家の流通促進のため実施している「空き家バンク」については、物件登録件数が累計31件、成約件数が累計20件です。

移住定住施策の一環として実施している「住居取得支援補助金」のうち、中古住宅を購入する方への補助金交付件数は、累計3件です。

これらに加え、適切な管理を促すための広報活動や空き家バンク物件のVR動画等による情報発信の強化に取り組んでいます。

次に、令和6年度からの空き家対策の取組についてはどのようなものか、との御質問にお答えします。

令和6年度の新たな取組として、令和5年度に創設した「若者・子育て世代空き家リフォーム補助金」の制度を拡充し、年齢・世帯制限を撤廃するとともに、リフォーム工事だけでなく、空き家の家財道具処分も補助対象とする「空き家リフォーム等補助金」を創設しました。

また、空き家バンク物件の情報を含め、移住定住に関する情報発信強化を目的として、市外からWebやSNS、動画制作等の専門的な人材を確保するため、総務省の「地域おこし協力隊制度」を活用した「移住定住コーディネーター」の募集を現在行っております。

○議長（岩村龍男君） 淵上議員。

○淵上美緒君 空き家対策については、昨年9月に質問させていただき、これまでもほかの議員さんからの定期的な一般質問があっており、その都度答弁を頂いているため、市の取組についてはおおむね承知しております。地道にコツコツ積み上げてくださっていること、大変ありがたく思います。しかし、人口減少と少子高齢化が進む本市においては、空き家は増加の一途をたどっており、空き家対策は、今以上に力を入れなければいけないほどの急務であります。

今回は、現状をお尋ねするとともに、急務として対応するために提案を行いたいという考えから、質問させていただきたいと思います。空き家対策については、これまで水俣市がシルバー人材センターや不動産業者と連携しているように、今後も行政と民間の協働がとても重要になってくると思います。

ここで質問です。

他地域では、NPOなどの民間団体が中心となって、空き家のマッチング支援などといった利活用やリノベーションを行って、地域活性化を図っている事例がありますが、水俣市で、そのような民間団体などによる空き家を利活用した地域振興に対する支援を行う考えはないか、についてお尋ねいたします。

また、水俣市が取り組む空き家対策により、少しずつ成果が生じておりますが、まだ市内には空き家も多く、継続的かつ積極的な対策を講じることが不可欠と考えます。そのために、課題と捉えていることは何か、お尋ねいたします。

質問は2点です。よろしくお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 淵上議員2回目の御質問にお答えいたします。2問頂きました。

まず、1点目ですが、水俣市で民間団体等による空き家を利活用した地域振興の取組に対する支援を行う考えはないか、との御質問にお答えいたします。

例えば、空き家を利活用して地域活性化に取り組む民間団体等に対する支援については、本市独自の支援策はありませんが、「水俣・芦北地域振興財団」が実施する「地域振興事業」を活用できる可能性がございます。同事業の申請は、本市を通して行っていただく形となるため、申請のサポート等を行うことは可能です。

なお、議員の御提案は、空き家利活用に向けた有効な手法の一つになると考えられますので、市内での民間団体等の取組や他自治体の事例等を注視してまいりたいと考えております。

2点目の御質問でございますが、市内には空き家も多く、継続的かつ積極的な対策を講じることが不可欠であると、そのために課題と捉えていることは何か、との御質問にお答えいたします。

本市も人口減少の影響により空き家が増加する中、空き家一軒一軒ごとに取り巻く環境は大きく異なります。適切な管理、売却や賃貸または解体につなげたい意向はあるものの、例えば、相続や費用の問題により対応が難しいケースが多数あり、一方で、所有者以外からの空き家に関する様々な相談も増加している状況であるため、きめ細やかな対応が行き届いていないという現状です。

また、特に空き家所有者等の調査について、国の法律に基づいて、税情報や住民基本台帳情報等により、所有者を調査しておりますが、調査対象の空き家の所有者が市外に転出している場合や、所有者が既にお亡くなりになっている、または未登記物件である場合などは、調査に期間を要することも課題の一つであると考えております。

○議長（岩村龍男君） 淵上議員。

○淵上美緒君 御答弁を頂きましたが、現状として、空き家に関する相談などの増加に対し、対応が追いついていないということと理解しました。登記相続や費用のことなど、簡単に進まない複雑な問題がたくさんあり、また、空き家対策を担当されている方が、基本的にお一人だと思いますので、大変な御苦勞をされていると拝察いたします。そのような中でも、空き家対策が急務であるというのは間違いなく、それは市民の方も共通の認識だと思います。第6次水俣市総合計画

第2期基本計画の市民アンケート調査において、空き家対策は生活基盤分野で唯一、喫緊の対策ゾーンに位置しており、令和5年3月に実施された都市計画マスタープラン改定のために行った市民アンケートでも、住宅地について、今後特に重要だと思うものとして、老朽化した住宅の建て替えや空き家への住替え促進など、空き家対策が重要であるという回答が全体の3分の1という、かなりの割合でありました。市民の方々の意見も踏まえましても、空き家への政策をさらに前へ進める必要があると思います。

ここで3回目、1点だけ質問いたします。

6月7日付の熊日新聞において、玉名市が、今年度新たに空き家対策の業務を集約した係を新設し、空き家対策に注力しているとの報道がありました。水俣市においても、例えば空き家専門の部署を設けるか、部署を設けずとも、空き家対策に注力する人材の増加が必要不可欠と思われます。本件について要望するとともに、水俣市としてどのように認識しているか、お尋ねいたします。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 淵上議員3回目の御質問を頂きましたので、お答えいたします。

水俣市において、例えば空き家専門の部署を設けるか、部署を設けずとも、空き家対策に注力する人員増加について要望するとともに、水俣市としてどのように認識しているか、お尋ねしたいとの御質問にお答えいたします。

本市の現状といたしまして、地域振興課で所管する空き家対策業務につきましては、他の業務と併任している1名及び会計年度任用職員で対応している状況であり、今年度から、先ほど御説明いたしました移住定住コーディネーターを任用する予定でございます。

空き家対策については、住民の安全・安心な暮らしにつながるだけでなく、移住定住など、様々な面で重要な取組であり、対策を強化する必要があると認識しており、業務のDX化など行政運営の効率化に努めることで、空き家対策の充実化を図ってまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、旭町踏切付近の道路の現状について、答弁を求めます。

榮永都市計画課長。

（産業建設部都市計画課長 榮永哲久君登壇）

○産業建設部都市計画課長（榮永哲久君） 次に、旭町踏切付近の道路の現状について、順次、お答えします。

まず、旭町踏切やその前後の道路は幅員が狭く、交通量が多い場所と感じているが、水俣市は、旭町踏切付近の現状をどのように把握されているのか、との御質問にお答えします。

旭町踏切は、熊本県が管理する都市計画道路、県道水俣出水線にある肥薩おれんじ鉄道の踏切であり、議員御指摘のとおり、踏切付近には歩道がなく、道幅も狭いため、交通量が多い時間帯

には渋滞の発生も見られると認識しております。

この踏切では、コンクリートブロック及び木製の緩衝材が使用されていますが、大型車の通行も多いことから、通行車両の衝撃で、止めくぎ等が緩み、隙間が生じることで、車両通行時に大きな音が発生する場合があります。

また、この踏切は線路のカーブ区間にあり、遠心力回避のため、左右のレールの高さが異なっていることから、車両や車椅子、シニアカーなどで横断する際には、大きく揺れることもあり、ゆっくりと注意して通行する必要があります。

このような状況にあることは、本市をはじめ、熊本県や肥薩おれんじ鉄道も十分認識されており、これまでも定期的な修繕等が行われていますが、根本的な改良が必要であるとして、令和3年度から本市を含めた3者による現地確認や意見交換を継続して行うなど、改善に向けた協議を進めているところです。

次に、県道水俣出水線、通称平町通りは、電柱があり、道路幅員も狭いため、電柱の移設等はいできないか、との御質問にお答えします。

電柱の移設につきましては、地元からの要望を受け、本市から熊本県へ、移設に関する要望書を提出し、平成13年頃に旭町踏切前後の区間におきましては、複数の種類の電柱を共同化して整理統合することで、本数を減らすなどの改善が図られておりますが、それ以外の区間では、路側帯にある電柱が、車両や歩行者の通行の妨げとなっており、安全面からも好ましくない状況にあると考えております。

本市としましては、歩行者や沿道住民の皆様の安全確保を第一に考え、議員御指摘の電柱の移設を含め、引き続き、熊本県と改善に向けた協議を重ねたいと考えております。

なお、熊本県では、今年度、当路線の整備方針を検討するための交通量や費用対効果などの事前調査を行う予定であると同っておりますので、まずは、その調査結果に注視してまいりたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 淵上議員。

○淵上美緒君 旭町踏切について御答弁頂きましたが、根本的な改良が必要であることにしまして、同じような認識でございます。私自身、車で横断するときに非常に大きな揺れを感じますし、それは、車椅子やシニアカーを利用されている方も同様かと思えます。

県道水俣出水線の平町通りについては、道路沿線の住民の方々や道路通行者にとって、安全性が劣り、通行しづらい道路となっているということから、その改善に向け、熊本県との協議、また、県が事前調査を行う予定とのことでした。

ここから質問に入りたいと思います。

県道水俣出水線の平町通りは、都市計画道路でもあり、将来、道路改良工事が行われること

で、歩道が設けられ、車道も広くなるかもしれませんが、先ほど申し上げたように、現在、車椅子やシニアカーなどを御利用の方々の踏切内の通行に支障があり、また、転倒や鉄道事故発生のおそれもあるので、そちらへ早めの対応をしていただきたく思っております。何かあってからでは遅いということで、まずは、旭町踏切の改良整備を優先して実施できないのかについて、1点だけお尋ねいたします。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 淵上議員2回目の御質問にお答えします。

まず、旭町踏切の改良整備につきまして、優先して実施することはできないのか、との御質問でございました。

先ほど答弁しましたとおり、県道水俣出水線の国道3号から江南橋付近までの区間は、熊本県の都市計画道路として、今年度、整備方針を検討するための事前調査が行われる予定です。

その調査の結果、道路改良事業の実施が可能と判断された場合、まずは、踏切区間の工事を優先して着手するなど、調整をお願いしていきたいと考えております。

また、道路改良事業の実施が仮に不可能と判断された場合には、踏切改良のみに特化した事業として取り組めないか、引き続き、肥薩おれんじ鉄道や熊本県と協議を重ね、踏切改良の早期実現に取り組んでまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 淵上議員。

○淵上美緒君 旭町踏切は、水俣市内の踏切の中でも、一番交通量の多い踏切だと思いますし、湯出温泉に通ずる道路の一部でもあります。南九州西回り自動車道の袋インターチェンジの開通も控え、観光地へのアクセス道路としても重要なところではないかと感じているところです。

また、高齢化が進む水俣市の将来を見据えたときに、車の運転免許証の返還をされる方の増加に伴い、シニアカーなどを利用される方が今よりさらに増えるかもしれません。

このような事情を踏まえ、市民の方の安心安全を守るための踏切改良整備を願ひまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（岩村龍男君） 次に、小規模特認校（久木野小学校）について、答弁を求めます。

設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 次に、小規模特認校（久木野小学校）について、順次、お答えします。

まず、小規模特認校の役割は何か、との御質問にお答えします。

小規模特認校制度は、平成9年に当時の文部省が通知した「通学区域制度の弾力的運用について」において、市町村教育委員会は、通学区域に関係なく、他校区の児童でも入学できる制度と

して確立され、運用が可能となりました。

本市では、久木野地域の自治会やPTA等で構成される「久木野小学校運営協議会」から、児童数の減少及び地域活性化の課題対策の要望を受け、平成31年4月に久木野小学校を「小規模特認校」として認定いたしました。

役割としては、自然豊かな環境のもと、少人数で特色ある教育活動の展開、学習指導や生活指導面でのきめ細やかな指導、他地域から通学する児童との交流がもたらす活性化、地域住民との交流による豊かな人間性の醸成等が挙げられます。

次に、どのような児童が小規模特認校制度の対象となるか、との御質問にお答えします。

制度の対象となる児童は、「水俣市立小学校小規模特認校に関する規則」第3条で定められた、水俣第一小学校及び水俣第二小学校の児童です。なお、これには就学予定の児童も含まれます。

○議長（岩村龍男君） 淵上議員。

○淵上美緒君 この質問は、不登校の子供たちが全国的に増えていることを踏まえまして、子供たちにとって、学校の選択肢を増やせないかと思い、本市が運用されている小規模特認校の久木野小学校について取り上げさせていただきました。

先ほど、小規模特認校制度の対象となるのは、市の規則で定められた第一小学校及び第二小学校の児童とのことでしたが、小規模特認校制度自体は、通学区域に関係なく、他校区の児童でも入学できる制度として確立されているもの、ということでした。水俣市においての不登校児童数については、令和5年度が16名で、その内訳は、一小、二小、水東小、袋小、葛渡小の児童であるとお聞きしております。ですので、一小生、二小生だけではなく、水俣市内の不登校の子たちも、自然豊かな環境のもとで学びができる小規模特認校の久木野小学校が選択肢の一つになればと思い、1点だけ質問いたします。

一小生や二小生以外にも、特別な事情がある水俣市内の児童も行けるよう、水俣市立小学校小規模特認校制度に関する規則第3条、「小規模特認校制度の対象となる児童は、水俣市立水俣第一小学校及び水俣第二小学校の児童とする。」の改正を検討してはいかがかについて、御答弁をお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 水俣一小や水俣二小の児童以外にも、特別な事情がある水俣市内の児童も行けるよう、規則の第3条、「小規模特認校制度の対象となる児童は、水俣第一小学校及び水俣第二小学校の児童とする。」の改正を検討してはいかがか、との御質問でした。

本市の小規模特認校制度の趣旨は、自然豊かな環境のもと、少人数による学習で特色ある教育活動を展開している小規模校での教育を受けることを希望する者に対して、通学を認めるもので

あり、本市で最も規模が大きい水俣第一小学校及び水俣第二小学校の児童を対象として実施しているところでございます。

なお、それ以外の学校の児童についても、特別な事情がある場合は、個別に相談に応じるなど対応をしております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 淵上議員。

○淵上美緒君 現段階では、今後も原則、一小生と二小生が対象で、特別な事情がある場合は個別に相談に応じてくださるとのことでした。久木野小学校の現場においては、一人の先生が2学年受け持つという複式学級であるとお聞きしておりますので、児童が少数とはいえ、先生にとって授業するのも一苦勞であると想像します。ただ、久木野小学校は、水俣市内で一番自然豊かな小学校であり、そういう環境の中で学ばせたいと思われる親御さんも少なからずいるのではないかと思います。

最近だと、フリースクールや不登校特例校などの創設が進み、学びにおいての多様化が求められている時代だとも感じております。実際に熊本県内でも創設が進んでおり、そのこと自体はいいことだとは思いますが、私としては、子供たちにはなるべく地元の学校でという思いもあります。なので、可能であれば、久木野小学校の先生の体制を整えつつ、例えば神戸市の藍那小学校など、ほかの自治体の小規模特認校を参考に、選ばれる久木野小学校というのをつくり上げるのもいいのではないかと考えております。

また、高齢化が進む久木野地区にとっても、活気が出るのではないかと考えているところで、この件については以上です。ありがとうございました。

○議長（岩村龍男君） 次に、新型コロナウイルス感染症対策について、答弁を求めます。

草野いきいき健康課長。

（福祉環境部いきいき健康課長 草野徹也君登壇）

○福祉環境部いきいき健康課長（草野徹也君） 次に、新型コロナウイルス感染症対策について、順次、お答えします。

まず、水俣市新型コロナウイルス感染症対策本部の役割はどのようなものか、また、現在の動きはどうか、との御質問にお答えします。

水俣市新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく市の行動計画等に従って、感染拡大防止、社会機能の維持対策、住民に対する適切な情報提供、関係機関との連携など、対策の推進を図ることを目的として設置いたしました。

現在は、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが変更されるなど状況の変化に伴い、その役割を終えたと判断し、廃止しております。

次に、全国における新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応疑いの報告数、健康被害救済

制度の認定数はどうか、との御質問にお答えします。

新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応疑いについては、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、令和4年11月と、令和6年1月公表分が明らかになっております。それによりますと、医療機関報告数は、ファイザー社製ワクチン1回目から6回目の合計3万765件、モデルナ社製ワクチン、1回目から6回目の合計5,607件となっております。

また、健康被害救済制度の認定数については、令和6年6月に開催された国の疾病障害認定審査会感染症・予防接種審査部会の資料によりますと、これまでの認定件数は7,458件と公表されております。

○議長（岩村龍男君） 淵上議員。

○淵上美緒君 今回の一般質問は、3月議会の一般質問において、「今後パンデミックが発生した際の対応はどのように考えているのか」に対し、「ここ数年の新型コロナ対応を検証しつつ、今後、パンデミックが発生した場合についても、国や県と連携した対応を図ってまいりたい」と御答弁を頂きましたので、それを踏まえての質問になります。

また、今年の秋から65歳以上の方へ新型コロナワクチンの定期接種が始まることに對しても、かなり懸念しておりますので、そのことについても触れつつ、質問させていただきたいと思います。

先ほど、水俣市新型コロナウイルス感染症対策本部は役割を終えたと判断し、現在は廃止していると御答弁いただきましたが、私としては、今までの対策の検証こそ、感染症対策本部というようなプラットフォームが確実に進めるべきではないかと思っており、逆に言えば、プラットフォームがない状態で、水俣市としてどのように検証していくのだろうと思っております。

執行部の皆様におかれましては、コロナ発生からこれまで、ふだんの多忙な業務に加え、コロナ対応もしなければいけなくなり、大変御苦労も多かったと想像します。ですので、今後のためとはいえ、コロナ対策についての検証等をしていただきたいというのは、正直、心苦しくもあります。

しかし、経済的損失やコミュニティーの希薄化、コロナ対策への税金の使われ方や、新型コロナワクチン接種後の健康の問題など、市民生活に多大なる影響があったのは間違いなく、今後の教訓のためにも、この平時に検証する必要があると考えます。

ここで2回目、1点目の質問です。

本市において、水俣市新型コロナウイルス感染症対策本部を再設置するなど、これまでの対策について検証をしてはいかがか、について御答弁をお願いいたします。

次に、接種後の副反応疑いの報告数と、健康被害救済制度の認定数についてお答えいただきました。

私は、昨年6月の一般質問で、全国の救済認定数が2,622件、うち死亡が67件で、このままいくと、救済制度が発足した1977年からこれまでの認定数、3,522件の倍近くの認定者が出るのではないかと申し上げました。御答弁で、現在の救済認定数は7,458件とあり、予測どおりになっているかと思います。全国の死亡認定数においても、67件から668件へと増加しており、こちらも1977年からの死亡認定数158件の4倍以上の数になっております。リスクが全くないという薬剤はありませんが、今回のコロナワクチンは、もともと病気の方の治療のためではなく、基本的に健康な方が予防のために接種するものなので、リスクは最小限でなければいけないと思います。

また、国において、令和5年度の新型コロナワクチンの健康被害給付に関する予算が、当初は約3.6億円、それが補正予算によって397.7億円となり、110倍増えました。これらについて、大手マスコミはほとんど取り上げず、極めて重大な情報であるはずなのに、知る人ぞ知る情報となっております。

そして、本来は食中毒や異物混入があったときの対応のように、国がすぐさまストップさせて、回収や廃棄させるべき状況であるのではないかと、一つ申し上げたいと思います。

ここで、水俣市の情報の在り方について、2回目、2つ目の質問です。

これまでも申し上げてきたように、私は、とにかく一人でも多くの方へ情報を届けることが、大変重要であると考えますが、市民への新型コロナワクチン接種のリスクとベネフィットについての情報はどこで開示しているか。また、その内容について御答弁をお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 淵上議員2回目の質問にお答えいたします。2点御質問を頂きました。

まず1点目ですけれども、本市において、新型コロナウイルス感染症対策本部を再設置するなど、これまでの対策について検証してはいかがか、との御質問を頂きました。

本市では、新型インフルエンザ等特別措置法などに基づき、国、県の主導により、他の地方自治体とも連携しながら、統一的に対策を推進してまいりました。そのため、今回の対策の検証に当たりましては、広域的に検証することが望ましいと考えております。

県においては、一連の対策について、既に検証されておりますので、本市としましても、これらの検証を踏まえながら、今後の感染症対策につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、市民への新型コロナウイルスワクチン接種のリスクとベネフィットについての情報はどこで開示しているのか。またその内容は、との御質問を頂きました。

新型コロナウイルスワクチンのリスクとベネフィット、いわゆる副反応と効果についての情報は、市ホームページ等に説明書き等を掲載し、周知を図っております。

掲載しております内容は、痛み、疲労、発熱、アナフィラキシーや心筋炎等の副反応についてと、新型コロナウイルス感染症の発症予防や重症化予防等の効果についてとなっております。

答弁は以上であります。

○議長（岩村龍男君） 淵上議員。

○淵上美緒君 検証は、広域的にすることが望ましく、県においては、一連の対策について、既に検証されているということでしたので、私も検証結果を可能な限り共有させていただきながら、今後の感染症対策の在り方への考えを、執行部の方へお伝えさせていただきたく思っております。

市民の方への新型コロナワクチン接種の情報開示については、市のホームページに掲載されているとのことで、このことについては、これまでも要望してきましたので、私も定期的に確認をさせていただいております。市のホームページには、基本的に厚生労働省のホームページのリンクが貼られており、そこからリスクを調べたとき、難しい用語や細々した情報が並んでいるので、市民目線で考えると、そこから読み取ることはなかなか難しいのではないかと、そういった意味で、情報開示についてはまだまだ不足しているように感じます。

最初に触れたように、今年の秋から、65歳以上の方へ新型コロナワクチンの定期接種が始まります。今回の接種からは、治験期間がかなり短い、自己増殖型と言われる新しいタイプのレプリコンワクチンも含まれる予定だとお聞きしております。

また、ワクチン接種後に死亡した方の御遺族や後遺症の方が、国や製薬会社に対し、現在、訴訟を起こされております。こういった実情があるので、今以上に情報開示をお願いしたいと強く思うのです。

私は、これから先、歴史が繰り返されるとするならば、接種後の被害が増えれば増えるほど、国や自治体、製薬会社や病院側へ責任を問う社会になっていくのではないかと思います。

私は過去、医者からの薬の処方により苦しんだ経験があります。私はそのとき、そもそも医者に対して責任をとってほしいとは思いませんでしたが、もしも責任を取らせるとしたら、お金と謝罪の言葉しか思いつきません。ですが、お金と謝罪の言葉では、健康な体、ましてや命が返ってくることはなく、やはり最終的には、自分の体や命への責任は自分にしかない、そう思うのです。だからこそ、一人でも多くの方に情報を知っていただき、自分の頭で考えて、自分に責任のある選択をしていただきたいと思いますと思っております。

執行部の方々におかれましては、いろいろな御意見や情報があり、また、立場上、板挟みになっているということも承知しておりますので、その上で、私にできることとして、このような場を借りて、一人でも多くの方に、一情報としてお伝えしたいと思っている次第でもあります。

ここで3回目、最後の質問に入らせていただきます。

水俣市においては、新型コロナワクチンについて、市のホームページにて情報を伝えていることですが、やはり私としては不足しているように感じております。これは最悪、命にも関わることだと思っておりますので、伝えること以上に、伝わることを大切にさせていただきたいと思っております。今までもお願いしていることではありますが、副反応疑い報告書受付件数など、情報を分かりやすく掲載されている熊本市のホームページ等を参考に、新型コロナワクチンについての情報開示をしてはいかかが、について御答弁をお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 淵上議員 3 回目の質問にお答えいたします。

熊本市のホームページ等を参考に新型コロナワクチンについての情報開示をしてはいかかが、との御質問を頂きました。

先ほどお答えさせていただきましたとおり、本市でもホームページ等で既に情報開示をしているところではありますが、他市の事例も参考にしながら、引き続き、必要な情報の提供に努めてまいりたいと考えております。答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、淵上美緒議員の質問は終わりました。

この際、午後 1 時30分まで休憩します。

午前11時21分 休憩

午後 1 時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉野誠議員に許します。

（吉野誠君登壇）

○吉野 誠君 皆さんこんにちは。こども未来会の吉野です。

私も議員として1年たちました。この1年で今まで話をしたことなかった方々と話をさせていただく機会も増え、改めて水俣について本当に知らないことだらけだなと思っています。そうやって話を聞かせてもらう中で、「昔の水俣は楽しかった」という言葉をよく耳にします。上の世代の人たちが、子供の頃は小さなお店がたくさんあり、釣った魚や餌になるものを売って小遣いを得て、それでおやつを買うというようなことをやっていたそうです。まるで今の子供たちがゲームの中で楽しむようなことが、現実の世界の一部だったということです。とても驚きました。田口議員、森川議員をはじめ、いろんな昔話をしてくださる方には、水俣にいい思い出がたくさんあるのだろうと強く感じています。このようないい思い出が、自然に生まれる環境をつくるのが、郷土愛を育み、地域の未来を担う人材を生み出す鍵ではないかと思いました。

先日行われた吉永県議の一般質問でも、水俣で育つ子供たちが自信を持てる水俣づくりについ

て、質問されていました。その質問に対し、前年度の水俣病犠牲者慰霊式で、小学生代表挨拶の中の「誰に何と言われても堂々と水俣出身と言えるようになりたい。」という言葉が心に残っており、みんながそう思えるように、水俣芦北のイメージアップを図っていきたい、という知事の答弁がありました。とてもすばらしいことだと思います。そして、イメージアップと共に、子供たち自身がそう思える環境をつくらないといけないと考えます。

それは、どんな水俣だと思いますか。これからの時代の若い人たちは、どんなことで水俣を誇りに思えるのでしょうか。それはどんなことなんでしょうか。そういったことを聞いたり、話したり、考えて実践していくことは、楽しいことだろうと思います。

さて、先日発表された「消滅可能性都市」のリストには水俣市も含まれていました。これは大きな課題であり、同時に、同じ目標を持って取り組むチャンスであるとも言えます。では、どんな目標を共有することがより効果的なのでしょうか。

そういった思いで、以下、通告に従い質問いたします。

大項目 1、水俣市の人口推移と対策について。

(1)、人口動態の問題点について。

①、人口減少が地域の経済、教育、医療などの分野にどのような影響を与えるのか。

②、人口減少の主な原因は何だと考えられるか。

(2)、令和 6 年・地方自治体「持続可能性」分析レポートについて。

①、令和 6 年・地方自治体「持続可能性」分析レポートとは何か。

②、水俣市についてどのようなことが書かれていたか。

大項目 2、水俣市の児童福祉の状況について。

(1)、学童クラブについて。

①、現在の待機児童の状況はどうか。

②、学童支援員の適正な人員配置に向けて、処遇改善のための具体的な取組はあるか。

(2)、保育所等の障害児保育について。

①、障害児保育の意義についてどのように考えているか。

②、障害児保育に対する国の財政措置はどのようになっているか。

大項目 3、水俣市における子供の教育について。

(1)、子供の教育に関する連携策について。

①、子供の教育の方向性はどのように考えているのか。また、どのような人間を育てようと考えているか。

②、障害のある子供たちへの支援に関する連携「トライアングル」プロジェクトとは何か。水俣市ではどのように実施されているのか。

(2)、不登校児童生徒対策について。

①、水俣市の不登校児童生徒数の推移、水俣市子ども自立支援室の現状はどうなっているのか。

②、フリースクールの必要性についてどのように考えているか。

本壇からの質問は以上です。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

白本市長公室長。

（総務企画部市長公室長 白本亮君登壇）

○総務企画部市長公室長（白本 亮君） 初めに、水俣市の人口推移と対策についての御質問のうち、人口動態の問題点について、順次、お答えします。

まず、人口減少が地域の経済、教育、医療などの分野にどのような影響を与えるのか、との御質問にお答えします。

一般的に人口が減少しますと、経済の分野では、消費者や労働力が減少し、企業等の経営が困難になり、経済活動の低下につながるものが予測されます。教育分野においては、子供の数が減ることで、学校において一定規模の集団を前提とした教育活動が成立しにくくなることが考えられます。その一方で、様々な工夫により個々に応じたきめ細かな教育環境を整えることができるという側面もあると思います。医療の分野については、住民が減少すると、医療機関の経営が困難になり、医師や医療従事者の減少等、地域に必要な医療の提供が難しくなることが予想されます。

次に、人口減少の主な原因は何だと考えられるか、との御質問にお答えします。

本市の人口減少につきましては、若年層、特に高校生の卒業後、進学や就職による市外転出が主な原因と思われます。

次に、令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポートについての御質問に順次お答えします。

まず、令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポートとは何か、との御質問にお答えします。

本分析レポートは、2024年4月に人口戦略会議が発表したもので、2023年12月に国立社会保障・人口問題研究所から公表された推計について分析が行われているものです。

これは、2014年の日本創生会議の分析を踏まえつつ、新たな視点として、人口の「自然減対策」、出生率の向上と、「社会減対策」、人口流出の是正の両面からの分析を行っているものです。

次に、水俣市についてはどのようなことが書かれていたか、との御質問にお答えします。

この分析レポートでは、人口移動がなく、出生と死亡だけの要因で人口が変化すると仮定した「封鎖人口」による推計と、移動傾向が一定程度続くと仮定した「移動想定」による推計がなされています。

その推計を基に、水俣市は、本レポートの人口特性別9分類において、消滅可能性自治体の中で、「社会減対策が極めて必要」に分類されています。

また、前回調査との比較において、「若年女性人口減少率が10%ポイント以上改善」していることが示されています。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 ありがとうございます。

人口減少の影響は多岐にわたりますが、影響は徐々に出るところが実感を持ちにくく、難しい点です。しかし、若年女性人口減少率が2014年調査の62%から、10%ポイント以上改善していることは、まだ踏ん張れるのではないかという気持ちになります。

今回の調査で水俣市は、封鎖人口、これは流入や流出を考慮しない場合、減少率が20%以下、流入流出を考慮した場合、50%以上という調査結果でした。おっしゃるとおり、人口流出の影響が一番大きいと考えられているため、今後も力を入れていかなければならないと思います。

さらに今回の調査では、239の自治体が消滅可能性自治体を脱出しました。熊本では、南阿蘇村や人吉市などが脱出した自治体で、さらに、南阿蘇村は、若年女性人口減少率20%未満の自立持続可能性都市になっています。

また、T S M C 関連では、県北は台湾の情報も大きく入ってくることが考えられます。台湾は、日本よりも出生率が低く、少子化対策に先進的な取組を行っていると、力を入れているという話を聞きます。台湾から来た方からの意見も、きっと取り入れていく流れができるのではないのでしょうか。こういった背景を考えても、県北の子供に対する整備は、さらに充実していくことが考えられます。

その点を踏まえて、以下質問いたします。

消滅リスクを低減するために、今後どのようなことを強化していく必要があると考えられるか。以上お願いします。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 吉野議員の2回目の御質問にお答えいたします。

消滅リスクを低減するために、今後どのようなことを強化していく必要があると考えられるか、との御質問にお答えいたします。

今回のレポートで、「社会減対策が極めて必要」とされておりますので、「外貨を稼ぐ水俣」、「選ばれる水俣」、「活力生まれる水俣」、「世界へつながる水俣」の4つのビジョンを推進するこ

とで、働く場所づくり、市内への人の流れづくり、結婚・出産・子育て支援、安心して暮らせる地域づくりに重点的に取り組んでいくことが必要であると考えます。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 ありがとうございます。

働く場所づくり、市内への人の流れづくり、結婚・出産・子育て支援、安心して暮らせる地域づくりに継続して重点的に取り組んでいくことが必要と答弁いただきました。

そのことをどうやって具体的な計画にしていけるのでしょうか。働く場所については、水俣市内では人手不足と言われているように、働く場所はたくさんあると、前回の一般質問で答弁いただきました。働く場所があっても人が来ないのは、やはり様々な条件がマッチしない、もしくは、情報が不足しているのでしょうか。特に若い世代は、柔軟な働き方や、キャリアアップの機会を重視する傾向があるように思います。

BIGLOBEが子育て世帯に対して行った、子育てに関する意識調査では、若い世代が子供を持ちたいと思うためには何が必要だと思うか、というアンケート結果がありました。そこには、1位は、収入が上がる希望、2位が、大学までの教育費の心配がないこと、3位には、子育てがしやすい勤務先の制度でした。収入が上がる希望については、皆さんそうしたいと思っています。しかし、それは雇う企業がもうかっていないとできないことだと思います。そのために、水俣市は市内への人の流れを促進したいと考えているのでしょうか。そういったインフラづくりは、ぜひ市内の事業者と共に、地域の魅力を高めるアイデアを形にして、行っていただきたいです。

そして水俣市は、医療・福祉従事者の多いまちです。そういった場所で働く方の収入を上げるためにできることを考えることは、収入が上がる希望をかなえる点から考えても重要ではないでしょうか。

以上の点を踏まえて、1つ目の質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、水俣市の児童福祉の状況について、答弁を求めます。

赤司こども子育て課長。

（福祉環境部こども子育て課長 赤司和弘君登壇）

○福祉環境部こども子育て課長（赤司和弘君） 次に、水俣市の児童福祉の状況についての御質問のうち、学童クラブについて、順次、お答えします。

まず、現在の待機児童の状況はどうか、との御質問にお答えします。

令和6年5月1日現在、公設及び民設の学童クラブを合わせて22人の児童が待機となっております。

次に、学童支援員の適正な人員配置に向けて、処遇改善のための具体的な取組があるか、との

御質問にお答えします。

本市においては、国、県の補助を活用し、放課後児童支援員や補助員、事務職員等の放課後児童クラブに勤務する職員を対象に、賃上げ効果を継続する取組を行うことを前提として、収入3%程度、月額9,000円を引き上げるための運営費の加算を、令和4年2月から実施しています。

また、国において、人事院勧告や最低賃金の動向を踏まえ、運営費の基準額における人件費単価の引上げが行われたほか、学童クラブの安定運営を図る観点から、「常勤の支援員を2名以上配置した場合」の基準額が創設・拡充されました。

本市におきましても、これらの拡充について対応できるよう、本議会に補正予算を提案しているところです。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

（福祉環境部長 堤茂君登壇）

○福祉環境部長（堤 茂君） 次に、保育所等の障害児保育について、順次お答えいたします。

まず、障害児保育の意義についてどのように考えているか、との御質問にお答えします。

障害児保育とは、障害のある子供に、その障害の種類や程度によって必要なサポートを行いながら保育を行うものです。

障害の有無にかかわらず、全ての子供たちが楽しく日常生活を送れるようにサポートを行い、子供の成長・発達を見守ることが目的であり、本市が掲げる「誰もが安心して産み育てられるまちなまた」の方向性と合致するものと考えております。

次に、障害児保育に対する国の財政措置はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

障害児保育に要する経費につきましては、使途が制限されない普通交付税として措置されており、本市におきましても、障害児の保育に関連する事業に活用しております。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 ありがとうございます。

職員の処遇改善の取組が進んでいることを聞いて、とてもうれしいです。常勤の支援員を2名以上配置というのは、どの学童クラブでも条件を満たすものなののでしょうか。そうでないのでしたら、どうやったら実現できるのか、ぜひ、現場と話し合っていたきたいと思います。

やはり、学童クラブの待機児童については、なかなか解消に至っていないようです。共働き世帯が増えたことに加え、現在、祖父母も働きに出ている家庭も多いと感じます。子供の数は減っていますが、ニーズは増えている状態。学童クラブの支援員や受入先が不足している状態ではないのでしょうか。ほかの自治体でも、学童になかなか子供を預けられないということは言われていま

す。

水俣市は、保育園の待機児童がゼロだからいいよね、という強みも、結局、小学生は学童で待機になってしまう可能性がある。これは、強みを打ち消してしまっている状態ではないでしょうか。子供が、待機児童になってしまった保護者は、仕事を短時間にしたり、本当は学童に入れたかった子供を、留守番させるしかありません。地域で見守るということが実現しているならば、それが理想だとは思いますが、そのような環境が整っているわけでもないところがほとんどです。

学童クラブの充実、子供にとっては安全や遊ぶ場所、そして相手の確保、保護者にとっては、安心、そして地域や企業にとっては働き手の確保、それぞれに重要な事業だと考えています。その事業を成立させるためには、そこに働く人が働きたいと思える、そして子供の放課後について考えられる人が集まるような、職場づくりが不可欠ではないでしょうか。そのためには、支援員の研修制度の充実や、給与や福利厚生の改善、運営体制の見直しなど、できることはあるように思います。待機児童を解消するためには、そこを支える人への支援が重要だと考えます。

そのことを踏まえて、2点質問いたします。

1つ目、学童クラブに関し、子ども・子育て支援交付金の活用できそうな事業はないか。

2つ目、人吉市など、他自治体で行われている小学校低学年児童受入事業についてどう認識しているか。

そして、障害児保育に対する国の財政措置については、使途が制限されない普通交付税として措置され、障害児の保育に関連する事業に活用中との答弁を頂きました。国からは、保育所で受け入れている障害児一人当たり150万9,000円を、地方交付税の算定基礎とされているはずです。交付税ですので、このままの金額が水俣市に入ってくるものではないことは理解しますが、障害児保育に関する財政措置として、一般財源に一定の額が入ってきていると思います。障害児の保育に活用されているとのことですが、保育所等への軽度障害児、障害児保育の一人当たりの助成額は、水俣市は認定に応じて、月3万3,000円、6万6,000円と聞きました。他自治体と比べますと、これは高いところの話になるのですが、高いところで、天草市は5万5,000円、11万円。大津町は5万4,000円、10万8,000円。山鹿市は3万7,000円、12万5,750円ということです。水俣と同じ水準の自治体もあるということですが、このような自治体も参考に、障害児保育のさらなる支援につなげるよう、お願いしたいと思います。

支援や保育は人の手が必要です。そして、そこで働いてもらうためにはお金が必要です。気持ちよく働いてもらえば、支援を受ける子供たちにもよりよい支援が届きます。子供たちに、よりよい支援が届けば、家族の幸せにもつながります。家族の幸せは地域の幸せにもつながります。そのようないい循環を育てる礎として、保育の人材にお金をかけることに目を向けていただければ

ばと思っています。

そして、障害児保育については、水俣市の方向性と合致するということですので、さらなる支援充実を期待して、以下質問いたします。

障害児保育受入れのための支援充実をどう考えているか。質問は３点です。

○議長（岩村龍男君） 赤司こども子育て課長。

○福祉環境部こども子育て課長（赤司和弘君） 吉野議員２回目の御質問のうち、学童クラブに関する質問２点について、お答えしたいと思います。

御質問のほうは、学童クラブに関して、ほかに国の交付金の活用ができそうな事業はないか。

また、他自治体で実施している小学校低学年児童受入事業についてどう認識しているか、との御質問であったかと思います。

国の子ども・子育て支援交付金の中には、学童クラブの支援員のキャリアアップのための事業などもございますが、対象者が限定的であることなどから、本市では実施しておりません。

また、他自治体の小学校低学年児童受入事業などの取組については、学童クラブの待機児童解消、また、放課後の居場所の確保につながる取組として、実施状況等を注視しております。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 続きまして、障害児保育受入れのための支援充実をどう考えているか、との質問にお答えいたします。

障害児保育における、各施設の受入体制づくりは大変重要であると考えております。

これまでも、保育士の配置等に対し、その経費を助成しておりますが、今後も継続的に支援を行ってまいります。

また、受入体制については、保育士を含め園全体で整える必要がありますので、今年度から、助成対象を保育士に限定せず、知識・経験等を有する者も含むなど、現状に即して必要な見直しを行ってまいります。答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 ありがとうございます。

助成対象の見直しを行うとのこと。それは現場にとって、とてもありがたいことだと思います。しかし気をつけなければならないところがあり、単純に枠の緩和だと、保育士ではなくてもいい、となってしまう、保育士の価値が薄れてしまい、ますます保育士は流出してしまう点を考慮しなくてはならないと考えます。

給与に関しては、事業者の采配によるものが大きいと思いますが、資格の価値をきちんと認められる形でぜひやっていただければと思います。

また、順番は前後しますが、小学校低学年児童受入事業についても、御説明いただきました。

水俣市内にも、学童支援員の配置などを行わない形で、自主事業で小学校低学年児童の受入れを行っているところがあります。そういったところに補助することで、ほかの保育所等でも事業化してくれるかもしれません。

小学1年生は、環境が大きく変わる時期です。朝は小学校、夕方から学童クラブなど、新しい環境が一気に増えます。夕方の時間を今まで過ごしていた保育所等で過ごせるということは、子供たちの負担軽減にもつながり、それが学校にもプラスに働くのではと感じますので、意義についても検討いただきたいと思います。

そして、次に、学童クラブについてですが、現在、公営の学童クラブは60人定員で行っています。国は、40人以下での学童クラブの運営を推奨しています。60人定員ならば、これを30人定員で2か所、もしくは、40人定員で2か所にして行うなど、フルタイムで働ける人を少しでも増やせる体制をつくることは、子供にも、働く人にもいいことだと思います。現在、部活動移行により、3年生以上でも学童を利用したいという世帯はあるという声も聞いています。潜在的な需要はまだまだあるのではないのでしょうか。保育所や学童クラブで働くのは、女性の割合が高い職場です。その方々が、今よりいい給料で気持ちよく、長く、責任を持って働いてもらうことは、子供や保護者だけでなく、水俣市や地域経済にとっても効果的です。

どのような効果があるかといいますと、まずは、若年女性流出の抑制につながります。それは、子供を預ける保護者、保育所や学童クラブで働く職員、どちらにも当てはまります。

次に、子供を預けることができる家庭が増えることで、保護者がフルタイムで働くことが容易になります。これにより地域の労働力が確保され、企業にとっても、労働力不足の問題が緩和されます。そして、子供を預けることができると、両親がフルタイムで働くことで、世帯収入が増え、世帯の可処分所得が高まります。祖父母も働く家庭もあるでしょう。これにより、地域で消費されるお金が増え、地域経済にもプラスの影響があります。

学童クラブや保育所への支援に対する市の負担は、大体全体の3分の1だと思います。残りは、国や県からの補助で賄われるのも強みだと思います。

以上の理由により、学童クラブや保育所等への一層の支援をお願いいたします。

あわせて、民営の学童クラブや保育所等も人材の確保など、企業自ら積極的に行っていく必要があると考えます。

先ほども引用しましたが、吉永県議の一般質問の中で、アスカインデックスをはじめとした複数の水俣の企業から、水俣高校の生徒を支援するための奨学金制度の提案があったと聞きました。保育所でも、保育士の資格取得に向けて、一部で実施されていますが、さらなる展開を期待したいです。具体的には保育士や保育教諭、放課後児童支援員、看護師などに対しての、奨学金の設立や水俣市内の企業でできる備品や保育材料、施設・整備はどんなものかなど、官民で寄り

合って、子供にとって、保護者にとって、そして、水俣のためにどんなことが効果的なのか、考えることができるのではないかと思います。

長くなりましたが、そうやって顔を合わせて話し合う機会が増えて、水俣市をよくしていく話につながっていくことを期待しまして、2つ目の質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、水俣市における子供の教育について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、水俣市における子供の教育についての御質問のうち、子供の教育に関する連携策について、順次、お答えします。

まず、幼児教育から連続する子供の教育の方向性をどのように考えているか、また、どのような人間を育てようと考えているか、との御質問にお答えします。

熊本県が作成している「幼児期の終わりからの小学校入学への『円滑な接続』に向けたくまもとスタンダード」には、「入学当初の教育においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して学んできた児童を戸惑わせることなく、主体的に自己を発揮しながら学びに向かえるようにすることが大切です」と記載されております。

本市においても、保育園、幼稚園等で育ってきている力を小学校等の全職員で共有し、子供の学びの連続性を確保することが大切であると考えます。

また、子供の学びの連続性は、幼児期から小学校入学だけでなく、中1ギャップの解消など、小学校から中学校への円滑な接続においても、重要なものであると考えます。このような子供の学びの連続性を確保することにより、第1期水俣市教育振興基本計画に掲げている水俣市の教育3つの決意の(1)水俣を担い、持続可能な未来を切り開く人材の育成につなげたいと考えております。

次に、障害のある子供たちへの支援に関する連携である「トライアングル」プロジェクトとは何か、また、水俣市ではどのような取組があるか、との御質問にお答えします。

「トライアングル」プロジェクトとは、平成29年度に文部科学省と厚生労働省が発足した「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」のことです。このプロジェクトの報告に、教育と福祉の連携推進策、保護者支援推進策などが記載されています。

本市では、平成19年度に発足した「水俣市自立支援事業連絡協議会」において、市内小中学校校長や養護教諭、こども子育て課や関係民間機関の職員を委員に委嘱し、不登校、いじめ、虐待の早期発見・対策・解決に関する学校の取組や家庭と地域、関係機関との連携について協議を行い、対策を講じております。

次に、水俣市における子供の教育についての御質問のうち、不登校児童生徒対策について、順

次、お答えします。

まず、水俣市の不登校児童生徒数の推移、水俣市子ども自立支援室の現状はどうなっているか、との御質問にお答えします。

本市の不登校児童生徒数と、全児童生徒数に占める割合は、令和元年度は14人で0.81%、令和2年度は18人で1.04%、令和3年度は23人で1.36%、令和4年度は42人で2.54%、令和5年度は57人で3.61%となっており、増加傾向にあります。

また、水俣市子ども自立支援室の現状についてですが、利用している児童生徒数は、令和元年度は6人、令和2年度は10人、令和3年度は11人、令和4年度は12人、令和5年度は12人となっており、近年はほぼ横ばいの状況です。

指導員は2名配置されており、午前9時から正午まで開設しています。通室した児童生徒は、自分のペースで学習や運動等に取り組んでおり、指導員が必要に応じて支援をしています。

次に、フリースクールの必要性についてどのように考えるか、との御質問にお答えします。

令和元年10月25日付文部科学省から出された、「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知の中で、不登校児童生徒への支援の視点として、『「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること』が示されており、また、フリースクールに関しては、「児童生徒の才能や能力に応じてそれぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級での受入れなど、様々な関係機関等を活用し、社会的自立への支援を行うこと」と記されています。

これらのことから、不登校児童生徒に対する多様な教育機会を確保するために、本市に設置してある水俣市子ども自立支援室をはじめとする様々な関係機関を活用し、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組を推進していくことが必要であり、フリースクールも様々な関係機関の一つとして選択できる状態にあることが望ましいと考えています。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 ありがとうございます。

仕組みを効果的に機能させるためには、共通の理念をしっかりと共有する必要があります。その理念をぜひ、保育所や、学童クラブとも共有いただきたいと思います。

以前は、幼保小連携という言葉がよく使われていましたが、現在は、幼児期の終わりから小学校入学への円滑な接続という表現に変わり、さらに深い連携が求められています。そのために、小学校、中学校の先生方には、とても頑張ってもらっているなと思います。気がかりなのは、その役割が小学校、中学校の負担に偏っていないでしょうか。幼児期の終わりから小学校入学へ

の円滑な接続は、子供にはもちろん保護者、小学校の先生、保育所等の職員、子供に関わるみんながうれしいことだと思います。さらなる円滑な接続のため、一層意義のある取組になるように知恵を出し合う機会があればと思います。

小学校での心配事や課題を早期に察知して、保育所等でそれに向けた対応をとることは、子供たちのスムーズな移行を助け、学校生活をよりよいものにしないでしょうか。また、「トライアングル」プロジェクトは、障害のある子供たちへの支援に関する連携ですが、水俣市では、協議会が設置されているとのこと。こちらでも教育と福祉の連携という形で、幼児期の終わりから小学校入学への円滑な接続に連携の幅が広がり、必要な支援を必要な子供に提供できることを期待しています。

次に、不登校児童生徒の推移と、水俣市子ども自立支援センターについても、答弁いただきありがとうございます。私も話を聞かせてもらった中では、水俣市子ども自立支援センターは、お昼から学校に行けるようにと、午前だけの実施と伺っております。そして校区から遠い子供は、保護者に送迎してもらったり、バスで来たりして、お昼に帰るということです。こういった教室を市が運営しているところは、少ないと思います。しかし、なぜ午前中だけなのでしょう。お昼に迎えに行けない家庭は、利用を諦めなくてはならないのでしょうか。

不登校児童生徒の支援について、熊本市のホームページには、このような記述があります。不登校は誰にでも起こり得ること。不登校という休養が必要な場合がある。不登校は問題行動ではない。不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指して行う必要があります。熊本市はこのようなうたっています。

この考えは、水俣市も同じように感じました。水俣の子ども自立支援センターの在り方は、学校に登校するという結果に重きを置いているようにも感じます。そのプレッシャーを外すことが、不登校児童生徒への支援にもつながるとは考えられませんか。

そして、水俣市にはフリースクールがないと聞きます。受入先や制度が追いついていないのが現状ではないでしょうか。ぜひ、その先駆けとして、自立支援センターのさらなる充実をお願いしたいと思います。

不登校を選択した児童生徒は、特に社会性の発達自立に関してとても不利な状況です。水俣にもフリースクールが欲しい、欲しかったという声も聞きました。フリースクールに通うために引っ越したという方もいらっしゃるそうです。また、不登校児童生徒の相談を受けるから、フリースクールは、どうやったら始められるのかなという声も聞きます。その点を踏まえ、以下質問いたします。

- 1、フリースクールを始めたいと考える場合、どのような手順や条件が必要となるのか。
- 2、フリースクール設置のためのガイドラインはあるか。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 吉野議員の2回目の御質問にお答えします。2点ございました。

1点目ですけれども、フリースクールを始めたいと考える場合、どのような手順とか条件が必要となるのか、との御質問でした。

フリースクールをはじめとする民間施設について、特に設置の手順や条件は定められていません。ただし、令和元年10月25日付の文部科学省の通知には、学校外の公的機関や民間施設において、相談・指導を受けた日数を指導要録上、出席扱いとすることができることが示されており、その場合は、一定の要件を満たすことが必要とされています。

2点目ですけれども、フリースクールの設置のためのガイドラインはあるか、との御質問でした。

フリースクール設置のためのガイドラインは、本市にはありません。他の自治体では、学校外の公的機関や民間施設において、相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとする場合の要件を示した「不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係るガイドライン」のような形で作成しているところがあります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 ありがとうございます。

フリースクールについてですが、ガイドラインというものは存在しない。つまり、フリースクールを始めたいと思った人が、その意思を持って始めれば、それがフリースクールとなるということです。そして、フリースクールの活動が、学校の出席扱いになるかどうかは、文部科学省の要件を満たしているか。そして、生徒児童の実情に応じて、学校長が判断するという2つのポイントにかかっているということでしょうか。出席扱いになるということは、子供にとって罪恶感が少なくなり、出席による内申点はもらえるというメリットがあります。しかし一方で、出席がプレッシャーとなり、心を休めることができないというデメリットがあります。

このように、フリースクールの出席扱いについては、メリットとデメリットがあり、子供本人の意思に沿って、校長先生に判断していただく形になるのだと思います。

不登校児童生徒の支援については、主に学校が対応しているのが現状ではないでしょうか。フリースクールという選択肢が増えることで安心する人、不登校児童生徒に対する理解が進む人はきっといるのではないのでしょうか。水俣市から要請することはできないと思いますが、設立についても相談があれば、よろしくお願いいたします。

そして、社会的自立に関する意見や認識も人によって差があります。自立に関しては、東京大学先端科学技術研究センター准教授の熊谷晋一郎先生が述べた、「自立とは、依存先を増やすこ

とである」という有名な言葉があります。これは、一人で何でもできることが自立ではなく、多様な依存先を持つことが自立だと述べています。私はこの言葉が、現実的な目指すべき自立だと思っています。また、依存先を増やすためには、失敗を許容する文化が必要とも述べています。この言葉はセットで考えていただきたいなと思います。子供たちを学校や家庭だけで何とかしようとせず、フリースクール、もしくは地域につなげることで、頼れる人を増やすことは、依存先を増やし、それが社会的自立につながっていくと思います。

長くなりましたが、質問前に紹介した「誰に何と言われても、堂々と水俣出身と言えるようになりたい」、子供たちにそう思ってもらいたいと感じる方も多いでしょう。では、私たち大人はそう言えるのでしょうか。子供たちの周りの大人たちが、そう思えることが大切ではないでしょうか。そして、子供自身が楽しい水俣を見つけて、子供たちにとってのいい思い出ができる環境をつくるのが、誰に何と言われても堂々と水俣出身だと言える下地づくりにつながっていくと考えます。そのためにできることを考えて、少しでも実行に移せたらと私自身も思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩村龍男君） 以上で、吉野誠議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明27日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は、午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時18分 散会

令和6年6月27日

令和6年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

令和6年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和6年6月27日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後2時8分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱君	杉迫 一樹君	淵上 美緒君
吉野 誠君	杉本 康宏君	森川 武治君
木戸 理江君	岩村 龍男君	藤本 壽子君
高岡 朱美君	小路 貴紀君	桑原 一知君
真野 頼隆君	牧下 恭之君	田口 憲雄君
松本 和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志君）	主 幹（橋本 晃君）
主 任（宮崎 聖子君）	主 任（森 ちひろ君）

（説明のため出席した者） 16人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（原 弘樹君）	福祉環境部長（堤 茂君）
産業建設部長（田中 真也君）	総務企画部次長（岡本 夫美代君）
教 育 長（小島 泰治君）	上下水道局長（永田 久美子君）
総合医療センター事務部総務課長（竹下 昭博君）	総務企画部市長公室長（白本 亮君）
総務企画部総務課長（梅下 俊克君）	総務企画部地域振興課長（柿本 英行君）
福祉環境部市民課長（鎌田 みゆき君）	産業建設部スポーツ推進課長（中村 俊彦君）
産業建設部経済振興課長（緒方 卓也君）	教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君）

○議事日程 第4号

令和6年6月27日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|-----------|---|------------------------|
| 1 | 杉 迫 一 樹 君 | 1 | パラスポーツ振興について |
| | | 2 | インクルーシブ教育の現状と推進について |
| 2 | 高 岡 朱 美 君 | 1 | 定住促進策について |
| | | 2 | おれんじ鉄道水俣駅のテナントの利活用について |
| | | 3 | 地方自治法の一部改正について |
| 3 | 牧 下 恭 之 君 | 1 | 人口減少・少子化対策について |
| | | 2 | 学校給食費無償化について |
| | | 3 | 軟骨伝導イヤホン導入について |

(付託委員会)

第2 議第44号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第3 議第45号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(総務産業)

第4 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(厚生文教)

第5 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和5年度水俣市一般会計補正予算 (第14号) (各委)

第6 議第49号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第7 議第50号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(厚生文教)

第8 議第52号 令和6年度水俣市一般会計補正予算 (第3号) (各委)

第9 議第53号 令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号) (厚生文教)

第10 議第54号 令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (厚生文教)

第11 議第55号 令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算 (第1号) (厚生文教)

第12 議第56号 令和6年度水俣市水道事業会計補正予算 (第1号) (総務産業)

第13 議第57号 令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算 (第1号) (総務産業)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時30分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、鎌田市民課長、緒方経済振興課長、中村スポーツ推進課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、杉迫一樹議員に許します。

（杉迫一樹君登壇）

○杉迫一樹君 皆さん、おはようございます。I's水俣の杉迫一樹です。

パリオリンピック・パラリンピック開幕まで、1か月となりました。オリンピック・パラリンピック共々、日本代表選手の活躍を期待しています。

私は、実は車いすバスケット、テニス、マラソンを体験したことがあります。経験してみて分かったことは、生活用の車椅子とは違い、一筋縄ではいかないということでした。身体的障害によって、使える、残された体の部位のみを使ってスポーツをすることは、相当な努力が要ると分かります。マスメディアなどでは、よくパラスポーツ選手へ「障害を乗り越えて」と言われることがあります。私は障害を乗り越えたのではなく、「障害を受け入れたから」こそできるパフォーマンスだってあると感じています。ぜひ、オリンピックと同様に、パラリンピックにも注目していただければと思います。

それでは、通告に従いまして質問をします。

1、パラスポーツ振興について。

①、最近のパラスポーツの社会的な知名度や、マスメディア報道、環境整備面などについて、どのように捉えているか。

②、令和3年9月の質問から約3年たつが、この3年間で本市で行われたパラスポーツ関連イベント等はどのようなものがあったか。

③、今後、「スポーツコミッションみなまた」の取組として、パラスポーツに関するイベントや大会の予定・計画は何かあるか。

2、インクルーシブ教育の現状と推進について。

今回、初めてインクルーシブ教育に関する質問をします。インクルーシブ教育とは、多様性を尊重し、障害のある者となない者が、共に学ぶ仕組みを言います。ただ、この教育を進めるに当たって、様々な意見や問題点があることも指摘されています。文科省においても、共生社会の実現を目指すために、インクルーシブ教育が推進されているものです。これらを踏まえ、以下質問します。

①、文科省による整備目標に沿った、本市小中学校のバリアフリー化の現状はどうか。

②、本市の小中学校での交流授業での学習等は、どのような形式や環境で行っているか。また、その頻度はどうか。

③、熊本県立芦北支援学校との交流授業等は行っているか。

④、交流授業等を行うに当たり、市内小中学校の支援員の配置状況は、十分な配置人数となっているのか。

⑤、水俣市教育支援委員会とは、どのようなことを行うのか。

⑥、多様性を認め合える社会が推進されつつある現在において、インクルーシブ教育の必要性や重要性をどのように捉えているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

中村スポーツ推進課長。

（産業建設部スポーツ推進課長 中村俊彦君登壇）

○産業建設部スポーツ推進課長（中村俊彦君） 初めに、パラスポーツ振興について、順次、お答えします。

まず、最近のパラスポーツの社会的な知名度やマスメディア報道、環境整備面などについてどのように捉えているか、との御質問にお答えします。

2021年8月から9月に開催された東京2020パラリンピックでは、車いすテニスや水泳、陸上競技などで活躍する日本人選手が、連日マスメディアで報道され、オリンピックに劣らないほど注目され、パラスポーツの社会的な知名度は高くなったと考えております。

また、パラスポーツの知名度の向上により、国内の障害者専用・優先スポーツ施設も増加傾向にあり、各地でパラスポーツ競技の体験会などが開催されるなど、パラスポーツの環境整備も進んでいると認識しております。

次に、令和3年9月の質問から、約3年たつが、この3年間で本市で行われたパラスポーツ関連イベント等はどのようなものがあったか、との御質問にお答えします。

令和3年9月以降に本市で行われたパラスポーツ関連イベントにつきましては、令和3年10月に、「スポーツコミッションみなまたキックオフイベント」として、東京2020パラリンピック競泳メダリスト富田宇宙さんの講演を開催し、約200名の市民の皆様に御参加いただいております。

また、令和4年8月には、「MINAMATA SUP BAY!」で、メガSUPに水陸両用アウトドア車椅子を乗せて、体の不自由な方でも、一緒にマリンアクティビティーを楽しむイベントを開催しました。さらに、令和4年2月と11月、令和5年10月には、エコパーク水俣テニスコートで、「車いすテニス」体験講習会を開催しております。

次に、今後、「スポーツコミッションみなまた」の取組として、パラスポーツに関するイベントや、大会の予定・計画はあるか、との御質問にお答えします。

スポーツコミッションみなまたの取組としては、パラスポーツに関するイベントなどの開催予定は、現在のところありません。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

最近のパラスポーツの状況については、答弁のとおり、知名度、環境整備ともに進んでいると感じています。マスメディアにおいても、テレビや新聞などの露出が多くなってきており、それに付随するように、パラスポーツ選手の活躍も顕著になってきたと感じます。

この3年間で本市のパラスポーツイベントは、スポーツコミッションみなまたのキックオフとして、競泳、東京パラリンピックメダリストの富田宇宙選手の講演会があったとありますが、今後のパラスポーツ関連の取組は、今のところないとのことでした。

前回の質問の中で、エコパーク水俣や湯の児海水浴場など、パラスポーツ振興に活用できる可能性がある場所をお伝えしました。

また、大分国際車いすマラソンについてもお伝えしましたが、いま一度、簡潔にお伝えします。大分国際車いすマラソンは、世界的にも注目される大会となっています。国内外合わせて約210名の選手が参加され、県内外からのサポートスタッフやボランティアは、合わせて1,000人以上の方が参加されており、県外、市外からの観客も多く来られることから、経済効果もあるとお聞きしました。また、この大会により、飲食店や宿泊施設などのバリアフリー化にも寄与してお

り、今年から民間事業者への合理的配慮の義務化が始まりましたが、大分市では、この大会の定期開催によって、少なからず街のバリアフリー化が進んでおり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の制定、さらには、Y o u T u b e を活用した合理的配慮の動画も配信しています。この動画はぜひ見ていただきたいと思います、このように街全体でパラスポーツ振興が起点となり、街自体のバリアフリー化、観光客の流入、経済効果・地域振興にもよい影響を与えている、一つの成功例だと思います。

ここで1つ目の質問です。

本市で、パラスポーツイベントや大会を定期的に行うことで、市内ホテルなどの合理的配慮やバリアフリー化に寄与するものと考えます。また、新しい視点での取組として、水俣をアピールできるものとも考えます。そして、観光面においても経済効果が見込めると考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

ここからは、前回提案しました、本市でもできそうな「車いすテニス」に注目し、質問したいと思います。エコパーク水俣にはテニスコートが16面、おもしろい駐車場が約148台分、多目的トイレは15か所あります。答弁にありましたエコパーク水俣で開催された、車いすテニス体験会がこれまで行われましたが、私も参加しました。参加者の中には市の職員の方も何名かおられました。このイベントで、「日本車いすテニス協会」の副会長をはじめとする関係者と知り合うことができ、今回、この質問をするにあたり、事前に同協会へ何点か質問し、回答を頂きましたので、少し紹介したいと思います。

1、国内大会の環境面はどのような感じでしょうか。

答え、コートは、アスファルトなど固めの素材の上にゴム・アクリルといったものでコーティングを施したハードが主流です。国内では、砂入り人工芝のオムニコートでの大会もあります。車いすテニスプレーヤーにとって最もプレーしやすいのは、ハードコートですので、今後、ハードコートにさせていただくと、車いすテニスプレーヤーにとっては幸せだと思います。

2、全国レベルの大会では、選手・ボランティア・観客・スタッフ、それぞれ何名くらい集まりますか。

答え、国際大会のジャパンオープンでは、選手約100名、ボランティア延べ2,000人、最終日の観客数約500人、スタッフは50名くらいだと思います。

3、大会で宿泊する際の、バリアフリーの部屋不足などにはどのように対応していますか。

答え、バリアフリーの部屋は、各ホテルに1室から多くても3室ほどしかない状況で、バリアフリーではない部屋の場合は、合理的配慮の提供をお願いすると同時に、バリアフリー化のお願いをしている状況です。また、館内にバリアフリースイッチや車椅子で利用できる大浴場があれば宿泊できることもあり、水俣の「海と夕やけ」は洋室でしたら宿泊できます。

4、エコパーク水俣での車いすテニス大会の開催は、可能だと思われるでしょうか。

答え、ハードコートの整備が進むと可能だと思います。私事になりますが、初めて水俣へ行ったときに、とても美しい海、運動施設、バラ園と水俣の街に感動いたしました。これまで水俣イコール水俣病ということしか知識がなかったのですが、このようにきれいな海、街を全国の皆さんに伝えたいという気持ちがとても強くなりました。

5、エコパーク水俣のテニスコートがハードコートになったら、大会開催は可能でしょうか。

答え、可能だと思います。

との回答がありました。前向きな回答があった反面、やはりハードコート整備、宿泊施設のバリアフリー化はあったほうがよいようでした。何より、「車いすテニスを通じて水俣を紹介したくなった」との回答は、私たちとしてもうれしい言葉ではないでしょうか。

もし、ハードコート整備がされとなると、公営テニスコートでは熊本県内で初めての施設となるそうです。このハードコート整備について、「ハートリンク水俣」へお聞きしましたところ、「現在、県とハードコート整備を含めて可能性を探っている最中、協議中であり、車いすテニスができる環境についても前向きに考えている」との回答がありました。

このように日本車いすテニス協会とハートリンク水俣からの前向きな回答をお聞きすると、近い将来、実現できるのではないかと考えています。そのためには、水俣市からの企画や相談などの働きかけも必要だと思いますので、2点目です。

日本車いすテニス協会及びハートリンク水俣の意見・意向を踏まえ、ハードコート整備ができた場合、本市で車いすテニス大会の開催は考えられるか。各団体と協力して、本市からも働きかけをしないかです。

次に、車いすテニス以外のパラスポーツイベントについて質問します。

前回の質問で、湯の児海水浴場にて、砂浜には沈み込まないアクセスマットなどを活用し、移動動線の確保さえすれば、SUP、シュノーケリング、ダイビングなどの体験や、市民、小中高生による催物をしても面白いのではとお話ししました。

3つ目です。

前回、「かながわパラビーチスポーツフェスタ」のような、湯の児海水浴場にて、健常者も障害者も楽しめるパラマリンスポーツイベントを開催してみてもどうか、という質問の答弁で、かながわパラビーチスポーツフェスタを参考に、関係団体の御意向を伺いながら、本市で実施可能か検討したい、とありました。あれから3年たちましたが、検討状況はどうか。

2回目の質問は3点です。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えします。3点ございました。

まず、パラスポーツイベントや大会の開催は、市内ホテルなどの合理的配慮やバリアフリー化に寄与するもの、また新しい視点の取組として、水俣をアピールできるもの、観光面でも経済効果が見込めると考えるが、市の見解はどうか、との御質問にお答えします。

議員御提案のとおり、本市でパラスポーツイベントや大会を定期的に行うことで、交流人口の増加により、経済効果などが見込めると考えます。

パラスポーツイベント大会の開催の折には、協力していきたいと考えます。

次に、日本車いすテニス協会やハートリンク水俣の意見・意向を踏まえ、ハードコート整備ができた場合、本市での車いすテニス大会の開催は考えられないか、との御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、ハードコートが整備されれば、車いすテニス大会の開催は可能だと思いますので、まずは、管理事業者、関係者の御意見を伺っていききたいと考えております。

次に、令和3年9月議会において、「湯の児海水浴場での健全者も障害者も楽しめるパラマリンスポーツイベント開催について、関係団体の意向を伺いながら実施可能か検討したい」との答弁だったが、その後の検討状況はどうか、との御質問にお答えします。

先ほど答弁しましたとおり、令和3年9月議会での答弁に基づき、検討を行った結果、令和4年8月に開催した「MINAMATA SUP BAY!」の中で、メガSUPに水陸両用アウトドア車椅子を乗せ、体の不自由な方でも一緒にマリンアクティビティーを楽しむイベントを開催し、好評だったと伺っております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

パラスポーツ振興によって、交流人口の増加、経済効果など、本市においていろんな面でよい方向に進んでいくことの理解は、同じ考えだと感じました。先ほど、「協力していきたい」、「関係者の意見を伺っていきたい」とありましたが、本市で実現できそうな車いすテニスをはじめとするパラスポーツ振興について、市が働きかけを行うためには、やはり、実際に市職員が競技としてのパラスポーツに触れる機会や経験、理解が必要だと考えています。

そこで1点目です。

パラスポーツへの様々な理解や経験を深めるために、公式の車いすテニス大会などへ、市職員を視察派遣してみてもどうか。また、スポーツコミッションみなまたでのパラスポーツの取組の一つとして、車いすテニスの魅力を市民へ伝えるために、世界ランキング1位の小田凱人選手などの車いすテニスプレイヤーの講演会を企画してみてもどうかです。

次に、「MINAMATA SUP BAY!」が好評であったとありました。これからも湯の児海水浴場をもっとアピールしていくことは、市の観光資源の認知度向上につながることは間違いないと思います。

そこで2つ目です。

「MINAMATA SUP BAY!」の中の、体が不自由な方でも、マリナクティビティーを楽しめるイベントは今後も継続してほしいがいかがか。そのほかにも、体が不自由な方にも楽しめるよう配慮した、「ヒメタツ鑑賞ダイビング」などのイベントを企画してみてもどうかです。

今回は、パライベントや、特に車いすテニスに関して、関係者の見解も踏まえ、少し踏み込んだ提案、質問をさせていただきました。車いすテニスで、エコパーク水俣に必要なのはハードコートになりますが、これについてはまだ時間がかかると思いますので、今後の動向を見守りたいと思います。まずは、可能性を探るため、ハードコート整備も含めて、県、エコパーク関係者とともに協力しながら考えていただき、最終的には実現できることを期待し、2点質問し、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 杉迫議員の3回目の御質問にお答えします。

まず、パラスポーツへの理解や経験を深めるため、公式の車いすテニス大会へ市の職員を視察派遣してはどうか。また、スポーツコミッションみなまたの取組として、車いすテニスプレイヤーの講演会などを企画してはどうか、との御質問にお答えします。

先ほど、答弁しましたとおり、まずは、管理事業者や関係者の御意見を伺い、その中で、開催の機運が高まれば、職員の視察派遣も考えていきたいと思います。

また、車いすテニスプレイヤーの講演会につきましては、現在、市として開催することは考えておりませんが、関係団体などが企画・運営する場合は協力していきたいと考えます。

次に、「MINAMATA SUP BAY!」の中の、体が不自由な方でもアクティビティーを楽しめるイベントや、体が不自由な方に配慮した「ヒメタツ鑑賞ダイビング」などイベントを企画してはどうか、との御質問にお答えをします。

体が不自由な方々が楽しめるイベントにつきましては、現在、市として開催することは考えておりませんが、関係団体などが企画・運営の折には、協力していきたいと思います。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、インクルーシブ教育の現状と推進について、答弁を求めます。

設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 次に、インクルーシブ教育の現状と推進について、順次、お答えします。

まず、文科省による整備目標に沿った、本市小中学校のバリアフリー化の状況はどうか、との御質問にお答えします。

市教育委員会では、令和4年度から令和7年度までを計画期間とした、「水俣市立小中学校施設バリアフリー化推進計画」を策定しており、本計画の中で、文部科学省が示した整備目標をもとに、大きく3つの目標を設定しております。

1つ目が、避難所に指定されている全ての学校に車椅子使用者用トイレを整備する。2つ目が、全ての学校において、段差解消のためのスロープ等を整備する。3つ目が、要配慮児童生徒の在籍する全ての学校にエレベーターの整備を検討するとしています。

なお、スロープ等の整備については、さらに、門から建物の前までの整備、昇降口・玄関等から教室等までの整備の2つに区分しています。

これらの整備目標に沿った、バリアフリー化の状況ですが、まず、車椅子使用者用トイレについては、避難所に指定されていない学校も含め、全ての学校で整備が完了しています。

次に、スロープ等の整備ですが、門から建物の前までの整備については、段差がないなどの整備不要な学校を含め、一小、二小、水東小、袋小、湯出小、一中、二中、袋中の計8校、昇降口・玄関等から教室等までの整備については、同様に整備不要な学校を含め、一小、二小、袋小、一中、二中、袋中の計6校が完了しています。

なお、水東小と久木野小については本年度、湯出小、葛渡小、緑東中については、令和7年度に整備を計画しております。

最後に、エレベーターの整備については、本市の財政状況などから、直ちに整備することが困難であるため、いす式階段昇降機の活用やソフト面での対応などを行っているところであり、現在、市内小中学校には整備されていない状況です。

次に、本市の小中学校交流学級での学習等は、どのような形式や環境で行っているか。また、その頻度はどうか、との御質問にお答えします。

本市の小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の交流学級での学習は、一人一人の実態に応じて、交流学級の教室、特別教室等で行われ、その際は、特別支援学級の担任や、市教育委員会が配置している特別支援教育支援員が支援を行っています。

交流学級で学習している主な教科等は、体育や音楽、図工、学活など、一緒に体験や活動をしたり、意見を交わしたりすることにより、多くの考えに触れ、コミュニケーションを図ることが期待できるものが中心となります。

頻度について、交流学級での学習の時間は、児童生徒によって異なりますが、おおむね1週当たりの学習時間の2分の1程度となっています。

また、学習以外の教育活動においては、給食や掃除などの日常的な活動、修学旅行などの学校行事を交流学級で行っております。

次に、熊本県立芦北支援学校との交流授業等を行っているか、との御質問にお答えします。

芦北支援学校との交流授業については、移動手段の確保や教育課程編成等の観点から、行っていません。

次に、交流授業等を行うに当たり、市内小中学校の支援員の配置状況は、十分な配置人数となっているのか、との御質問にお答えします。

令和6年度の特別支援教育支援員の配置状況は29人で、それぞれの学校の実態に応じ、適切に配置をしております。

また、各学校における特別支援教育支援員の配置については、特別支援教育コーディネーターを中心に、担任の要望等も伺いながら配置計画を作成し、十分な配置人数を確保できていると考えています。

次に、水俣市教育支援委員会とは、どのようなことを行うのか、との御質問にお答えします。

水俣市教育支援委員会は、水俣市教育支援委員会条例第1条の規定に基づき、心身に障害を有する児童生徒の適正な就学を図るとともに、就学後も一貫した支援を行うために設置されており、同第2条の規定により、教育委員会の諮問に応じ、心身障害児の適正な就学指導に関すること、就学前後の教育的支援・相談に関すること、その他、教育委員会が必要と認めることについて調査審議を行います。

次に、多様性を認め合える社会が推進されつつある現代において、インクルーシブ教育の必要性や重要性をどのように捉えているか、との御質問にお答えします。

障害のある者と障害のない者が、可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築は、障害のある児童生徒にとって、自立や社会参加に向け、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて行う指導や支援とともに、重要なものであると考えています。

また、障害のある児童生徒だけでなく、障害のない児童生徒にとっても、障害に対する理解を含め、共生社会の一員としての意識を高めることにつながるものであり、大切な考え方であると捉えています。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

先に、インクルーシブ教育の必要性・重要性については、答弁のとおり、私も同じような考えです。世界的に見ると、イタリア、フィンランド、イギリスなどが先進的ですが、イタリアでは、障害がある子供を対象とした支援学校は廃止され、幼稚園から大学まで、障害の有無にかかわらず、通常の学校に就学することになっていないとお聞きしています。その仕組みは、小中学校の学級の定数は25名が標準で、障害のある子供が在籍している学級の定員は20名に減じられることになっています。あわせて、支援教師・支援員・看護師などが加配されることになります。

また、小中学校と福祉サービス、医療ケアが必要な子供のために、各機関との連携を実現する

ことで、さらに手厚い対応が可能となっています。教育課程や教育方法、教材等については、障害のある子供たちの具体的な必要性に合わせて柔軟に対応しており、身体的障害のある教師でも、教壇に立つことができます。共に働く環境が整備されていることから、障害児の99%が通常学校で就学する「フルインクルーシブ教育」が実現されています。

一方で、先日市内の小中学校の交流授業と芦北支援学校の授業の見学をさせていただきました。小中学校については、身体的障害のある児童生徒が見当たらなかったため、見た感じでは、通常授業と変わらない雰囲気、子供たちも仲よく過ごしていました。支援学校では、車椅子を利用する子供から、手話を使う聴覚障害のある子供、医療ケアを必要とする子供などがおり、支援学校の子供たちと保護者からは、「支援学校にいたほうが安心できる」という意見もあるとお聞きしました。実際の学校生活を比較すると、日本でイタリアのようなインクルーシブ教育を実現するには、なかなか難しいと感じました。

しかし、段階的に少しずつ間口を広げていくことはできると感じます。そのためにまずは、ハード面の環境整備が必須ですが、答弁では、多目的トイレは全ての学校で完了、スロープは水東小、久木野小、湯出小、葛渡小、緑東中はこれからの予定、それ以外は完了している。エレベーターは全ての小中学校に整備されていないとありました。いす式昇降機の活用やソフト面での対応を行っている、とのことで、本来なら、階段昇降機などは、バリアフリー法ではエレベーターの定義に含まれないとされていますが、お金の問題もあり、仕方のないことかもしれません。ただこれは、昇降機を利用できる人ならいいのですが、できない人の場合はどうするのか。電動車椅子は100キロあるものもあります。誰が持ち上げるのかなど、そのことについて1つ目です。

車椅子を利用する児童生徒の車椅子が電動であったとき、そして在学中に、車椅子を使用せざるを得ないけがをしてしまった児童生徒や教員があったとき、その当事者が、いす式階段昇降機の使用が困難な場合、どのようなソフト面の対応を考えているのかです。やはり、私が足りないと感じるものはエレベーターです。障害者を取り巻く環境整備は、少しずつ進んでいますが、合理的配慮も含めた理解がさらに進めばと思います。ただ、エレベーター設置は高額になることは分かっていたので、何か方法がないか、文科省へ直接電話してみました。

その話の中で、文科省からの通知の内容を、読み違えていた部分があることに気づきました。令和3年よりエレベーター設置の国庫補助金の補助率が3分の1から2分の1に引き上げられましたが、私は、要配慮児童生徒が在籍している、または入学の予定がある場合にしか補助申請ができない、と理解していましたが違いました。この補助金は、要配慮児童生徒が在籍していなくても、入学の予定がなくても活用できるものでした。

そのほかにも、総務省所管の緊急防災・減災事業債が令和7年まで延長され、指定避難所と

なっている公立学校施設については、同事業債を活用して、バリアフリー化の整備を行うことも可能とのことでした。この事業債の補助率は70%で、現在、本市で指定避難所になっている学校校舎はあります。

この文科省と総務省、2つの補助金は今のところ令和7年までですので、今がタイミングだと捉えています。エレベーターは、インクルーシブ教育を進めるためのハード整備としても、必要なものであり、それ以外でも便利なことは承知のとおりです。

ここで、2つ目の質問です。

文科省の国庫補助金制度や、総務省の緊急防災・減災事業債などを活用し、段階的にでも、市内小中学校へエレベーターの設置を進めてみてはどうかです。

次に、交流授業の内容は、一人一人の実態に配慮し、体育や音楽、図工などを一緒に体験したり、給食や修学旅行も共に行っている。頻度は、ほぼ週の授業時間の半分程度とありました。

3つ目ですが、この交流授業を通して、子供たちへどんな効果があったのか。成長過程にある子供同士の関係性やコミュニケーション、多様性の認知などの成果をどう評価しているのかです。

私には姪っ子と甥っ子が5人います。私とコミュニケーションをとることが多い彼女たちの成長を0歳から見てきました。彼女たちからは、「一樹兄に」と呼ばれているんですけども、その中である気づきがありました。長女は、私が車椅子に乗っている姿を3歳くらいまで怖がっていました。幼いながらも、自分と私との違いに気づいていました。徐々に慣れてきて、「なんで車椅子に乗っているの」とか、下半身に感覚がない私の足を触りながら、「これ分かる、痛くない」とか、興味津々に尋ねてきました。足に感覚がないという状況が分からない、そんな姪っ子の「なぜ、なんで」に答えていくうちに、彼女は理解し、「これが一樹兄にの当たり前」ということを、妹や弟にも話していたと思います。そのおかげか、一番下の姪っ子は今4歳ですが、5人の中で彼女が一番理解が早かったと感じます。最初は、ほかの子と同じように車椅子を利用する私を怖がっていましたが、2歳になる前には、膝の上に乗ってきたり、車椅子を押す遊びをしたりしています。ある日には、「この前、一樹兄にと同じ人がいた」と教えてくれます。彼女たちには、車椅子で生活をしている人が世の中にいて当たり前ということを、私を通じて理解したと感じています。

このように、幼い頃から障害のある人やお友達と仲よくなる、コミュニケーションをとる機会がある、ということで、人権意識、差別をしないという意味でも、このような経験ができる交流授業は、よい取組になると感じます。ですが、移動手段の確保や教育課程編成等の観点から、支援学校との交流授業は行っていない、とありました。

これについて4点目です。

交流授業が行えない教育課程編成の観点とは何か。

続けて、5つ目です。

支援員の配置ですが、現状では問題なく適切に配置をしているとのことですが、今後、交流授業等のコマ数が増えた場合、通常学校での就学が可能な心身障害児の入学が増えた場合でも、現状の支援員の数で足りると考えるのかです。

次に、水俣市教育支援委員会では、心身障害児の適切な就学指導、就学前後の支援・相談、その他に関することの調査・審議を行うとのことでしたが、もう少し具体的にお聞きます。

6つ目です。

水俣市教育支援委員会では、心身障害児への就学先について、どのような聞き取りや相談をし、決定しているか。また、就学先を決定する際のそれぞれの障害・特性に係る線引きはあるのか。その決定について、本人や保護者からはどのような意見がこれまであったかです。

この支援委員会に関することで、他県になりますが、以前、エレベーターがないため、入学ができなかった子供がいたという話をお聞きしたことがあります。この件ですが、お兄ちゃんと弟の2人兄弟で、兄は健常者ですが、弟は生まれつき手足に障害があるため、電動車椅子を利用していました。弟が小学校へ入学する前には、「お兄ちゃんと一緒の学校がいい」との希望がありました。弟が移動するためのエレベーターがなかったので、エレベーターの設置を要望しました。しかし、支援委員会は、エレベーター設置はできないとの回答で、その子は兄とは違う支援学校への就学を勧められたそうです。彼は、大好きなお兄ちゃんと同じ学校がよかったんです。いろんな事情があるにしても、エレベーターがないことで、兄弟は引き離されてしまう事態になってしまった、という心が痛む事例です。

私は、水俣ではこのようなことは起きてほしくないという思いから、次の質問をします。

本市で、通常学校での就学ができる可能性がある身体障害児が、通常学校を希望していたのに、ハード面での環境整備不足により、支援学校への入学をあつせんした事例はあったか、2回目の質問は7点です。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えします。7点ございました。

1点目なんですけども、車椅子を利用する児童生徒の入学があったとき、また、その車椅子が電動であったとき、そしてですね、在学中に車椅子を使用せざるを得ないけがをしてしまった児童生徒や教員があったとき、その当事者が、いす式階段昇降機の使用が困難な場合、どのようなソフト面の対応を考えているのか、との御質問でした。

車椅子を使用する児童生徒が入学するなど、議員御質問の状況が生じた場合には、これまでと同様、受入先の学校の先生方、保護者、関係者と協議を行うなどし、丁寧に対応してまいりま

す。

2点目ですけれども、文部科学省の国庫補助金制度や、総務省の緊急防災・減災事業債などを活用し、段階的にでも、市内小中学校へエレベーターの設置を進めてはどうか、との御質問でした。

エレベーターの設置による利便性の向上、また、エレベーター整備に関する国の補助制度等があることは、認識をしております。

しかしながら、先ほども申し上げたとおり、本市の財政状況、築30年以上経過した小中学校施設が、約85%を占めている状況を踏まえ、まずは、地震など災害発生時における児童生徒の安全を確保するための、非構造部材耐震化対策である外壁改修工事等を優先することとしております。

3点目ですけれども、交流授業を通して、成長過程にある子供同士の関係性や、コミュニケーション、多様性の認知などの成果をどう評価しているか、との御質問でした。

交流授業を通して、特別支援学級の子供も、交流学級の子供も、一人一人に違いがあることや、得手、不得手があることなど、互いに相手のことを知り、物事を多面的に捉えることができるようになっていいると考えます。

4点目ですけれども、交流授業を行えない理由としての、教育課程編成上の観点とは何か、との御質問でした。

教科等の内容に応じて、学習指導要領に示された授業時数を適切に確保することです。

近年、特に感染症の流行や自然災害に伴う臨時休校等が増加し、授業時数の確保が厳しくなっている中、芦北支援学校との交流は、移動に時間を要するため、行っていません。

5点目ですけれども、今後、交流授業等のコマ数が増えた場合、通常学校での就学が可能な心身障害児の入学が増えた場合は、現状の支援員の数で十分足りると考えるか、との御質問でした。

特別支援教育支援員については、その年度ごとに、配慮を要する児童生徒の就学の状況や、学校・保護者の要望等を勘案し、その人数、各小中学校の校内での配置も含め、適切に配置をしております。

6点目ですけれども、水俣市教育支援委員会では、心身障害児への就学先について、どのような聞き取りや相談をし、決定しているのか。また、就学先を決定する際のそれぞれの障害・特性に係る線引きはあるのか。その決定について、本人・保護者からはどのような意見がこれまであったかどうか、ということの御質問でした。

水俣市教育支援委員会では、障害の状態や教育上必要な支援の内容、本人・保護者の意見、専門家の意見等を聞き取り、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、本人・保護者の意見を最大限尊重して決定しています。

就学先を決定する際の基準に関して、特別支援学校については学校教育法施行令第22条で、特別支援学級及び通級による指導については、平成25年10月4日付の文部科学省の通知に示されています。

就学先の決定に関する本人・保護者からの意見については、特別支援学級に在籍する児童が通常学級に移りたいというもの、通級指導を受けたいという希望、特別支援学級に進学する際の手続に関するお尋ねなどがありました。

7点目ですけれども、通常学校での就学ができる可能性がある児童生徒が、通常学校を希望していたのに、ハード面での環境整備不足による支援学校への入学をあっせんした事例はあったか、との御質問でした。

ハード面での環境整備不足により、支援学校への入学を勧めた事例はありません。以上です。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

教育支援委員会の聞き取り、相談内容は法令等の基準があるようですが、当該児童生徒・保護者の希望をしっかりと聞きながら対応していただいているようですので、今後もそのように願います。意見としては、特別支援と通常学級との移動、転級などがある、ハード面での整備不足による拒否もこれまでなかったと聞いて安心しました。当該児童生徒の障害の程度もあるとは思いますが、配慮ができる可能性のある子供については、極力線引きはされないよう願います。

エレベーター設置については、耐震化をまず進めたいとのことで、もちろん安全のために必要なことですのでやっていただきたいですが、やはりお金の問題で、エレベーター設置まで手が回らないということだと思います。だからこそ、補助金の紹介をしたんですけれども、それでも厳しいということだろうと理解しました。

いす式昇降機の使用が困難な児童生徒や教員などへの配慮としては、その当事者の希望に合わせてということですが、間違っても、うちでは対応できないとならないよう、これも丁寧な配慮をお願いします。結局これも、エレベーターさえあれば、垂直移動、円滑な移動ができますので、移動についての話し合いにはなりづらいと思います。エレベーター設置は、耐震化が終わるとできそうなのか、ほかにも何か理由があるのか、お聞きします。

1点目です。

今後、市内小中学校へのエレベーター設置ができると判断される条件は、どのようなものがあるのかです。

交流授業の成果については、答弁のとおりだと感じています。ただ、授業時数の問題もあり、なかなか困難だとありました。そして、移動の問題もあるということでしたが、日中動いていない通学バスを活用できるのではないかと考えます。

支援学校の先生に、「水俣の小中学校との交流授業をするとしたら、どれくらいの頻度が負担になりませんか」とお聞きしました。授業時数なども考えると、1学期に1回程度ならできるかもしれません、とのお話もありました。

これを踏まえて2つ目です。

通学バスを活用して、支援学校の児童生徒と市内小中学校との交流授業を、1学期1回程度でも実施できないかです。

最後、支援員の配置ですが、仮に交流授業の数が増えたとしても十分であるというふうに聞こえましたが、「現状でも先生の数足りない。足りないので子供一人一人へのきめ細やかな対応が難しい」という声を聞くことがあります。実際に、「支援員は十分な数ですか」とお聞きしましたところ、「もっといてくれたらそれは助かる」との現場の声もお聞きしました。先生たちの負担を減らすため、子供たちへのきめ細やかな指導・対応と現場の声、先生の成り手を増やす、退職者を減らすこと、そして交流授業を段階的にでも増やすことができるよう、支援員の増員は必要になると思います。

最後、3点目です。

支援員の増員はできないか。支援員の増員・募集を行う場合、どのような実態があったときなのかです。

今後は、さらにインクルーシブ教育の必要性が広がっていくものと思っていますので、授業時数の調整も考えながら、子供たちがお互いの違い、個性、特性の違いを、障害のある人となない人とのコミュニケーションを通して学び、子供たちが大人になった社会でも活躍できるよう、尽力していただきたいと思います。

また、身体的障害があっても、教員を目指すことができる社会の変化と理解が広がることを期待します。

以上、3点質問して、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 杉迫議員の3回目の御質問にお答えします。3点ございました。

1点目なんですけども、今後、市内小中学校へのエレベーター設置ができると判断される条件はどのようなものがあるか、との御質問でした。

エレベーターが設置できると判断される条件については、先ほどもお答えしましたとおり、まずは、耐震化対策を進めた上で、財源の確保や、要配慮児童生徒の状況等を勘案し、設置の可否を含め判断してまいります。

2点目なんですけども、日中動いてないスクールバスを活用して、支援学校の児童生徒と、市内小中学校との交流授業を1学期に1回程度でも実施できないか、との御質問でした。

令和5年度の日中のスクールバスの稼働率は、社会科見学や体験学習等での利用により73.1%となっており、現在実施している学習だけでも、運転士の確保、日程調整等が厳しい状況であるため、スクールバスを活用しての交流授業は困難です。

3点目ですけれども、支援員の増員はできないのかと、支援員の増員・募集を行う場合、どのような実態があったときなのか、との御質問でした。

先ほども述べましたとおり、各学校の児童の実態や学校の要望等に応じて、毎年度検討を行い、特に配慮が必要な児童生徒が入学した場合等には、必要に応じて増員をしております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、杉迫一樹議員の質問は終わりました。

この際、10時35分まで休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時35分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 皆さんおはようございます。日本共産党の高岡朱美です。

一般質問は、各議員それぞれの立ち位置からの気づき、調査をもとに質問が行われるため、水俣の状況を多角的に知る機会になります。委員会では聞けなかったスタンフォード大学のオンライン授業が実現した経緯も興味深くお聞きしました。水俣高校生の行った環境をテーマにしたプレゼンが、大学教授の興味をひいたという話が出たとき、ふとある場面を思い出しました。

中学校を休みがちだった娘は、地元ではなく熊本市内の高校に進学しました。ある夏休み、1人の友人が我が家に泊まりに来たことがありました。料理の好きな2人が夕食づくりを始めましたが、友人は、食材から出るごみの分別先が一つ一つ違うことに驚いた様子でした。「これはさすがに燃やすごみでいいよね」と差し出した小さな紙を見て、「それは資源ごみだからここ」と案内した娘に、友人が思わず「水俣やば」と声を上げると、「これが水俣の売りだから」と娘がさすがしく答えていました。水俣では、ある年代から下の子供たちは、小中を通して水俣独自の環境学習プログラムで学んでおり、同時に、日頃からその大切さを実感できる環境にいます。娘の「水俣の売り」という言葉を聞いたときに教育の成果を実感し、うれしく、また、大変ありがたく思いました。恐らく水俣高校には、この教育を受けた子供たちも多く、レベルの高いプレゼンだったのではないかと想像します。

水俣は、悲惨な公害の経験を大きな教訓として、子供たちの学びに、そしてまちづくりに生か

してきました。先日、その道筋をつけたお一人である吉井正澄元市長が亡くなりました。寂しさを覚えつつ、おかげさまで、ふるさとを誇れる子供たちが育っていますと感謝をし、手を合わせてまいりました。

目に見えて地球温暖化が進む中、各地で戦争もおき、子供たちは漠然とした不安を感じていると思います。子供たちのために、私たちができることは、持続可能な未来のために、精いっぱい努力をする姿を見せることではないでしょうか。そのために何をすべきか、執行部の皆さんとの建設的な議論を大いに期待しつつ、以下質問に入ります。

大項目 1、定住促進策について。

①、過去 3 年間に本市から津奈木町、芦北町、出水市に転出した人はどれくらいいたか。

②、医療福祉サービスは水俣市の主要産業であるが、総合医療センターの看護師の昨年度末退職者が例年よりも多かったと聞く。その理由は何か。また、これをカバーできる採用の見込みはあるか。

③、医療関係者から選ばれる病院、また、子育て世帯が働きやすい職場にするために工夫していることはあるか。また、離職率の低い環境にするために何が必要と考えているか。

④、現在水俣市で働く外国人技能実習生は何名いるか。また、外国人技能実習制度が2027年より「育成就労」制度に移行するが、その目的と大きな変更点は何か。

大項目 2、おれんじ鉄道水俣駅のテナントの利活用について。

①、平成27年に水俣駅舎がリニューアルされたが、その際の本市の関わりはどのようなものであったか。また現在、駅舎の管理運用責任者は誰で、利用者のサービス向上について定期的に市と協議する場はあるか。

②、駅舎内にある飲食店のテナントが度々変わり、現在は不在となっているが、その要因は何か。

大項目 3、地方自治法の一部改正について。

①、国と地方の関係は、2000年に施行された地方分権一括法の前と後ではどう変わったか。

②、自治体がそれぞれの特性を生かし、独自の施策を展開しようとする際に必要なものは何か。

③、全国知事会は、改正案に新たに加えられる大規模災害やコロナ感染症に比肩するような事態が起きた場合に、国が発動する「指示権」が団体自治を脅かさないよう、事前に十分なコミュニケーションをとることを求めている。これについて本市の考えはいかがか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

鎌田市民課長。

(福祉環境部市民課長 鎌田みゆき君登壇)

○福祉環境部市民課長（鎌田みゆき君） 初めに、定住促進策について、順次、お答えします。

まず、過去3年間に本市から津奈木町、芦北町、出水市に転出した人はどれくらいいたか、との御質問にお答えします。

令和3年度の転出者数は734人で、そのうち津奈木町に26人、芦北町に33人、出水市に57人、転出しています。

令和4年度の転出者数は736人で、津奈木町に31人、芦北町に36人、出水市に76人、転出しています。

令和5年度の転出者数は708人で、津奈木町に28人、芦北町に22人、出水市に71人転出しております。

○議長（岩村龍男君） 竹下総合医療センター事務部総務課長。

(総合医療センター事務部総務課長 竹下昭博君登壇)

○総合医療センター事務部総務課長（竹下昭博君） 次に、医療福祉サービスは水俣市の主要産業であるが、総合医療センターの看護師の昨年度末退職者が、例年よりも多かったと聞く。その理由は何か、また、これをカバーできる採用の見込みはあるか、との御質問にお答えします。

令和5年度は、看護師の退職が14人で、例年の3人から5人だったときと比べると多く出ました。退職理由としては、多い順に、転職、健康面、夫の異動に伴う移住、親の介護、家庭の事情となっております。また、看護師の退職者が多く出たことによる補充については、採用試験を複数回実施することで、募集定員を満たすよう努めているところです。

次に、医療関係者から選ばれる病院、また、子育て世帯が働きやすい職場にするために工夫していることはあるか。また、離職率の低い環境にするために何が必要と考えているか、との御質問にお答えします。

まず、職員が安心して子育てができる環境づくりのために行っていることとして、最大25人まで入所できる院内保育所「むつみ」並びに院内保育所に入所している児童以外も利用できる病児・病後児保育室「えがお」の運営を行うことで、子育ての支援を行っております。また時短勤務や保育時間、育児参加のための休暇、子の看護休暇等、制度上利用できる休暇の取得も、職員の希望を踏まえながら、推進しているところであります。

次に、離職率の低い環境にするために必要なことについてですが、看護師は、夜勤や救急対応等、忙しく大変な職種であります。しかし、そのような中でもやりがいを持ちながら、長く仕事をしてもらうことも重要であると考えております。

そのようなことから、当センターでは、看護師のやりがいやスキルを向上させるためのインセンティブとして、認定看護師や特定行為看護師を目指す看護師に対して、資格取得に要する費用

の援助や資格を取得した看護師に対しては、手当を支給しているところであります。

○議長（岩村龍男君） 緒方経済振興課長。

（産業建設部経済振興課長 緒方卓也君登壇）

○産業建設部経済振興課長（緒方卓也君） 次に、現在水俣市で働く外国人技能実習生は何名いますか。また、外国人技能実習制度が2027年より「育成就労」制度に移行するが、その目的と大きな変更点は何か、との御質問にお答えします。

現在、水俣市で働く外国人技能実習生は、本年5月末時点で83人いらっしゃいます。また、育成就労制度につきましては、6月14日に参議院本会議で可決され成立した「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」の中で、「人材育成」と「人材確保」を目的として創設されたところで、改正法は2027年までに施行される見通しとなっています。

今後、具体的な事項が検討され、ガイドラインが策定されることになっておりますが、大きな変更点については、一定の条件つきで、外国人労働者が本人の意向で、同じ業種内で職場を変える転籍が可能となることなどが報じられているところです。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 昨日、一昨日と質問に取り上げられているように、人口減少問題は、本市の喫緊の課題です。民間団体である「人口戦略会議」の発表で、本市が「消滅可能性都市」と分類されたことは、以前から指摘されていたこととはいえ、やはり衝撃でした。ただ、このように自治体を比較し、あたかもその自治体に人口減少の責任があり、自治体にのみ対策を求めているこの民間団体の結論の出し方には、大いに批判的でなければならないと思っています。

このような発表があつて間もなく、東京大学が学費の値上げを検討しているという報道があり、学生が値上げ反対の声を上げ始めました。この30年、賃金が全く伸びない中で、学費は上がり続け、学生の3人に1人が卒業と同時に、平均300万円もの借金を背負わされています。また、卒業しても3人に1人は非正規の仕事にしかつけません。こうした若年世代に対する国の公共投資の乏しさが、また、大企業の都合ばかりを考えた規制緩和、さらに、ジェンダーギャップ指数146か国中118位が示しているように、女性の社会進出の遅れが、少子化の根本原因だということを厳しく指摘したいと思いますし、マスコミにも批判していただきたいと願います。とはいふものの、本市としてもただ手をこまねているわけにはいきません。

それで、まず、この「人口戦略会議」が出した分析レポートを見てみました。昨日の吉野議員への答弁内容の繰り返しにはなりますが、同じ消滅可能都市でも幾つかのランクがあり、水俣市の場合は、今のままの出生率で、仮に鎖国状態を続けると仮定した場合には、2050年の人口減少率は20%未満で、前回に比べ10%以上改善しています。つまり、比較的出生率が高いことを意味

しています。

しかし、これに移動の動向を加味しますと、2050年における減少率は50%以上になり、「社会減対策が極めて必要」な枠に分類されています。つまり、本市は、まずは人口流出を食い止める工夫を求められているということです。そこで、少なくとも水俣市内に勤務先がある人には、水俣市民になってもらえるよう、しつこいようですが、低家賃の住居整備を求めたいと思います。

一昨日、藤本議員からも紹介ありましたが、先月19日、大牟田青年会議所が企画した「こどもみらいサミット2024」に参加し、前明石市長の泉房穂氏の話聞いてきました。明石市が、多くの子育て支援策により毎年人口を増やし続けていることは、御存じのとおりです。泉市長になってから、子育て予算は2倍、関わる職員を3倍に増やしています。子育て支援が人口を増やす効果があることは、一昨日、真野議員が紹介した宮城県大衡町、藤本議員が紹介した豊後高田市の例でも証明されています。

もう一つ、泉房穂氏の話で心に残ったことがあります。明石市のお隣は、政令指定都市である神戸市です。きらびやかな神戸と比較して、明石はどうしても見劣りがします。自分が明石市の出身だと言いたがらない市民もいたそうです。しかし、どんなに憧れたところで神戸と肩を並べることはできません。だから、最初からないものねだりをせず、我がまちの特徴、我がまちの役割を自覚して、それを最大限生かすことだと話されました。

では、水俣市の特徴は何か考えてみますと、山があり、海があり、街の機能がコンパクトに収まっていて、高齢者も子育て中の方も、とても暮らしやすいと多くの市民が感じています。

街の中には救急病院があり、介護施設もそんなに待たなくても入れます。水俣市で「保育園落ちた」はまずありませんし、エコパークという広々とした公園も、海水浴場も質のよい温泉まで、住環境としてはぜいたく過ぎるぐらい恵まれています。水俣病という世界的に知られている公害を経験したことで、市民の環境意識が高いまちで、産業廃棄物処理場もつくらせませんでした。この暮らしやすさのポイントを、ハード面、ソフト面、両方でさらに増やしていき、住むなら水俣、子育てするなら水俣をPRしていくべきではないかと思います。

しかし、既に心配がございます。「医療施設が身近にあること」は、暮らしやすさの必須条件です。その中心を担っている医療センターに、今後も同レベルの医療を提供し続けてもらうためには、相当の努力が必要になるということです。

先日、医療センターの看護師が、年度末に一遍に15人近く退職したという話を聞き、何があったのか理由を聞きに行きました。先ほど御答弁頂きましたが、正確には14人辞められており、最も多い理由は、転職、つまりほかの病院に移られたということです。ヒアリングでお聞きした内容では、転職組の大半が20代から30代ということでした。専門職ですから、若いときには、より高度な医療や専門性を求め、大きな病院に転職を考えるのは当然のことです。仕方がないことで

すが、大変なのは後の職員です。日頃から医療センターは大変忙しいと聞いています。残った職員にしわ寄せが行き、さらに退職を誘発することにならないかが心配です。何度か試験を繰り返し、埋めていくとのことですが、市内のどこの病院も同じですが、応募自体が少なく、そう簡単には埋まらないのではないかと予想しております。医療センターとしては、院内保育や病児保育を整備し、そして働きがいを持てるよう、資格取得費用の援助や資格取得者への手当の支給などの制度を設けているとのこと。ここまで努力をされている医療センターです。これを市がバックアップし、医療の継続を支えることが必要ではないでしょうか。その一つとして、20代、30代の若い人に、ここは子供がいても働きやすいと感じてもらい、一旦大病院に転職しても、家庭を持ったら医療センターに戻ってくる、あるいは出産で他の病院を辞めた人が医療センターに採用を求めてくる、こういう病院にしてはいいのではないでしょうか。一昨日提案のあった、給食費の無償化や保育料の免除などは、子育て中の家庭には大変魅力です。私からもぜひお願いしたいということを申し添えつつ、私からは、市の財政負担のない空き家を活用した低家賃住宅の提供を、しつこいようですが求めたいと思います。

市民課にお願いして、水俣からの転出者がどれくらい近隣自治体に移っているか調べてもらいました。転出者にその理由まで聞くことができませんので、あくまで数字の上ですが、毎年1割の方が出水市に住居を移しています。これを多いと見るか、少ないと見るかは、もう少しいろんなデータを比較してみなければ分かりませんが、出水市は土地が水俣より安く、出水に家建て、水俣に通勤してくる人が少なからずおられます。新卒で医療センターに入職が決まった人でも、出水にアパートを借りて通勤してくるという人もいます。買物するのに便利だという理由もあるかもしれません。ただ、地価に関しては、自治体としてはどうにもしようがありません。それならば、水俣市内に1,000棟以上ある空き家を積極的に活用して、出水市と同等か、それ以下の家賃で、満足できる住宅を提供してはどうか、と再三訴えてまいりました。

高知県梶原町で実施されている空き家活用制度を再度説明いたします。まず、自治体が空き家の所有者から、10年から12年間空き家を借り受けます。借りた空き家は地元の建設業者にお願いし、最低限のリフォームを行います。リフォームに係る費用の2分の1は、国の社会資本整備総合交付金の空き家再生等推進事業補助金が使えます。残り2分の1のうち半分は、熊本県空き家活用促進モデル事業補助金という県の補助金を充てられます。つまり、市の負担は、全体のリフォーム費用の4分の1程度で済みます。そして、移住者限定の賃貸住宅として低家賃で貸し出します。市が負担したリフォーム費用は、この家賃収入で回収をし、回収が終われば元の所有者に返還をするという仕組みで、梶原町は、この事業で10年間に223人の移住者を受け入れています。これも何度も言いますが、梶原町に移住を決めた人の最大の動機が、低家賃ですぐに住める家があったということです。

今回ネットで検索しておりましたら、この仕組みを東京世田谷区の民間会社が営利事業としてやっていました。この世田谷区のケースは、空き家の持ち主がリフォーム代金ゼロで、家を貸しながら家賃も入ってくる仕組みになっており、大変喜んでおられる様子がテレビ番組にも取り上げられていました。人口が増え、空き家が減り、地元の建設業者に仕事が回る。そして、自治体の負担はゼロです。失うものは何もあります。以前紹介したときは家賃が安過ぎると民間を圧迫するとの答弁がありました。しかし、貸し出す対象は移住者限定です。人口が増えなければ税収も増えません。消費も増えません。それどころか、何もしなければ人口は流出するばかりで、民間アパートの空き家も、さらに増えるのではないのでしょうか。風が吹けば桶屋がもうかるというように、まずは風を吹かせて、好循環を生むことが大事です。関係者にも理解してもらう努力が必要ではないのでしょうか。

もう一つ、将来の見通しとして外国人人口の増加があります。先ほど、外国人技能実習生が83人いると紹介がありました。今後もさらに増えていく可能性があります。そして、先ほど説明があったように、これまでの制度では3年間の実習期間中は、同じ職場で働かなければなりませんでしたが、今後は、制度が変わり、1、2年働いて、日本語能力など一定の条件をクリアすれば、同じ業種間で転職ができるようになります。さらに、3年の実習が終わり、特定技能プラス一定の日本語能力を持っていれば、その技能分野では、日本人と変わらない条件で、求職を開始することになります。彼らは、母国にいる家族に仕送りをするために、高収入の職場を常に望んでいます。賃金の高い福岡や大阪など都心部に職場を求めています。一方で、水俣でも建設、製造、介護など多くの現場で人手不足で、彼らの力を必要としています。せっかく育てた実習生に長く働いてもらうことは、願ってもないことだと思います。たとえ賃金が高くても、出費が多ければ、手元に残るお金は同じです。賃金が多少低くても、住環境や社会環境がよく、メリットを感じれば転職する動機は生まれません。さきに紹介した、移住者向け低家賃住宅の提供は、水俣で働き続けようという動機にもなり、地元企業や介護事業所の支援にもつながるのではないのでしょうか。

以上の理由から、この空き家を活用した低家賃住宅整備に取り組んではどうか、ということを変更して提案します。市のお考えをお伺いします。質問は1点です。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 高岡議員2回目の御質問にお答えいたします。

他自治体で行われている空き家の活用事業など、低家賃ですぐに住める住宅を水俣市でも整備する考えはないか、との御質問にお答えいたします。

本市で現在取り組んでいる空き家バンク制度については、令和5年度末時点の累計で、登録件数31件、成約件数20件と、一定の成果を上げております。

本市としましては、現状の空き家バンク制度等を通じて、空き家の流通促進に取り組む方針と
しているため、令和5年12月議会でも答弁いたしましたとおり、議員御提案の事業を実施する考
えはございません。

○議長（岩村龍男君） 次に、おれんじ鉄道水俣駅のテナントの利活用について、答弁を求めま
す。

柿本地域振興課長。

（総務企画部地域振興課長 柿本英行君登壇）

○総務企画部地域振興課長（柿本英行君） 次に、おれんじ鉄道水俣駅のテナントの利活用につい
て、順次、お答えします。

まず、平成27年に水俣駅舎がリニューアルされたが、その際の本市の関わりはどのようなもの
であったか。また現在、駅舎の管理運用責任者は誰で、利用者のサービス向上について、定期的
に市と協議する場はあるか、との御質問にお答えします。

水俣駅舎については、平成16年の開業当初から、肥薩おれんじ鉄道株式会社が所有者であり、
管理運用責任者となっております。駅舎のリニューアルにおける市の関わりですが、まず、費用
について全面的に支援を行っております。具体的には、国及び県に対して財源の要望を行い、環
境首都水俣・芦北地域創造施設整備補助金を活用し、これをもとに肥薩おれんじ鉄道株式会社へ
助成しております。また、リニューアルの内容については、デザインを担当された水戸岡鋭治氏
と、肥薩おれんじ鉄道株式会社が協議する場に市も同席し、利便性が高く、親しみのある施設と
なるよう、要望を行っております。

また、駅利用者のサービス向上に関する協議については、沿線の各首長等で構成する取締役会
や、株主総会にて、定期的実施されているところであり、水俣駅に関する要望等があった場合
においても、協議を実施できる状況にあります。

次に、駅舎内にある飲食店のテナントが度々変わり、現在は不在となっているが、その要因は
何か、との御質問にお答えします。

肥薩おれんじ鉄道株式会社へ聞き取りを行ったところ、テナントの利用条件を緩和したり、店
舗利用者の駐車場を設けたりなど、随時見直しを行っているものの、集客が安定しないことか
ら、途中で営業を断念されている状況であると伺っております。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 御説明があったように、おれんじ鉄道水俣の駅舎は当然のことですが、肥薩おれん
じ鉄道株式会社の所有物です。しかし、2014年に行われたにリニューアル工事に当たっては、費
用を100%環境省と市が出しております。デザインは、JR九州の鉄道デザインを手がけていた
水戸岡鋭治氏に依頼をし、打合せの席にも、市が同席していたということです。完成から10年経

過しましたが、私が知る限りではありますが、要望されていたという利便性や親しみのある空間になっているようには思えません。特に飲食店部分については、経営者が度々変わり、未使用になっている期間がありました。せっかく公金を使用した建物なのですから、駅の利用者にはもちろん、それ以外の市民にも利用される空間になってほしいと願います。これまで、利用条件を緩和したり、専用の駐車場を設けたものの、集客が安定せず営業を諦めるケースが続いている、これが現状とのことです。

それで、そもそもなのですが、駅の利用者の多くは、通学が目的の高校生、そのほか、車の利用が難しい高齢者、それに旅行者も交じっていると思われますが、このような利用者のニーズを把握した上で、リニューアルされたんでしょうか。現在利用が少ないことが、経営体の撤退を生んでいることは間違いのないと思います。だとしたら、まずはニーズ調査をすべきではないでしょうか。おれんじ鉄道とは協議ができる状況にあるとのことですので、まずは市とおれんじ鉄道さんと協議をしていただいて、アンケート調査などを提案してみてもいいと思います。そしてその際には、飲食店のみに枠をはめず、例えば、市民が作品を展示できるギャラリー、コンサートスペース、高校生の学習スペース、手軽に利用できるコンビニのようなものまで、自由な発想で広くアイデアを集められるようにしてほしいと思います。そのような考えがないか、伺います。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 高岡議員 2 回目の御質問にお答えいたします。

水俣駅の利用者に対してアンケート調査を実施して、ニーズを把握した上で、いろいろアイデアを募るなど考えたらいいと思うがいかがか、との御質問にお答えいたします。

テナントが空き店舗になっている状況につきましては、肥薩おれんじ鉄道株式会社としても非常に懸念をされており、テナント募集の営業活動に加えて、改善に向けた対応を検討されている状況です。市としましては、まずは同社の意向を尊重し、その後押しをしてまいりたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 水俣駅は、飲食店やコンビニなどが近くにある商店街の一角を占めています。ぜひ、駅の利用者が商店街を利用し、逆に、商店街の利用者が駅舎の利用者になるような流れをつくって、全体としてにぎわう活用方法を市も知恵を出して、しっかりと後押ししていただくことを要望いたします。以上で、質問は終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、地方自治法の一部改正について、答弁を求めます。

梅下総務課長。

（総務企画部総務課長 梅下俊克君登壇）

○総務企画部総務課長（梅下俊克君） 次に、地方自治法の一部改正について、順次、お答えします。

まず、国と地方の関係は、2000年に施行された地方分権一括法の前と後ではどう変わったか、との御質問にお答えします。

地方分権一括法の施行により、国の事務を地方公共団体が担う機関委任事務が廃止となり、自治事務と法定受託事務に再構成され、地方公共団体の業務と位置づけられました。

また、地方自治法の改正において、法律または法律に基づく政令によらなければ、事務処理に関して、国や都道府県の関与を受けることはないとされるなど、それまでのいわゆる上下の関係から対等・協力の関係とされました。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

（総務企画部長 原弘樹君登壇）

○総務企画部長（原 弘樹君） 次に、自治体がそれぞれの特性を生かし、独自の施策を展開しようとする際に必要なものは何か、との御質問にお答えします。

施策を展開するためには、自治体それぞれが地域の現状、実情をしっかりと把握し、自治体自らの裁量と責任で行うことが必要と考えます。

次に、全国知事会は、改正案に新たに加えられる大規模災害やコロナ感染症に比肩するような事態が起きた場合に、国が発動する「指示権」が団体自治を脅かさないよう、事前に十分なコミュニケーションをとることを求めている。これについて、本市の考えはいかがか、との御質問にお答えします。

本市としましては、全国知事会のコメントにあるように、地方分権一括法に規定される地方自治体の主体性を尊重し、指示権行使に当たっては、事前の意見聴取など、適切な手続のもとに運用されることが大切だと考えております。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 質問の通告時、参議院で審議中だった地方自治法の一部改正案が、6月19日、賛成多数で可決されました。9月から施行されるとのことです。改正ポイントは、大きく3つあったのですが、議論が集中したのが、国と地方の関係の特例として新設された第二編第14章で、その内容は、「大規模な災害感染症の蔓延、その他これに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす、または及ぼすおそれのある事態」が起きた場合に、個別の法律上の根拠なく、閣議決定の上で、国に地方自治体に対する指示権を与えるというものです。御答弁にあったように、2000年施行の地方分権一括法は、それまで中央集権的国家体制のもと、主従関係にあった、国と地方の関係を対等平等としました。このとき、国の機関事務が廃止され、自治事務と法定受託事務に分けられ、事務処理に関する基本原則が定められました。その原則をざっとまとめますと、国の関与

は、必要最小限であること、また関与は法律またはこれに基づく政令によらなければならないこと。そして、国が地方に是正を求める場合は、基本、お願いベースであり、指示という強い態度をとれるのは、法令違反や明らかに公益を害していると判断された場合のみであり、こと自治事務に至っては、国が指示することは禁止されています。地方自治体の自主性や自立性がこの地方自治法の中でいかに大事にされているかがよく分かりました。

ちなみに、このような原則がない時代を知っている職員に話を聞きましたら、特に、県の仕事は80%が国の基幹事務で、国から来た役人は、大変高圧的な態度で県の職員に指示を出していたと思います。

しかし、今度の法改正は、こうして担保されてきた国と地方の関係を大きく変える内容です。これを危惧する声が、全国知事会、日本弁護士連合会、地方議会などから上がり、マスコミ各紙も警鐘を鳴らしていました。熊本県内では、宇土市議会が3月議会において、全会一致で意見書を提出しています。全国知事会は、3月1日、会長名で声明を出し、想定外の事態であっても、指示は必要最小限の範囲であることや、事前に十分な協議・調整を行うこと、そしてこれを法案に明記することを強く求めました。水俣市も同じ意見だとの答弁でした。

ところが、国会で上程された法案には、知事会が要望した「必要最小限の範囲」は特例としか表記されず、事前の十分な協議も、「意見等を求めるなど、適切な措置を講じるよう努めなければならない」と、あくまで努力義務となっていました。条文上、「努めなければならない」とうたわれた場合、「必ずしもやらなくていい」し、「やったふりもできます」し、罰則はありませんので、国との協議を保障されたわけではないというふうに解釈できると思うんですが、市のこの受け止めはいかがでしょうか。これをお伺いします。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 高岡議員2回目の御質問にお答えいたします。

条文上で「努力義務」とうたわれた場合、「必ずしもやる必要はない」とも読めるが、市の見解はどうか、との御質問にお答えいたします。

条文では「努力義務」として「努めなければならない」となっており、「当然そうすべきであり、そのように努力していただくもの」と認識しております。

先ほども答弁しましたとおり、地方分権一括法に規定される地方自治体の主体性を尊重し、指示権行使に当たっては、事前の意見聴取など、適切な手続のもとに運用されることが大切だと考えておりますので、国においては、要件やその必要性について、極めて限定的かつ厳格に運用していただければと思います。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 そのように今答弁されましたけれども、全国知事会会長の村井嘉浩宮城県知事は、

衆議院の総務委員会に参考人として出席し、次のように述べています。「国の指示権については、地方の自主性、自立性の観点から望ましいものではないが、重大事態に際し、国が広域的な立場から責任を果たし、国民の命を守る役割を法律に明記することは理解できる。他方、地域の実情を熟知し、現場対応を行っている地方自治体の意見を踏まえていただくことは譲れない。自治体に意見を求めるなど、適正な措置を講じるよう努めなければならないとされたことは、一定の配慮がなされたものと評価をしている。しかし、将来的にどんどん拡大解釈されていくことがあってはならない。したがって、議事録に残る国会での質疑、できれば附帯決議のようなものを出していただければありがたい。」。同じ委員会で、別の参考人は、「説明では、『補充的』という言葉を使ったが、法文には、ただ指示ができるとしか書かれていない。また、『必要最小限』という言葉もなく、かなり包括的な表現になっている。実際に必要最小限となるかどうかは微妙である。ほかならぬ地方自治の発展、進展を目的につくられた地方自治法にこのようなものを入れるべきではない。」。ほかにも、この新たな14章そのものが必要ないと切り捨てた参考人もいました。こうした審議を経て、最終的に法律案は、国会への報告を加える修正をした上で、附帯決議が付されました。

これを受けた各紙の社説を紹介します。

朝日新聞、「国の指示権拡大 自治の原則を侵す改悪だ」。一旦強制権を制度化すれば、政権が恣意的に使う道具となるマイナス面にこそ目を向けるべきだ。附帯決議には、事前に十分に自治体と協議することや、他の方法で目的が達成できないときに限ることが盛り込まれた。実効性を持たせるには、国会や各自治体が様々な機会に監視を続けるしかない。

毎日新聞、「国の指示権拡大 恣意的運用を防ぐ手だてを」。立法の真の狙いは結局、判然としていない。それだけに、時の政権に示威的に運用されかねない。2000年に施行された地方分権一括法が打ち出した国と地方の対等関係が上・下に逆戻りしないか。憂慮すべき事態だ。危うさをはらむにもかかわらず、全国知事会など地方側の反発は総じて抑制的だった。改正法が成立しても、国の暴走を防ぐ手だてを講じる責任は地方にもある。

西日本新聞、「地方自治法改正 上意下達の拡大認めぬ」。想定外の事態で、国や自治体が速やかに対処することは当然ある。そのときに必要なのは、現場から遠い国の指示ではない、自治体と国が、協力して、適切な方法を見いだすことだ。分権改革への関心は、地方でも低下していると指摘される。必要性のない国の指示権拡大に反対する声が少なかったのは残念だ。国の介入を傍観する自治体が増えるようでは、再中央集権化がますます進んでしまう。佐賀県の山口祥義知事は、県議会で「指示権が将来なし崩しに適用され、地方自治の根幹を壊してしまうことにならないか」と懸念を表明した。

琉球新報、「改正自治法が成立 不当な介入拡大危惧する」。指示権拡大は、地方分権に逆行す

る可能性をはらむ。時の内閣の恣意的な判断による自治体への介入をどうしていくのか、国民の懸念を払拭することが国会に求められる。成立後も立法府の責任は減じられることはない。この問題は、政党間ではなく、中央と地方の関係の問題です。

今、市役所の仕事を見ていると、国から予算をもらうために様々な計画を出し、ある程度、国が準備したメニューに沿ったものを選択させられていて、しかも、決して十分な予算が来ているわけではないように見受けられます。1回目の質問で、自治体がそれぞれ特性を生かし、独自の施策を展開しようとするには何が必要かお尋ねしました。地域の現状、実情を把握し、自治体自らが裁量と責任で行うことが必要とのお答えでした。

実際、地域の実情を一番把握しているのは自治体です。住民の命を守るには何が必要か、自治体が自ら考え、それに対して国が予算を十分に手当てするほうが無駄は少ないはずです。全国一斉休校のような失敗もしなくて済みます。新聞各紙が警告を発しているように、今地方が黙っているのは、次第に国のグリップが強くなってきかねません。法律が成立してしまったから仕方なく受け入れるのではなく、全ての自治体が地方の自立性が担保されるよう、しっかりと声を上げておく必要があるのではないのでしょうか。

ぜひ市長にも意見表明をする機会、例えば市長会や記者会見などの場で水俣市の意思を表してほしいと思いますけれども、この点を伺って、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えいたします。

この制度につきまして、自治体の全体が声を上げるべきじゃないかと、また私に対してもいろんな機会で発言をしたほうがいいんじゃないか、ということの御質問でございました。

今回の議会でも、市の考えにつきましては、この本会議で答弁をさせていただいているとおりであります。また、熊本県市長会においても既にコメントをしておりますので、市から改めて発言をすることは、今のところ考えておりません。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時21分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。公明党の牧下恭之です。

通告に従い、順次質問いたします。

初めに、人口減少・少子化対策について。

公明党は、2月から3月にかけて実施した、「少子高齢化、人口減少への対応に関する自治体アンケート」の調査結果を公表しました。能登半島地震で被災した石川県などは対象外とし、46都道府県と全国1,304市区町村、回答率75.6%から回答を得ました。

市区町村のうち、32.5%が自治体としての存続が「危うい水準」との認識であり、子育て・教育、少子化対策で優先的に取り組むべき課題に、「若者の働き方や雇用環境の改善」を挙げた自治体が最多となっております。「小中学校の給食費を全国で無償化」や、「子ども医療費助成を18歳まで拡大」なども多かったことから、記者会見で石井幹事長は、「子育てに係る経済面での助成が重要だ」と述べております。私もこの急激な人口減少に歯止めをかけることが重要であると思います。少子化の流れを反転させるには、若年世代が将来に希望を持てる環境づくりこそ急務であります。

そこで、3点質問いたします。

水俣市は、「消滅可能性自治体」として、10年前と今回発表されたが、それを受けて市の認識はいかがか、お尋ねをいたします。

若年世代が将来に希望を持てる子育て環境づくりにどう取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

この消滅可能性自治体の危機をチャンスと捉え、危機管理のプロジェクトを立ち上げて、共に危機感を感じている市、県、大学等と、官民一体で取り組んではどうか、お尋ねいたします。

次に、小中学校給食費の無償化について。

少子化は、日本が直面する最大の危機であります。少子化の加速に歯止めがかからない、死亡数と出生数の差による人口の自然減は過去最大です。水俣市も、しかりであります。

このまま少子化や人口減少が続けば、地域社会や経済活動を維持することは難しくなります。危機的状況を水俣市民で共有して、若い世代の将来への不安を解消して、安心して子供を産み育てられる環境整備に全力を注ぐときだと思います。

少子化対策を強化するための、改正子ども・子育て支援法が6月5日に成立をしました。

改正後には、公明党の「子育て応援トータルプラン」を反映した政府の「こども未来戦略・加速化プラン」に基づき、児童手当や育児休業給付の拡充の支援策が盛り込まれました。特筆すべきは、子育てのライフステージごとに必要な支援が強化された点です。児童手当の拡充では、今年10月分から所得制限を撤廃し、支給期間を高校生年代までに拡大、第3子以降は、月3万円に増額になります。経済不安を抱え、子供を産みたくてもためらう人は少なくありません。経済的な支援を強化するには大変大きいと思います。

水俣市の10年前の小中学校の児童数は1,914人で、給食費は年間約8,700万円であります。現在の小中学校の児童数は1,527人で387人減少しています。給食費は年間約7,700万円です。10年前と比較すると約1,000万円減少しています。5年後はどうかといいますと、小中学校児童数は1,231人で296人減少し、給食費は年間約6,300万円となる予測です。10年前と比較すると、給食費は年間約2,400万円減少予測です。少子化対策は急務事項です。

また、2019年度より高岡市長は、教育の格差の是正、保護者に対する子育て支援、教職員の業務負担を軽減として、学校給食費1人につき1,000円の補助金を開始されてから6年目になりました。保護者負担は約1,440万円減額となります。

さらに、学校給食の物価高騰分では、給食費の値上げを行わず、保護者の負担増にならないよう対応していただきました。今議会の補正でも約1,000万円予算提出されています。保護者の皆様は、大変に感謝されております。

10年前から小中学校児童数は、387人減少し、5年後にはさらに296人減少します。少子化対策が大事になってきました。

水俣市においても、学校給食費の無償化が実現すれば、今、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への経済的な負担軽減・少子化対策、定住・転入促進につながる効果が考えられます。

ここで、3点質問いたします。

県下14市の状況はいかがかお尋ねいたします。

学校給食費の無償化については、財源の確保という課題があることは認識していますが、実現することによって生じる効果も大きくあると考えています。無償化によって考えられる効果をどのように考えているかお尋ねをいたします。

学校給食費の無償化は、生活困窮に陥る子育て世帯への生活支援にも、私はつながると思います。本当に困っている人を助けるため、つまり、福祉の中の福祉と考えればと思います。給食費の無償化は、水俣市に必要と考えるがいかがか、お尋ねいたします。

次に、軟骨伝導イヤホンの導入について。

市役所での来庁者の中には、声が聞き取りづらい方の場合には、窓口で大きな声での対応になってしまうこともあるのではないかと思います。

そこで、2点質問いたします。

高齢者など声が聞き取りづらい来庁者に対して、現在、市民課窓口ではどのような対応をされているのか、お尋ねいたします。

また、窓口での対応の声が大きくなった場合、懸念されることは何かお尋ねいたします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

白本市長公室長。

(総務企画部市長公室長 白本亮君登壇)

○総務企画部市長公室長(白本 亮君) 初めに、人口減少・少子化対策について、順次、お答えします。

まず、水俣市は消滅可能性自治体として10年前と今回発表されたが、それを受けて市の認識はいかがか、との御質問にお答えします。

初日の真野議員でも答弁したとおり、今回の人口戦略会議の報告内容によると、2020年から2050年までの30年間で、20歳から39歳の若年女性人口が、50%以上減少する自治体が、「消滅可能性自治体」とされており、本市もこの中に含まれています。

この報告は、2014年に一度行われており、本市の若年女性人口の減少率は62%でしたが、今回の結果では51.3%となっており、前回の結果より10%ポイント以上改善しているとの報告もされています。

これらの数字のみをもって、本市の人口減少について、全てを判断することは難しいところではありますが、本市の人口が年々減少している事実には変わりありませんので、一つの提言として真摯に受け止め、若年層世代を中心とした人口減少対策に取り組む必要があると認識しています。

○議長(岩村龍男君) 堤福祉環境部長。

(福祉環境部長 堤茂君登壇)

○福祉環境部長(堤 茂君) 次に、若者世代が将来に希望を持てる子育て環境づくりにどう取り組んでいくのか、との御質問にお答えします。

全ての子供や若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、社会全体で子供や若者に関する「こども施策」に取り組むことになりました。

この「こども施策」は、子供に関することのみならず、教育・雇用・医療など幅広い分野にわたるものです。

本市でも、これまで、「誰もが安心して産み育てられるまち みなまた」を目指し、子育て支援等に取り組んできており、今回の国が目指す方向性と合致するものと考えております。

一方で、先ほど述べましたとおり、人口が減少している状況を踏まえ、若年層世代を中心とした人口減少対策に、より一層取り組む必要があると認識しております。

そのため、本年度から市長を本部長とする推進本部等を立ち上げ、全庁横断的に、子供に関する計画づくりや「こども施策」の協議・検討に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、本市の若者世代が将来に希望を持てる社会環境づくり、こどもまんなか社会に向けた

取組を進めてまいります。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

（総務企画部長 原弘樹君登壇）

○総務企画部長（原 弘樹君） 次に、この消滅可能性自治体の危機をチャンスと捉え、危機管理のプロジェクトを立ち上げて、共に危機感を感じている市・県・大学等と、官民一体で取り組んではどうか、との御質問にお答えいたします。

本市では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進並びに地方創生に向けた自治体SDGsの推進に当たり、専門的見地から意見を聴取するとともに、広く関係者の意見を反映するため、水俣市地方創生SDGs総合戦略会議を設置しています。

水俣市地方創生SDGs総合戦略会議は、現在、産業団体関係者、教育機関関係者、学識経験者、行政機関職員、金融機関関係者、労働団体関係者等による委員14名と、顧問1名の15名で構成しています。

本年度からは、ここに、デジタル関連の施策等の推進を図っていくため、デジタル分野に精通した有識者に新たに参画していただくこととなっています。

議員御提案の件につきましては、まずは、この会議で危機感を共有しながら、官民一体となり、取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 国立社会保障・人口問題研究所によりますと、我が国の総人口は2100年には、6,277万人に半減し、高齢化率は40%に達するとされています。もう既に、水俣市は、高齢化率は40%を超えています。急激な人口減少が続けば、市場の縮小によって経済社会システムの維持が困難になり、行政機能にも影響を及ぼしかねません。

打開には、少子化対策の抜本強化が不可欠であります。結婚や出産、子育てを望む若い世代が、経済的な事情などで諦めざるを得ない状況を早急に改めなければなりません。政府や企業は、さらなる賃上げに加え、長時間労働の是正をはじめ、育児との両立支援策を拡充すべきだと言われていると思います。

一方、報告書では大都市を中心に、流入人口が多いものの、出生率が低い自治体を「ブラックホール型自治体」と称し、出生率向上への対策を求めています。地方の若い女性が都市部に流出するのは、正規雇用の選択肢が少ない雇用環境が要因と指摘をされています。

重要なのは、男女、地域を問わず、誰もが安心して働ける雇用の創出であります。官民挙げた取組が必要だと思います。

若者の働き方や雇用環境の改善に、どう取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 牧下議員 2 回目の御質問にお答えします。

若者世代が働きやすい雇用環境の改善について、どう取り組んでいくのか、との御質問でございました。

雇用環境の改善につきましては、基本的には市内事業者が主体となって行いますが、市としては、市内事業者に対して、雇用環境の改善に向けた啓発と併せて、企業支援員が企業訪問時に適宜アドバイスや面談を行うなどの支援を行っているところです。

そのほかにも、企業のトップが、社員の仕事と結婚や、子育て・介護などの充実した生活ができるように応援することを宣言する「よかボス宣言」にも取り組み、広報みなまたで、宣言をした事業者を紹介しています。

今後も、若年世代が働きやすい雇用環境の改善が進みますよう、これらの取組を継続していきたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 次に、学校給食費無償化について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、学校給食費無償化について、順次、お答えします。

まず、県下14市の状況はいかがか、との御質問にお答えします。

県下14市におきましては、荒尾市が平成29年10月から小学校のみ、宇城市が令和5年8月から小学校及び中学校の給食費を無償化しております。

本市におきましては、令和元年度から月1,000円の給食費補助を行い、令和4年度からは、国の地方創生臨時交付金を活用し、食材費高騰分を補填しており、県内14市の中では、無償化を行っている宇城市及び荒尾市を除くと、保護者の給食費負担は一番少なくなっています。

次に、無償化によって考えられる効果をどのように考えているか、との御質問にお答えします。

給食費の無償化によって、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援等の効果があると考えております。

次に、給食費の無償化は、水俣市に必要と考えるがいかがか、との御質問にお答えします。

本市では、将来を担う子供たちとその家庭を支援し、子育てしやすい地域づくりを実現するための施策の一つとして、給食費の段階的無償化に取り組んでおりますが、近年は、コロナ禍後の物価高騰に直面する子育て世代への生活支援としても、その重要性が高まってきていると考えられます。

給食費の無償化は、水俣市にとって必要なことと考えておりますが、多額の一般財源が必要となりますので、今後も財政状況等を踏まえながら、段階的無償化に取り組んでまいりたいと考え

ております。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 これからの小中学校の給食費の無償化について、どの自治体も財源が最大の課題であります。

大阪府交野市は、子育て世帯の経済的な負担を減らそうと、市の基金で購入する国債などから得られる金利や市の借入金の返済期間を短くすることによる金利の圧縮などで、年間約1億円余りの費用を捻出するとしています。

福島県の北部にある土湯温泉では、東日本大震災の直後から、観光客が激減したことから、危機感を持つ地元の温泉協同組合が主体になり、自然エネルギーによるエコな温泉地として、2015年11月に、「土湯温泉16号源泉バイナリー発電所」が運転を開始しました。出力400キロワットの地熱発電所が安定した売電収入を生み出しています。年間に1億2,000万円の売電収入、その収益の一部を地元の小学校に通う児童の給食費と教材費を全額支援、高齢者や高校生にバスの定期券を寄贈しています。また、発電所が排出する温水を生かして、エビの養殖事業にも取り組んでいます。

また、鹿児島県霧島市にバイナリー方式で、出力4,990キロワットで2026年度末、運転開始を予定されています。

国においても、昨年6月に「こども未来戦略方針」が閣議決定をしました。その中に、学校給食の無償化の実現に向けて、具体的方策を検討すると示されております。近い将来、国による学校給食費の無償化の実施はあると思います。

しかし、水俣市には猶予はありません。国の施行を待っておられない状況であります。学校給食費の無償化の財源を生み出す事業を考えているのか、お尋ねをいたします。

無償化は、子育て家庭の負担軽減でなく、給食費の未納問題の解決など、多くの利点があります。経済的に大変な独り親家庭などでは、給食が貴重な栄養源になっています。

様々な課題が山積しているかと思います。「子育てするなら水俣市」というまちづくりに向けて、一日も早い学校給食の無償化実現を期待しまして、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 牧下議員の2回目の御質問にお答えします。

学校給食費の無償化の財源を生み出す事業を考えているか、との御質問でした。

文部科学省の調査によりますと、無償化を行っている自治体では、一般財源、地方創生臨時交付金、ふるさと納税などを財源としております。

本市の学校給食費補助金には、現在、熊本県市町村振興協会市町村交付金を充当しておりますが、無償化を達成するためには、さらに多額の資金を要しますので、そうした財源を生み出す事

業について考えてまいることといたします。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、軟骨伝導イヤホン導入について、答弁を求めます。

鎌田市民課長。

（福祉環境部市民課長 鎌田みゆき君登壇）

○福祉環境部市民課長（鎌田みゆき君） 次に、軟骨伝導イヤホン導入について、順次、お答えします。

まず、高齢者など声が聞き取りづらい来庁者に対して、現在、市民課窓口ではどのような対応をされているのか、との御質問にお答えします。

窓口では、日頃から来庁者のお顔を見て、常にこちらの声が届いていることを確認しながら対応しているところですが、特に、比較的御高齢で、声が聞き取りづらくなるとされる年代の方々に対しては、通常よりもゆっくりとした速さで、聞き取り状況を一つ一つ確かめながら、お話を進めるように心がけております。

次に、窓口での対応の声が大きくなった場合、懸念されることは何か、との御質問にお答えいたします。

職員の声が大きくなることにより、来庁者とのやりとりがほかの来庁者にも聞こえてしまい、個人情報が出てしまうおそれがあることや、ほかの来庁者の対応に支障を来す、あるいは、気分を害してしまうおそれがあることなどが懸念されます。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 軟骨伝導は、音源から内耳に至る音伝導経路の一つであります。この経路は、2004年に奈良県立医科大学の細井学長によって発見されたものであります。従来から知られている気導、骨伝導とは異なることから、「第三の聴覚経路」とも呼ばれています。

難聴であるにもかかわらず、補聴器をしていない人は、自分では聞こえているつもりの方が多く、しかし、本当は完全に聞こえていないので、窓口などで聞き漏らしがあり、社会生活上に支障が生じています。これを解決することは、本人はもちろんのこと、社会全体にとっても大きな利益となります。認知症予防にもなります。

軟骨伝導イヤホンは、耳に軽く当てるだけで利用でき、骨伝導とは違い、骨を圧迫することがないために、装着時の痛みはほとんどありません。また、普通のイヤホンのように耳を塞がないので、外の音も聞こえる状態であります。音漏れも少なく、小声でもはっきり聞こえるので、来庁者の個人情報や、相談内容を周囲に聞かれずに済みます。

宇土市では、市民保険課に軟骨伝導イヤホンが4月に導入をされました。5月20日に宇土市市民保険課を訪ねて、体験をしてまいりました。小さな声でもはっきりと聞こえます。優れものあります。宇土市の担当者は、「スムーズに会話ができ、プライバシー保護の観点からも役立つ

ている」とのことでありました。ワンセット3万円かからなかったそうであります。

そこで、本市の庁舎窓口においても、軟骨伝導イヤホンを導入してはいかがか、お尋ねをいたします。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 牧下議員2回目の質問にお答えいたします。

軟骨伝導イヤホンを、本市でも導入してはいかがか、との御質問を頂きました。

議員御案内の宇土市における軟骨伝導イヤホンの導入は、聞き取りづらさを感じている方や、ほかの方に個人情報を聞かれたくないと考える方などに対して、大変有用であり、市民サービスの向上に寄与する取組であると考えます。

一方で、本市においては現在のところ、機器導入等に対する市民からの要望や「聞こえ」に関する来庁者とのトラブル等の発生はございませんが、引き続き、市民の方々に対する丁寧な対応に努めるとともに、窓口での状況を注視してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 軟骨伝導イヤホンは、金融機関等においても導入が始まっております。2025年の大阪・関西万博でも、軟骨伝導イヤホンの製品をお披露目するようであります。高齢化率も増える中で、市民サービスの一環として、今後導入に向けて準備を進めていただきたいことをお願いいたします。質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 以上で、牧下恭之議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、2時5分まで休憩します。

午後1時57分 休憩

午後2時5分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第44号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第2、議第44号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第45号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 議第45号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第4、議第46号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第14号）

○議長（岩村龍男君） 日程第5、議第47号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第49号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第6、議第49号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第50号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

について

○議長（岩村龍男君） 日程第7、議第50号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第52号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

○議長（岩村龍男君） 日程第8、議第52号令和6年度水俣市一般会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第53号 令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩村龍男君） 日程第9、議第53号令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第54号 令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩村龍男君） 日程第10、議第54号令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第55号 令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩村龍男君） 日程第11、議第55号令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第56号 令和6年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（岩村龍男君） 日程第12、議第56号令和6年度水俣市水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第57号 令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（岩村龍男君） 日程第13、議第57号令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第44号から議第47号、議第49号、議第50号、議第52号から議第57号までの議案12件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（岩村龍男君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、7月4日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、7月3日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時8分 散会

令和6年7月4日

令和6年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

令和6年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第5号）

令和6年7月4日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前11時29分 閉会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	淵 上 美 緒 君
吉 野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木 戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	藤 本 壽 子 君
高 岡 朱 美 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡 本 広 志 君）	主 幹（橋 本 晃 君）
主 任（宮 崎 聖 子 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 12人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（原 弘 樹 君）	福祉環境部長（堤 茂 君）
産業建設部長（田 中 真 也 君）	総務企画部次長（岡 本 夫美代 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	上下水道局長（永 田 久美子 君）
総合医療センター事務部総務課長（竹 下 昭 博 君）	総務企画部市長公室長（白 本 亮 君）
総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）	総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）

○議事日程 第5号

令和6年7月4日 午前10時開議

第1 議第44号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

第2 議第45号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第3 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

第4 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第14号）

第5 議第49号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第50号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支
援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第52号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

第8 議第53号 令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第9 議第54号 令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第10 議第55号 令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

第11 議第56号 令和6年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

第12 議第57号 令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第13 陳第1号 現行健康保険証について当面の間の存続を求める陳情について

第14 委員会の閉会中の継続調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

発言取消しを求める動議

午前10時0分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ち、諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から委員会審査報告書、閉会中継続調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、令和6年1月分から3月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

（「議長、動議を提出します」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 令和6年6月25日の本会議における平岡朱議員の発言取消しを求める動議を文書により提出します。

（「賛成」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） ただいま、真野頼隆議員から平岡朱議員の発言取消しを求める動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

ここで、文書配付のため、暫時休憩します。

午前10時2分 休憩

午前10時20分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって、発言の取消しを求める動議を急施事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

発言取り消しを求める動議（日程追加）

○議長（岩村龍男君） それでは、発言取消しを求める動議を議題とします。

発 言 取 り 消 し を 求 め る 動 議

令和6年6月25日の本会議における平岡朱議員の発言の取り消しを求め、動議を提出します。

記

取り消しを求める発言 別紙のとおり（別紙省略）

令和6年7月4日

提出者

水俣市議会議員 真 野 頼 隆

賛成者

水俣市議会議員 吉 野 誠

水俣市議会議員 田 口 憲 雄

水俣市議会議員 桑 原 一 知

水俣市議会議員 牧 下 恭 之

水俣市議会議員 杉 本 康 宏

水俣市議会議員 木 戸 理 江

水俣市議会議員 小 路 貴 紀

水俣市議会議員 森 川 武 治

水俣市議会議員 淵 上 美 緒

水俣市議会議員 松 本 和 幸

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

○議長（岩村龍男君） 地方自治法第117条の規定により、平岡朱議員の退席を求めます。

（平岡朱君退場）

○議長（岩村龍男君） 動議の説明を求めます。

真野頼隆議員。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 提出者を代表いたしまして、説明をいたします。

去る令和6年6月25日の一般質問で、平岡朱議員が、水俣病問題のところで「水俣病の被害地域とそうでない地域を、国が一方的に分けて線引きをした」というような発言がございました。

我々がいろいろ調べた結果ですね、環境省のホームページとかを見てみると、国と被害者団体の方々が、数回の議論を経て、対象地域あるいは対象年度ということで、両者の一致により、いろんなそういう対象地域が決められておりまして、国は一方的に決めたのではないということがあります。ということは事実と反する。そういうやっぱり事実と反することを、一般質問の中であたかも事実であるような発言は許されないことであり、私は、「国が被害地域とそうでない地域を一方的に分けたことは、まさに不当な線引きであり、」という、その箇所の発言取消しを求

めるものであります。

議員の皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 以上で、動議の説明は終わりました。

これより動議の説明に対する質疑に入ります。

本動議について質疑はありませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ここで平岡議員から、地方自治法第117条ただし書の規定による発言の申出がありますので、これを同意したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって、地方自治法第117条ただし書の規定による平岡議員の発言を認めることに同意することに決定しました。

それでは、平岡議員の入場をお願いします。

（平岡朱君入場）

○議長（岩村龍男君） 平岡議員に発言を許します。

○平岡 朱君 日本共産党の平岡朱です。

先ほど、私の発言について取消しの動議が出されましたので、そのことについて意見を申し上げます。

先日の議会運営委員会で、6月25日に行った私の水俣病問題についての一般質問の中で、「国が被害地域とそうでない地域を一方的に分けたことは、まさに不当な線引きであり、」と発言したことについて取消しを求められました。

そのときの議会運営委員会で、真志会の真野頼隆議員から、特措法のときは、特定の団体との協議が行われたという旨の発言、また、先ほどの議会運営委員会でも被害者団体との協議をした、だから事実と異なるという旨の発言がありましたが、それは言葉のとおり、一部の特定の団体との協議であり、被害者全体に及ぶ話ではありません。私は、被害者全体の立場で考え、発言をしました。実際に、不当な線引きによって救済されなかった被害者が存在します。そのような被害者たちの立場に立てば、国が一方的に決めたことであるとの表現になって当然ではないでしょうか。一方的にというのは、独断でということではありません。特措法の対象地域以外にも被害者がいること、国が被害者全体の側には立たず、一方的に決めた線引きによって救済されず、今も苦しむ人がいる。だからこそ、あとう限りの人が救済されるためには、まずは、不知火海全域の健康調査を行うことが大前提であると、健康調査を行うべき国に対し、早急に、健康調

査を実施するよう水俣市からも強く要請すべきではないかと結んだのです。

それが、私が一般質問での、この場面で一番伝えなかったことです。

改めて、発言の取消しには応じないことを申し上げまして、意見いたします。

○議長（岩村龍男君） それでは、平岡議員の退席を求めます。

（平岡朱君退場）

○議長（岩村龍男君） これより本動議に対する討論に入ります。

本動議については、討論はありませんか。

高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

6月25日の平岡朱議員の発言取消しを求める動議について、反対討論を行います。

全ての公務員には、憲法遵守義務があります。中でも、憲法第13条は、最も大事だということも多く法律家が指摘しています。第13条は「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とあります。国民の命、自由、幸福追求の権利は、国政の上で最大限尊重されなければなりません。市議会にもその役割が求められています。

水俣病の被害は、交通事故に例えれば、過失割合は0対10です。10の過失を負っている加害者が、被害者に補償するのは当たり前です。それを積極的にせず、できるだけ補償する相手を減らそうとした、その姿勢が、多くの被害者を裁判に向かわせてきました。

さらに、裁判で勝訴判決を勝ち取っても、国もチッソもすぐに控訴、上告へと被害者を苦しめ続けました。次の裁判では、判決が出る前に命が尽きるかもしれない。こういう原告を抱え、和解という苦渋の選択をさせたのは、こういう国の姿勢です。

本動議の提出者から、国と被害者団体で協議して救済範囲を決めたのだから、一方的という表現は取り消すべきとの主張がありました。

平岡議員は、先ほど意見を述べたように、そのような狭い意味で一方的と表現したのではなく、水俣病問題全体を見たときに、裁判しか救済の道を与えなかったこと。どこまで被害が広がっているか、全体像をつかむ調査をせず、被害地域とそうでない地域を分ける作業をしたこと。さらには、被害者を特定する作業を、加害者である国の主導で行うなど、被害者からすれば、一方的以外の何物でもない手法で切り捨てられてきた人がたくさんいる、これを指して表現したものです。

水俣病問題における国の姿勢は、国民の命を最大限尊重しているとは思えません。

水俣市議会も、水俣病被害地域として、このような経緯にこそ着目をし、市民の命を最大限尊重する立場に立って、国は、あとう限りの命を救うために力を尽くしてほしい、このような議会

の本来的役割に立った主張こそすべきではないでしょうか。

以上、理由を述べ、平岡議員の発言削除動議に対して、断固反対することを表明し、討論を終わります。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論ありませんか。

桑原議員。

○桑原一知君 真志会の桑原一知です。

私は、平岡朱議員の発言取消しについて、賛成の立場で、討論いたします。

国が被害地域と、そうでない地域を一方的に分けた不当な線引きであった、との主張は真実ではありません。環境省の資料にもあるように、水俣病問題の解決に向けた経緯では、国は、主要な団体から意見を聴取し、対象地域や対象年齢など、和解に向けた協議を実施しています。

また、対象者の判定は、原告及び被告が設置する第三者委員会において協議されており、国が一方的に分けた、線引きした、という主張は間違いであり、発言の取消しについて賛成であります。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論ありませんか。

松本議員。

○松本和幸君 この特措法をつくるとき、私は当時議長をしております、市長は革新でございまして、全然動いていなかったんで、私のほうが、国といろいろお話をさせていただきました。

自民党として、この特措法の原案づくりでは、亡くなられた園田博之さんでございまして、園田さんとも、数回お会いしていろんな話をさせていただきました。特措法をつくるに当たって、多くの皆さんの意見を聞きながら、つくっていかねばいけないというのが園田さんの考えでございまして、私もそれに賛成をしたわけです。

当時、4つの団体がありましたので、4つの団体の代表の方とも、お話をさせていただき、そして不知火会の弁護士とお話をさせていただき、そして政治的にも、水俣病を担当されている会派の人たちともお会いをして、何とかこの特措法成立をお願いをいたします、ということでお願いをしまして、水俣に帰りまして、議長室で、不知火会の弁護士とも、夕方2時間半かけてお話をさせていただき、この不知火会は当時裁判をしておりましたので、なかなか難しい状況ではありましたが、最終的に、結果的に裁判を取り下げていただいて、この特措法に賛成をしていただいた。政治家としても、ほとんどの政治家が賛成をしておるわけでございまして、一方的というこの考え方は、もう私にとっては、何を言ってるんだというような感じをします。

全てのところに、私自身も実際回ってお話をさせていただいて、そして、皆さんがそれに賛同していただいた。当時の園田さん、国対委員長だった大島さんも含めて、すぐ、大島さんは当時

の、麻生総理とも話をさせていただいて、何とか今国会で成立をさせるから、というようなことまで言っていたというのでございますので、私はこの文言に対しては、一方的ということとは間違っているということで、反対をします。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論ありませんか。

小路議員。

○小路貴紀君 真志会の小路貴紀です。

平岡朱議員の発言取消しを求める動議について、賛成の立場から討論します。

先ほど平岡議員からありましたけれども、いわゆる特措法に関しては、紛争が続いておった団体等の解決を図る上で、その後、広く救済するということでの対応が行われましたので、どういった救済をやっていくかという手続上の関係で、いろんな各団体と協議したということが否定されるものではないと思います。

また、平岡議員、高岡議員両名、「あとう限り」という言葉を使われましたけども、現在、このあとう限りという言葉が断片的に使われていることに、非常に懸念をいたします。新聞各社等も、あとう限りという言葉だけを使いますが、特措法に書かれておるのは、救済されるべき人々があとう限り救済というふうに書いてあります。救済されるか否かの判定や判断が行われ、救済されるという方々に対しては、その方々があとう限り救済されるべきだということでございますので、断片的にあとう限りという言葉だけで、扱うのは非常に危険であるということで、今後の対応も含めて警鐘を鳴らしておきたいというふうに思います。

それでは、まず1点目に、水俣病特措法は、平成21年7月に成立し、その後、国、いわゆる環境省が主体となって、認定申請及び被害からの救済を訴えていた出水の会、芦北の会、獅子島の会の主要3団体をはじめ、各団体との協議の中で、対象地域などについて国が提案をし、以後、各団体からの意見聴取及び協議を重ねた結果、救済措置の方針が決定し、平成22年5月から申請受付、救済と進んでいった経緯について、環境省は情報を公開しています。このことから、国が一方的に不当な線引きをしたとする発言は、事実と反しており、そのことを議会運営委員会で指摘され、調べる時間があつたにもかかわらず、発言取消しを受け入れなかった姿勢は強く非難されるべきです。

平成7年の政治解決に続き、何とか全面解決を図りたいとする当事者同士及び関係者、地域の思いから、認定申請及び被害からの救済を訴えていた団体のみならず、団体に加盟していない方々も広く申請、救済の対象とし、結果、一時金210万円対象と、被害者手帳対象で合計5万人を超える方が救済されたことは周知のとおりです。そして、特措法による被害からの救済を求めた主要団体は、認定申請の取下げを行うなど、一切の紛争を解決することを受け入れられ、新たな紛争もなく現在に至っております。また、特措法救済と同時期には、熊本地裁における和解協議

が進められ、対象者の判定は、原告及び被告が設置する第三者委員会において行われました。そして原告によるその余の請求の放棄、認定申請の取下げなどが行われることにより、一切の紛争を解決することが当事者間で確認され、特措法救済とほぼ同じ内容で和解の成立に至りました。当時、関係団体や支援団体がWebにアップしたり、新聞各社などの報道機関が大きく取り上げたことから、救済及び和解への機運が高まりました。

要は、対象地域などの範囲は、国や各団体との協議による合議の結果であり、熊本地裁の和解においても、原告と被告の当事者間で確認された経緯からも、国による一方的な不当な線引きはなかった裏づけであり、5万人以上の方々が救済及び和解による解決に至ったことは、各団体からの救済措置の方針に、一定の理解がなければ実現し得なかったと言えます。苦渋の決断だったとはいえ、救済や解決に向けて尽力された、当時の当事者及び関係者、地域を含めた利害関係者などの労苦を無にしてしまう発言であることは明白です。

2点目に、国はこれまで被害地域の振興のために支援をしています。本市においても、水俣・芦北地域振興計画をはじめ、国及び県を通した補助金などを活用した事業を実施しています。事実をねじ曲げ、一方的に国を批判する行為は、国と本市・市議会との信頼関係を損ねるおそれがあります。

3点目に、発言者の平岡議員は、これまで、子供たちが水俣病の歴史を正しく理解することが望ましいとか、子供たちが水俣病の教訓をつないでいってほしいといった趣旨の発言をされています。大人が、しかも議場において、正しい理解をしようとせずに事実をねじ曲げてでも、発言の自由とか主義・主張を優先するかのような行為は、大きな矛盾です。結局、水俣で生まれ育ったというだけの理由で子供たちには重い責任を背負わせ、大人たちは、勝手な解釈で好き勝手やればいいというものではありません。

4点目に、議員の勝手な解釈で事実と反する発言など、同じことが繰り返される今の議会は、正常とは言えません。神聖な議場において、事実に基づかない発言の自由などあり得ません。発言には責任が伴うことを強く認識すべきです。そして、発言内容を確認する時間と機会を得られていたにもかかわらず、議会に混乱を来すことをあえて行うことで、議場の秩序を乱す行為は許されません。今後とも、議員一同で断固とした姿勢を貫きたいと願いますが、この点については議会改革特別委員会における徹底的な議論に委ねたいと思います。

以上の観点から、議会は事実に基づいた議論が交わされる場であり、そのことこそが品位を保つことにつながります。

議員各位におかれましては、発言取消しの動議に対する御賛同をお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論ありませんか。

藤本議員。

○藤本壽子君 I's水俣の藤本壽子です。

この動議に対して、反対の立場で討論いたします。

残念ながら、私は各団体に全部話を聞いておりません。それで、このことについて、新たにきちんとした討論を避けたいというふうに思っていました。賛成の立場で反対をされた方々の話を聞いていると、全ての団体が、これに対して賛同したと、心から賛同したということでの討論のようでございますので、そのことについては、私は聞いていることがございますので、討論したいと思います。

それは確かにある団体が説明に来られました。そして地域のことについても言われましたが、決してそのことについて納得したわけではなかったけれども、その説明について大まかには了承したということと言われてまして、その団体の方がおっしゃるのは、国が被害地域とそうでない地域を一方的に分けたことは不当であるということについて、一方的に分けたわけではないという主張であるならば、それはどのような理由かということを知りたい、というふうに述べておられました。つまり、最終的には、いろんな、その団体の気持ちや、またそれに対する傍観的な立場の患者団体もあったと思いますけれども、最終的には、国がやはり決めたということは間違いないわけでありまして、そこから漏れる被害者がたくさんいたということは、今の訴訟の事実やそのことでの範囲内でたくさんの人たちが苦しい思いで、今、患者さんたちがいるわけなんですね。そのところでいうと、一方的に分けたわけではないということであるならば、反対にそのことの理由を説明してほしいという団体があったので、私はそのことを討論の趣旨したいと思います。

平岡朱議員の発言に対しては、私は、被害者の立場、そして、水俣市の利益にならないというようなことも述べられたいろんな方と話をしましたけれども、そうではなくて、水俣市の中にも被害者の方がおられるわけで、そこに寄り添った発言をされたと思いますので、このことについて、私は発言について、賛成をしたいと思います。以上です。討論を終わります。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論ありませんか。

小路議員。

○小路貴紀君 休憩。

○議長（岩村龍男君） 暫時休憩します。

午前11時2分 休憩

午前11時3分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤本議員に確認をしたいと思います。今回の動議に対しての賛成あるいは反対の語尾を確認を

したいと思いますが、藤本議員。

○藤本壽子君 動議に対して反対でございます。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（岩村龍男君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

本動議は、電子表決システムによる採決をいたします。

本動議に賛成される議員は、電子表決システムで賛成のボタンを押してください。

（「賛成」の議員は賛成ボタンを押す。）

○議長（岩村龍男君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（岩村龍男君） ボタンの使用を終了します。

賛成多数であります。

したがって、本動議は可決いたしました。

それでは、平岡議員の入場をお願いします。

（平岡朱君入場）

○議長（岩村龍男君） それでは、平岡議員に申し上げます。

平岡朱議員の発言取消しを求める動議は可決されましたので、お伝えします。

議長において、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、平岡朱議員の発言の取消しを命じます。

日程第1 議第44号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議第45号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第14号）

日程第5 議第49号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第50号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て

て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第 7 議第52号 令和 6 年度水俣市一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 8 議第53号 令和 6 年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議第54号 令和 6 年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第10 議第55号 令和 6 年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第11 議第56号 令和 6 年度水俣市水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第12 議第57号 令和 6 年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第13 陳第 1 号 現行健康保険証について当面の間の存続を求める陳情について

○議長（岩村龍男君） それでは、本日の議事を進めます。

日程第 1、議第44号専決処分の報告及び承認についてから、日程第13、陳第 1 号現行健康保険証について当面の間の存続を求める陳情についてまで、13件を一括して議題とします。

順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長、真野頼隆議員。

（総務産業委員長 真野頼隆君登壇）

○総務産業委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、議第44号専決処分の報告及び承認について、専第 2 号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、個人住民税の定額減税実施に伴う特別税額控除に係る規定の新設、固定資産税における償却資産の課税標準特例の追加等であるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、「わがまち特例」について、バイオマス発電設備の追加があったが、ほかに、どのようなものがあるのかただしたのに対し、再生可能エネルギーについては、特定バイオマスのほか、太陽光、風力、水力等があり、その発電設備に関しては、本市では事例はない。ただし、水質汚濁防止法に規定する特定施設または指定地域特定施設を設置する工場または事業所の汚水または廃液の処理施設に関する課税標準額の特例については、事例があるとの答弁がありました。

また、定額減税について、対象者は手続を行う必要があるかただしたのに対し、普通徴収及び年金特別徴収の場合は、納付書等で調整する。特別徴収の場合は、特別徴収義務者である事業者に対して通知し、納めていただくので、特に対象者に負担はないとの答弁がありました。

あわせて、1年間の所得税が3万円に満たない場合は給付で対応するが、住民税が1万円に満たない場合はどうするのかただしたのに対し、住民税及び所得税ともに、減税しきれなかった額を1万円単位で切り上げて、今年の夏以降に調整給付として別途支給するとの答弁がありました。

さらに、個人事業主で、専従者控除の対象となる方が家族の中で扶養者として数えられず、給付がないことが問題となっているが、どう対応するのかただしたのに対し、まだ国から具体的な通知が来ていないため、専従者給与の方は、今のところ定額減税も調整給付も対象外となるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第45号専決処分の報告及び承認について、専第3号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、国民健康保険税の算定における後期高齢者支援金等課税額の課税限度額引上げ及び軽減判定所得の見直しであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第47号専決処分の報告及び承認について、専第5号令和5年度水俣市一般会計補正予算第14号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等により、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、事業費の確定に伴い予算額の調整を行っている。

財源としては、第14款国庫支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、袋インター関連道路改良事業及び牧ノ内・大迫線道路改良事業の変更を計上している。

また、地方債の補正として、公営住宅建設事業外4件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、林道開設事業について、現在、伐採事業が多く、林道開設時の汚泥が海に多く流出していると漁業関係者から話を聞いたが、現状はどうかただしたのに対し、そのようなことが起こらないよう業者に指導・指示を行っているが、業者によって認識の違いもあるため引き続き指導をしていきたいとの答弁がありました。

あわせて、現在林道をつくっているのはどこかただしたのに対し、現在古里地区に開設するた

めの入札準備中で、まだ業者は決まっていない。これは市が管理する林道であり、一般事業者、林業事業体の作業道や林道とは違うものであるとの答弁がありました。

さらに、林道開設の目的をただしたのに対し、間伐、伐採、再造林といった一連の林業施業のための道路であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第49号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市営住宅の収入基準について、裁量階層世帯に係る子育て世帯の対象範囲を拡大し、居住の安定を図る必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、対象範囲を18歳まで拡大することだが、18歳となった年度までなのか、誕生日までなのかただしたのに対し、18歳となった年度までであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第52号令和6年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の減額のほか、第5款農林水産業費に、物価高騰対策事業補助金などを計上している。

財源としては、第14款国庫支出金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整している。

このほか、債務負担行為の補正として、公用車購入費の変更を計上している。

また、地方債の補正として、公営住宅建設事業外2件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、物価高騰対策事業補助金について、農業用機械導入補助の内容をただしたのに対し、経費の3分の1を県、3分の1を市が負担し、市の上限は28万円である。3戸以上の団体で申請できるとの答弁がありました。

あわせて、以前申請したものの採択されなかった事例があるようだが、詳細についてただしたのに対し、導入する機械の性能に対して最低限必要な面積を満たさなかったものや、自主的に申請を取り下げた事例もあるとの答弁がありました。

また、漁業経営安定化のための燃料油補助の内容をただしたのに対し、令和6年2月から令和7年1月分までの1年間を対象としている。令和6年2月から5月までは1リットル当たり8円、6月から令和7年1月までは、価格の変動に応じて補助を行うこととし、1リットル当たり30円を上限としているとの答弁がありました。

また、市営牧ノ内団地6号棟建設について、社会資本整備総合交付金が減額交付されることになったとのことだが、能登半島地震の影響かただしたのに対し、割合等は不明だが、そのような情報は入っているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第56号令和6年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和6年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を1,430万1,000円増額して、補正後の収益的収入の額を4億5,457万7,000円に、収益的支出の額を1,273万7,000円増額して、補正後の収益的支出の額を4億1,601万9,000円とするものである。

補正の主な内容としては、収益的収入には退職給付負担金の増額、収益的支出には、職員の人事異動に伴う人件費の増額を行っているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第57号令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和6年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を280万6,000円増額して、8億4,589万3,000円に、収益的支出の額を280万6,000円増額して、8億4,589万3,000円とし、令和6年度水俣市公共下水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を56万5,000円増額して、1億5,928万4,000円に、資本的支出の額を56万5,000円増額して、4億2,896万7,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的収入において、職員の人事異動に伴う他会計補助金の増額を行っている。また、収益的支出において、職員の人事異動に伴う人件費の増額を行っている。

このほか、資本的収入において、職員の人事異動に伴う他会計補助金の増額を行っている。また、資本的支出において、職員の人事異動に伴う人件費の増額を行っているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、一般会計からの補助金についてただしたのに対し、公共下水道事業には、雨水事業と汚水事業がある。雨水事業は一般関係で負担すべきものであり、今回の人件費は補助金として繰り入れているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、厚生文教委員長、牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、議第46号専決処分の報告及び承認について、専第4号水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正による自己負担額の引下げを4月から適用することに伴い、本案のように専決処分を行ったものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第47号専決処分の報告及び承認について、専第5号令和5年度水俣市一般会計補正予算第14号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等により、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、事業費の確定に伴い予算額の調整を行ったほか、第2款総務費に、住民基本台帳事務経費を計上している。

なお、財源としては、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、住民基本台帳事務経費の追加及び水俣病資料館整備事業の変更を計上している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第50号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第52号令和6年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の減額のほか、第3款民生費に、放課後児童健全育成事業、第4款衛生費に、予防接種事業、第9款教育費に、物価高騰対策水俣市学校給食会計補助金などを計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

このほか、債務負担行為の補正として、水俣病資料館収蔵庫増設工事請負費の変更を計上している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、新型コロナウイルスワクチン定期接種の予定件数と費用についてただしたのに対し、65歳以上の方と60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する方が対象で、約6,600人を予定しており、接種費用の自己負担額は、2,000円であるとの答弁がありました。

また、放課後児童健全育成事業委託料のうち、常勤2名以上配置した場合の運営費加算の対象となる学童クラブについてただしたのに対し、一小ふれあい学童クラブ、二小ふれあい学童クラブ、ふくろふれあい学童クラブ、中央保育園西方寺認定こども園の中央学童クラブ、西方寺認定こども園の西方寺学童クラブであり、加算額は学童クラブによって異なるとの答弁がありました。

特に、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第53号令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ133万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ35億5,105万4,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人事異動による人件費の減額を計上している。

なお、財源としては、第6款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第54号令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ82万1,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ5億3,151万6,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人事異動による人件費の減額を計上している。

なお、財源としては、第3款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第55号令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ539万1,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ36億9,278万5,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費において、人事異動に伴う人件費の減額を計上している。

なお、財源としては、第7款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳第1号現行健康保険証について当面の間の存続を求める陳情について申し上げます。

審査では、健康保険証の利用登録をしていない人の体制が整うまで延長するほうがよいので賛成であるという意見が出た一方で、マイナンバーカードを取得していない人や、取得しているが健康保険証の利用登録をしていない人については、資格確認書が交付されるなどの措置が設けられており、現行の健康保険証の存続を求める必要はない。当面の間と表現しているが、具体的な期限が明確に設定されていないので反対であるなどの意見が出されました。

討論、採決の結果、賛成少数で、不採択とすべきものと決定しました。

最後に、本定例会の初日に先議案件で審査を行いました議第51号令和6年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分の省エネ家電製品買換え促進補助事業の内容について、令和5年度に利用した人も補助対象者であることを説明しなかったことは、説明不足ではなかったかと委員から指摘があり、委員長から厳重注意を行いました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和6年6月28日

総務産業常任委員長 真 野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第44号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第45号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第47号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第14号）中付託分	承 認	全員賛成
議第49号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第52号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第3号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第56号	令和6年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第57号	令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和6年6月28日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第46号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第47号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第14号）中付託分	承 認	全員賛成
議第50号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第52号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第3号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第53号	令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第54号	令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第55号	令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
陳第1号	現行健康保険証について当面の間の存続を求める陳情について	不採択	賛成少数

○議長（岩村龍男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

高岡朱美議員から、陳第1号について討論の通告があります。

これから発言を許します。

高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

陳第1号現行健康保険証について当面の間の存続を求める陳情について、賛成の立場から討論を行います。

消えた年金問題をきっかけに、本格導入された12桁のマイナンバーは、税や社会保障など複数

の制度上に、権利や義務を持つ個人が同一人物であることの確認を容易にし、行政の効率化や課税漏れを防ぐなど効果をもたらしました。一方、2015年から導入が始まったマイナンバーカードはどちらかといえば、行政側の利便性より、カードを持つ人の利便性に重きが置かれています。カードに、本人確認のための電子証明機能を持たせ、税の申告や住民票の取得など、ネットでできるようにしました。役所の窓口に行く時間がない人にとっては、とても便利になったと思います。

しかし、この機能の必要性は人によって違います。だからこそ、強制にはせず任意とされたのだと理解しております。

さて、この電子証明機能のついたマイナンバーカードを、健康保険証として利用する目的は何か。カードの保有者はそんなに便利になるのでしょうか。マイナンバーカードには、保険証番号が印字されていません。したがって、カード保有者の健康保険情報を得るためには、病院の窓口で、ネットにつなげて本人情報を得ることが大前提となります。そのため、銀行ATMと同じように、カードリーダーを通し、暗証番号を入れるか顔認証を行う作業が必要です。しかも、これまでの保険証と違い、毎受診のためにこの作業が求められ、幼い子や障害のある人、暗証番号を忘れがちな高齢者にとっては使いにくくなります。そして、もしネットに不具合が起きたり、カードリーダーの故障で読み取れないなどのトラブルが起きると、保険証番号を調べようがなく、被保険者であることを証明できなくなってしまう。そして、現段階では、その際のバックアップ機能が準備されていません。今は、大多数の人が紙の保険証を持っていますので、何とかなっています。それが、保険証を完全になくしてしまったらどうなるのか。保険医協会など多くの病院関係者が強い懸念を示し、現行の保険証を残せと署名を積み上げ、抗議の声を上げております。

以上を見る限り、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる目的は、利用者の利便性アップが主眼ではなさそうです。厚労省のホームページを見ますと、多くの人が、このシステムを利用することにより、被保険者の健康など、様々な情報がクラウド上に集まり、同じプラットフォームで一元的に管理する仕組みを考えていることが分かります。そして、デジタル庁が利用するガバメントクラウドは、アマゾンやグーグルなど全て米国のIT企業です。そして、集まった情報を民間会社に提供し、二次利用をすることまで考えられています。

自分の健康情報を提供するかしないかは、個人の選択の自由に関わる問題です。これを、健康保険証の廃止によって、事実上強制してよいのか。もっと国民的議論が必要で、性急な保険証の廃止は見合わせるべきです。

また、今、個人情報の漏えいが度々起きています。医療機関は、大事な個人の健康情報を扱っており、セキュリティを高めていく作業が必要です。

以上の理由から、当面の間、健康保険証を存続させてほしいという陳情の趣旨には、大いに賛意を表明します。

議員各位の賛同を求め、討論を終わります。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論はありませんか。

木戸議員。

○木戸理江君 真志会の木戸理江です。

私は、陳第1号現行健康保険証について当面の間の存続を求める陳情について、反対の立場で申し上げます。

陳情趣旨で、マイナンバーカード、とりわけマイナ保険証についての懸念について述べられています。健康保険証からマイナ保険証への移行に向けては、国民への周知が様々な方法で行われているところでもあります。そもそも、マイナンバーは国民全てに付与された個人識別用の番号で、それを証明するツールとしてのマイナンバーカードは、平成28年1月から交付が始まり、国民の人口の約74%、本市でもカード保有率は約75%となっています。国の施策でこの運用のための予算が確保され、このマイナ保険証は、医療機関での受付が自動化され、スムーズであること。自己負担額を超過した高額医療費が認定証の手続をしなくても、一時支払いが不要となること。就職や転職や引っ越しの際の、保険証の更新が不要であること。マイナポータルから過去の診療情報を閲覧でき、薬局では、薬の記録も確認できることなどメリットがあります。

資格確認証の発行など、救済策も用意されていることから、導入に向けて歩みを止める理由はありません。

陳情の中に、高齢者にとってのマイナ保険証の紛失や施設での管理の問題等の懸念が書かれていましたが、貴重品の紛失を防ぐ管理は、マイナ保険証に限ることではなく、これまで持っていた健康保険証と、新たに持つようになったマイナンバーカードの2つが1つに統合されれば、少なくとも紛失のリスクは半分に減ります。病院には、カードを1つ持っていけば済むのなら、それがよいのではないのでしょうか。施設が管理することについては、それが何であっても適切な管理運用をするべきですし、マイナンバーの運用で一度に管理できるなら、むしろそのほうが作業工程の簡略化が可能となり、安全に管理できるようになります。

この陳情内容は、マイナ保険証の取得は任意取得を原則とすることと、当面の間、現行健康保険証を存続させることとありますが、そもそも任意原則であれば、取得に反対する方は、永久に取得しない可能性もあり、マイナンバーカードを持つ、持たない、の議論が平行線で、同じところに着地できるものではないため、議論にならないという部分は明確であります。

また、当面の間という部分では、では、いつまでなのか。一定期間待つことで、不安が完全に払拭され、考えが変わり、そのうち、全対象者がマイナンバーカードを所持し、同時に、マイナ

保険証をひもづけするようになるのか。全く見えてこない漠然とした内容であります。

マイナ保険証については、これまで十分説明されてきており、よりよい生活環境の改善と利便性を考えることから、この陳情には反対でありますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） ほかに、討論ありませんか。

藤本議員。

○藤本壽子君 I's水俣の藤本壽子です。

陳第1号現行健康保険証について当面の間の存続を求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

まずもって、保険証からマイナンバーに移行するに当たって、特に高齢者の方々などにきちんとした聴取を行って、そして不安を聞いた上で、このことを決めているのか、ということに甚だ疑問があります。そしてこの趣旨が、①、マイナンバーカードと一本化されたマイナ保険証の取得は、申請による任意の判断のみに基づくとの原則があります。それを明確にすること。②、マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、当面の間、存続させること。このことについては、他自治体でも賛成の決議が上がっております。

私は、国民の今の、やはり不安な気持ちにきちんと寄り添い、水俣市議会でも賛成の立場で、この陳情を承認していただくようお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第44号専決処分の報告及び承認についてから、議第47号専決処分の報告及び承認についてまで、4件を一括して採決します。

本4件に対する委員会の審査報告は、いずれも承認であります。

本4件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本4件は、委員会の審査報告のとおり承認しました。

次に、議第49号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議第50号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び、議第52号令和6年度水俣市一般会計

補正予算第3号から議第57号令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号まで、8件を一括して採決します。

本8件に対する委員会の審査報告はいずれも可決であります。

本8件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本8件は、いずれも委員会審査報告のとおり可決しました。

○議長(岩村龍男君) 次に、陳第1号現行健康保険証について当面の間の存続を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、陳情本件についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の議員は、電子表決システムで賛成のボタンを押してください。

(「賛成」の議員は賛成ボタンを押す。)

○議長(岩村龍男君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」という者あり)

○議長(岩村龍男君) ボタンの使用を終了します。

賛成少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

日程第14 委員会の閉会中の継続調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長(岩村龍男君) 日程第14、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会における所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。
令和6年6月28日

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様
総務産業常任委員長 真 野 頼 隆

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。
令和6年6月28日

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様
厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

記

事件の番号	件 名	理 由
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。
令和6年6月27日

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様
議会運営委員長 小 路 貴 紀

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

○議長（岩村龍男君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで令和6年第2回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 岩 村 龍 男

署名議員 森 川 武 治

署名議員 小 路 貴 紀

令和6年6月第2回水俣市議会定例会（6月14日～7月4日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第44号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	6月14日	総務産業	7月4日 承認	
議第45号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	6月14日	総務産業	7月4日 承認	
議第46号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月14日	厚生文教	7月4日 承認	
議第47号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第14号）	6月14日	各 委	7月4日 承認	
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	6月14日	総務産業	6月14日 承認	
議第49号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	6月14日	総務産業	7月4日 原案可決	
議第50号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6月14日	厚生文教	7月4日 原案可決	
議第51号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	6月14日	各 委	6月14日 原案可決	
議第52号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	6月14日	各 委	7月4日 原案可決	
議第53号	令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	6月14日	厚生文教	7月4日 原案可決	
議第54号	令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6月14日	厚生文教	7月4日 原案可決	
議第55号	令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月14日	厚生文教	7月4日 原案可決	
議第56号	令和6年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	6月14日	総務産業	7月4日 原案可決	
議第57号	令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	6月14日	総務産業	7月4日 原案可決	
議第58号	人権擁護委員候補者の推薦について	6月14日	省 略	6月14日 適任	
議第59号	人権擁護委員候補者の推薦について	6月14日	省 略	6月14日 適任	

〔選挙〕

件 名	選挙月日	当 選 人	備 考
選挙管理委員会委員 及び補充員の選挙について	6月14日	(委員) 井上信二・吉村明賢・佐伯宗雄・遠山正行 (補充員) 松山勝征・市来敏明・緒方康洋・池田龍己	指名推選

〔報告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第1号	繰越明許費の報告について	6月14日
報告第2号	事故繰越しの報告について	6月14日
報告第3号	予算の繰越しの報告について	6月14日
報告第4号	予算の繰越しの報告について	6月14日
報告第5号	水俣市土地開発公社の経営状況報告について	6月14日
報告第6号	株式会社みなまたの経営状況報告について	6月14日
報告第7号	専決処分報告について	6月14日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	7月4日	総務産業	7月4日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	7月4日	厚生文教	7月4日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	7月4日	議会運営	7月4日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第1号	加齢性難聴者の補聴器購入に 公的助成を求める陳情について	水俣市桜井町2丁目 2-28 みなまた健康友の会 会長 森下 孝子	厚生文教	令和5年 6月8日	6月14日 撤回承認

〔陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第1号	現行健康保険証について当面 の間の存続を求める陳情について	熊本市中央区九品寺 1丁目17番9号 熊本県退職者連合 会長 米岡 新一 外1人	厚生文教	6月14日	7月4日 不採択

**令和6年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(提出議案)**

令和 6 年 6 月第 2 回定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	提出年月日	ページ
議第44号	専決処分の報告及び承認について 専第 2 号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	令和 6 年 6 月 14 日	1～11
議第45号	専決処分の報告及び承認について 専第 3 号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	令和 6 年 6 月 14 日	12～13
議第46号	専決処分の報告及び承認について 専第 4 号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和 6 年 6 月 14 日	14～15
議第47号	専決処分の報告及び承認について 専第 5 号 令和 5 年度水俣市一般会計補正予算（第 14 号）	令和 6 年 6 月 14 日	16～22
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第 6 号 令和 6 年度水俣市一般会計補正予算（第 1 号）	令和 6 年 6 月 14 日	23～26
議第49号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	令和 6 年 6 月 14 日	27
議第50号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	令和 6 年 6 月 14 日	28
議第51号	令和 6 年度水俣市一般会計補正予算（第 2 号）	令和 6 年 6 月 14 日	29～31
議第52号	令和 6 年度水俣市一般会計補正予算（第 3 号）	令和 6 年 6 月 14 日	32～38
議第53号	令和 6 年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	令和 6 年 6 月 14 日	39～41
議第54号	令和 6 年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	令和 6 年 6 月 14 日	42～44
議第55号	令和 6 年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	令和 6 年 6 月 14 日	45～47
議第56号	令和 6 年度水俣市水道事業会計補正予算（第 1 号）	令和 6 年 6 月 14 日	48～49
議第57号	令和 6 年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	令和 6 年 6 月 14 日	50～51
議第58号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和 6 年 6 月 14 日	52
議第59号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和 6 年 6 月 14 日	53

議第44号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

専第2号

専 決 処 分 書

水俣市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

令和6年3月31日専決

水俣市長 高 岡 利 治

水俣市税条例等の一部を改正する条例

第1条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

（9） 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34

条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第

2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通

徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、

第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金

額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条

の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第20項を削り、同条第19項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第10条の2第21項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令

和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、

100 分の 2.5)」及び「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第 15 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

- (2) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の水俣市税条例第34条の7第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の水俣市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、

令和５年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- ２ 令和２年４月１日から令和６年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項及び第４項において「旧法」という。）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- ３ 平成２９年４月１日から令和６年３月３１日までの間に受けた旧法附則第１５条第３２項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第45号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

専第3号

専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

令和6年3月31日専決

水俣市長 高 岡 利 治

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第21条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税に急施を要することから、専決処分するものである。

議第46号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

専第4号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

専第4号

専 決 処 分 書

水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分とすることとする。

令和6年3月31日専決

水俣市長 高 岡 利 治

水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ア中「2,040円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,020円」を「1,000円」に改める。

第5条第2項第2号中「水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成5年条例第4号）」を「水俣市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年条例第4号）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）以後の診療又は施術に係る医療費について適用し、適用日前の診療にかかる医療費については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の改正に伴い、重度心身障害者医療費助成に急施を要することから専決処分するものである。

議第 4 7 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

水俣市長 高 岡 利 治

専第 5 号 令和 5 年度水俣市一般会計補正予算（第 1 4 号）

専 第 5 号

専 決 処 分 書

令和5年度水俣市の一般会計補正予算（第14号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等のため、予算措置に急を要し、専決処分するものである。

令和５年度 水俣市一般会計補正予算（第１４号）

令和５年度水俣市の一般会計補正予算（第１４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，８９４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

１６，７１９，５２８千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加・変更は、「第２表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条 地方債の変更は、「第３表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (第14号)

(単位：千円)

歳入	款	項	既定額	補正額	計
14	国庫支出金		3,045,720	3,894	3,049,614
		2 国庫補助金	1,123,327	3,894	1,127,221
18	繰入金		367,896	1,515	369,411
		1 基金繰入金	366,083	1,515	367,598
19	繰越金		218,924	30,898	249,822
		1 繰越金	218,924	30,898	249,822
21	市債		1,081,800	△32,413	1,049,387
		1 市債	1,081,800	△32,413	1,049,387
	補正されなかった款に係る額		12,001,294		12,001,294
	歳入	合計	16,715,634	3,894	16,719,528

(単位：千円)

歳 出	款	項	既 定 額	補 正 額	計
2	総務費		2,036,697	3,894	2,040,591
3	民生費	3 戸籍住民基本台帳費	90,104	3,894	93,998
			6,307,222	0	6,307,222
2	児童福祉費		1,926,301	0	1,926,301
4	衛生費		1,938,390	0	1,938,390
1	保健衛生費		497,461	0	497,461
6	上水道費		24,758	0	24,758
5	農林水産業費		480,267	0	480,267
1	農業費		239,036	0	239,036
2	林業費		201,390	0	201,390
6	商工費		603,935	0	603,935
1	商工費		603,935	0	603,935
7	土木費		1,072,134	0	1,072,134
2	道路橋りょう費		331,259	0	331,259
5	都市計画費		530,625	0	530,625
6	住宅費		188,914	0	188,914
8	消防費		440,841	0	440,841
1	消防費		440,841	0	440,841
9	教育費		1,519,594	0	1,519,594
1	教育総務費		258,068	0	258,068
5	保健体育費		826,253	0	826,253
10	災害復旧費		30,448	0	30,448
2	公共土木施設災害復旧費		22,647	0	22,647
	補正されなかった款に係る額		2,286,106		2,286,106
	歳 出 合 計		16,715,634	3,894	16,719,528

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務経費	千円 11,379

2 変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
4 衛生費	4 環境対策費	水俣病資料館整備事業	千円 4,895	水俣病資料館整備事業	千円 5,157
7 土木費	2 道路橋りょう費	袋インター関連道路改良事業	12,814	袋インター関連道路改良事業	19,141
		牧ノ内・大迫線道路改良事業	1,100	牧ノ内・大迫線道路改良事業	1,737

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
公営住宅建設事業	千円				千円	
	59,400				58,800	
	22,200				15,300	
緊急防災・減災事業	513,300				511,100	
過疎対策事業	405,400				394,400	
水道事業	3,500				2,200	
臨時財政対策債	59,000				48,587	
補正されなかった事業に係る額	19,000				19,000	
計	1,081,800				1,049,387	

議第 4 8 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

水俣市長 高 岡 利 治

専第 6 号 令和 6 年度水俣市一般会計補正予算（第 1 号）

専 第 6 号

専 決 処 分 書

令和6年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年4月22日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

令和6年能登半島地震の被災市町村に対する人的支援等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

令和6年度 水俣市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,254千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,419,254千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (第1号)

歳 入		(単位：千円)			
歳 入	款	項	既 定 額	補 正 額	計
18 繰入金			551,082	5,254	556,336
	1	基金繰入金	551,082	5,254	556,336
補正されなかった款に係る額			15,862,918		15,862,918
歳 入 合 計			16,414,000	5,254	16,419,254

歳 出		(単位：千円)			
歳 出	款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総務費			2,125,299	1,155	2,126,454
	1	総務管理費	1,791,467	1,155	1,792,622
9 教育費			1,282,245	4,099	1,286,344
	5	保健体育費	443,027	4,099	447,126
補正されなかった款に係る額			13,006,456		13,006,456
歳 出 合 計			16,414,000	5,254	16,419,254

議第49号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ア（ウ）を次のように改める。

（ウ）同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の水俣市営住宅条例第5条第1項第1号ア（ウ）の規定は、令和7年度以後の年度の毎月の家賃について適用し、令和6年度までの年度の毎月の家賃については、なお従前の例による。

（提案理由）

市営住宅の収入基準について、裁量階層世帯に係る子育て世帯の対象範囲を拡大し居住の安定を図る必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第50号

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「を掲示しなければならない。」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（提案理由）

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

令和 6 年 度

水俣市一般会計補正予算書

令和6年度 水俣市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度水俣市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ223,035千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,642,289千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第2号)

歳 入		(単位：千円)			
歳 入	款	項	既 定 額	補 正 額	計
14	国庫支出金		2,567,728	215,302	2,783,030
18	繰入金	2 国庫補助金	781,242	215,302	996,544
			556,336	7,733	564,069
		1 基金繰入金	556,336	7,733	564,069
	補正されなかった款に係る額		13,295,190		13,295,190
	歳 入 合 計		16,419,254	223,035	16,642,289

歳 出		(単位：千円)			
歳 出	款	項	既 定 額	補 正 額	計
2	総務費		2,126,454	7,733	2,134,187
		1 総務管理費	1,792,622	7,733	1,800,355
3	民生費		5,526,200	205,258	5,731,458
		1 社会福祉費	3,050,765	205,258	3,256,023
4	衛生費		1,949,353	10,044	1,959,397
		4 環境対策費	192,915	10,044	202,959
	補正されなかった款に係る額		6,817,247		6,817,247
	歳 出 合 計		16,419,254	223,035	16,642,289

令和 6 年 度

水俣市一般会計補正予算書

令和6年度 水俣市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120,667千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,762,956千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第3号)

(単位: 千円)

歳 入	款	項	既 定 額	補 正 額	計
14 国庫支出金			2,783,030	41,713	2,824,743
15 県支出金		2 国庫補助金	996,544	41,713	1,038,257
			1,503,152	5,323	1,508,475
18 繰入金		2 県補助金	647,678	5,323	653,001
			564,069	2,042	566,111
19 繰越金		1 基金繰入金	564,069	2,042	566,111
			1	15,889	15,890
20 諸収入		1 繰越金	1	15,889	15,890
			249,941	200	250,141
21 市債		4 雑入	237,934	200	238,134
			1,171,200	55,500	1,226,700
		1 市債	1,171,200	55,500	1,226,700
	補正されなかった款に係る額		10,370,896		10,370,896
	歳 入	合 計	16,642,289	120,667	16,762,956

歳 出		款	項	既 定 額	補 正 額	計
1	議会費			142,326	△31	142,295
			1 議会費	142,326	△31	142,295
2	総務費			2,134,187	27,084	2,161,271
			1 総務管理費	1,800,355	44,309	1,844,664
			2 徴税費	213,540	△11,127	202,413
			3 戸籍住民基本台帳費	73,590	△1,514	72,076
			4 選挙費	10,736	△4,597	6,139
			6 監査委員費	27,123	13	27,136
3	民生費			5,731,458	7,325	5,738,783
			1 社会福祉費	3,256,023	△34,548	3,221,475
			2 児童福祉費	1,956,397	37,805	1,994,202
			3 生活保護費	519,038	4,068	523,106
4	衛生費			1,959,397	93,593	2,052,990
			1 保健衛生費	423,879	95,312	519,191
			2 清掃費	892,605	△819	891,786
			4 環境対策費	202,959	△900	202,059
5	農林水産業費			494,545	4,146	498,691
			1 農業費	272,327	△4,621	267,706
			2 林業費	163,240	7,076	170,316
			3 水産業費	58,978	1,691	60,669
6	商工費			379,728	2,640	382,368
			1 商工費	379,728	2,640	382,368
7	土木費			1,770,668	△10,813	1,759,855
			2 道路橋りょう費	955,588	1,579	957,167
			5 都市計画費	503,115	3,098	506,213

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
	6 住宅費	292,254	△15,490	276,764
8 消防費		602,291	0	602,291
	1 消防費	602,291	0	602,291
9 教育費		1,286,344	△3,277	1,283,067
	1 教育総務費	289,094	△4,028	285,066
	4 社会教育費	267,661	△9,495	258,166
	5 保健体育費	447,126	10,246	457,372
	補正されなかった款に係る額	2,141,345		2,141,345
	歳 出 合 計	16,642,289	120,667	16,762,956

第2表 債務負担行為補正

1 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
公用車購入費 (財政課)	令和6年度 自 至 令和7年度	1,821	令和6年度 自 至 令和7年度	2,052 千円
水俣病資料館収蔵庫増設工事請負費 (環境課)	令和7年度 自 至 令和7年度	64,113	令和7年度 自 至 令和7年度	74,113

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
公営住宅建設事業	千円				千円	
	117,900				147,500	
	16,300				45,500	
緊急防災・減災事業	990,400				987,100	
過疎対策事業	46,600				46,600	
補正されなかった事業に係る額						
計	1,171,200				1,226,700	

議第53号

令和6年度

水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算書

令和 6 年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 3 3 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 5 5 1, 0 5 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

水俣市長 高 岡 利 治

第1表 歳入歳出予算補正 (第1号)

歳 入		(単位：千円)			
歳 入	款	項	既 定 額	補 正 額	計
6	繰入金		255,985	△1,334	254,651
		1 他会計繰入金	255,985	△1,334	254,651
	補正されなかった款に係る額		3,296,403		3,296,403
	歳 入 合 計		3,552,388	△1,334	3,551,054

歳 出		(単位：千円)			
歳 出	款	項	既 定 額	補 正 額	計
1	総務費		89,877	△1,334	88,543
		1 総務管理費	54,777	△1,224	53,553
		2 徴税費	27,247	△110	27,137
	補正されなかった款に係る額		3,462,511		3,462,511
	歳 出 合 計		3,552,388	△1,334	3,551,054

議第54号

令和6年度

水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算書

令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ821千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ531,516千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第1号)

歳 入		(単位：千円)			
款	項	既 定 額	補 正 額	計	
3 繰入金		186, 110	△821	185, 289	
	1 一般会計繰入金	186, 110	△821	185, 289	
補正されなかった款に係る額		346, 227		346, 227	
歳 入 合 計		532, 337	△821	531, 516	

歳 出		(単位：千円)			
款	項	既 定 額	補 正 額	計	
1 総務費		530, 755	△821	529, 934	
	1 総務管理費	17, 476	122	17, 598	
	2 徴収費	6, 315	△943	5, 372	
補正されなかった款に係る額		1, 582		1, 582	
歳 出 合 計		532, 337	△821	531, 516	

令和6年度

水俣市介護保険特別会計補正予算書

令和6年度 水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,391千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,692,785千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第1号)

歳 入		(単位：千円)			
歳 入	款	項	既 定 額	補 正 額	計
7	繰入金		579,588	△5,391	574,197
		1 一般会計繰入金	579,588	△5,391	574,197
	補正されなかった款に係る額		3,118,588		3,118,588
	歳 入 合 計		3,698,176	△5,391	3,692,785

歳 出		(単位：千円)			
歳 出	款	項	既 定 額	補 正 額	計
1	総務費		84,463	△5,391	79,072
		1 総務管理費	43,383	△5,376	38,007
		2 徴収費	6,500	△15	6,485
	補正されなかった款に係る額		3,613,713		3,613,713
	歳 出 合 計		3,698,176	△5,391	3,692,785

議第 5 6 号

令和 6 年度

水俣市水道事業会計補正予算書
(第 1 号)

水俣市上下水道局

令和6年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度水俣市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 水道事業収益	440,276 千円	14,301 千円	454,577 千円
第1項 営業収益	383,598 千円	14,985 千円	398,583 千円
第2項 営業外収益	56,676 千円	△ 684 千円	55,992 千円
第3項 特別利益	2 千円	0 千円	2 千円
	支 出		
第1款 水道事業費	403,282 千円	12,737 千円	416,019 千円
第1項 営業費用	386,216 千円	12,737 千円	398,953 千円
第2項 営業外費用	15,965 千円	0 千円	15,965 千円
第3項 特別損失	101 千円	0 千円	101 千円
第4項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条第1号中、職員給与費「78,426千円」を「91,763千円」に改める。

令和6年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

令和 6 年度

水俣市公共下水道事業会計補正予算書
(第 1 号)

水俣市上下水道局

令和6年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度水俣市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度水俣市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 公共下水道事業収益	843,087 千円	2,806 千円	845,893 千円
第1項 営業収益	401,095 千円	0 千円	401,095 千円
第2項 営業外収益	441,991 千円	2,806 千円	444,797 千円
第3項 特別利益	1 千円	0 千円	1 千円
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 公共下水道事業費	843,087 千円	2,806 千円	845,893 千円
第1項 営業費用	813,397 千円	2,806 千円	816,203 千円
第2項 営業外費用	28,590 千円	0 千円	28,590 千円
第3項 特別損失	100 千円	0 千円	100 千円
第4項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	158,719 千円	565 千円	159,284 千円
第1項 企業債	29,700 千円	0 千円	29,700 千円
第2項 出資金	85,657 千円	0 千円	85,657 千円
第3項 負担金	196 千円	0 千円	196 千円
第4項 補助金	43,166 千円	565 千円	43,731 千円
	支 出		
第1款 資本的支出	428,402 千円	565 千円	428,967 千円
第1項 建設改良費	68,071 千円	565 千円	68,636 千円
第2項 企業債償還金	359,331 千円	0 千円	359,331 千円
第3項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条第1号中「職員給与費 51,746千円」を「職員給与費 54,522千円」に改める。

（他会計からの補助金等の補正）

第5条 予算第9条中「408,929千円」を「412,300千円」に改める。

令和6年6月14日提出

水俣市長 高岡利治

議第 58 号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 14 日提出

水俣市長 高 岡 利 治

住 所 水俣市初野 53 番地

氏 名 本田 真一

生年月日 昭和 32 年 4 月 2 日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

議第 59 号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 14 日提出

水俣市長 高 岡 利 治

住 所 水俣市陣内 1 丁目 14 番 3 号

氏 名 小形 美千代

生年月日 昭和 28 年 3 月 25 日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。